

第 3 部

災害応急対策計画

第3部 災害応急対策計画

第1章 応急活動態勢

第1節 市災害対策本部の設置及び運営（各部）

本部の組織及び運営は、災害対策基本法、市災害対策本部条例・同施行規則（以下「本部規則」という。）及び同運営要綱（以下「市本部運営要綱」という。）の定めるところによる。その概要は次のとおりである。

第1項 市災害対策本部設置及び廃止

1 市災害対策本部の設置

- (1) 市長は、市の地域について地震等の災害（第17章の災害救助法の適用基準に達する程度の災害をいう。以下本章において同じ。）が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、市災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置する。
- (2) 本部員（本部規則第5条第1項）は、市本部を設置する必要があると認めるときは、環境安全部長に市本部の設置を要請することができる。
- (3) 環境安全部長は、上記(2)の要請があった場合又はその他の状況により、市本部を設置する必要があると認めるときは、本部員を招集して、協議の上本部の設置を市長に申請しなければならない。

2 市本部設置の通知

- (1) 市長は市本部を設置したときは、環境安全部長を通じ、その旨を都知事及び、次に掲げるもののうち必要と認めた者に、市本部の設置を通知しなければならない。
 - ア 本部員
 - イ 都知事（総務局総合防災部防災対策課）
 - ウ 警視庁府中警察署長
 - エ 東京消防庁府中消防署長
 - オ 府中市消防団長
 - カ 関係防災機関の長又は代表者
- (2) 本部員は、上記2、(1)の通知を受けたときは、所属職員に対し周知徹底させなければならない。
- (3) 広報課長（本部広報係長）は、市本部が設置されたときは、その旨を市民や報道機関に発表しなければならない。

3 本部標示の掲出

市本部が設置された場合は、市役所に「府中市災害対策本部」の標示を掲出する。

4 市本部の廃止

- (1) 市本部長は、市の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは市本部を廃止する。
- (2) 市本部の廃止の通知等は、市本部設置の通知に準じて処理する。

第2項 市本部の組織

- 1 市本部は、本部長室及び部をもって構成する。
- 2 本部長室は、本部長、副本部長（副市長・教育長）及び本部員（部長）をもって構成する。
- 3 本部長は、災害応急対策のため必要があると認めるときは、現地災害対策本部を置く。

第3項 市本部長等の責務

- 1 本部長は、市本部の事務を統括し、市本部の職員を指揮監督する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
- 4 本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

第4項 本部長室の所掌事務

本部長室は、次の各号に掲げる事項について、市本部の基本方針を審議決定する。

- 1 市本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
- 2 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 3 避難の勧告又は指示に関すること。
- 4 都、関係防災機関等に対する応援の要請に関すること。
- 5 災害救助法の適用要請及び自衛隊の派遣要請に関すること。
- 6 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- 7 全各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

第5項 本部連絡員・本部派遣員

- 1 本部連絡員は、本部長室と部相互間の連絡調整を推進するため、部長が部所属の課長級の職にあるもの者のうちから指名する。
- 2 環境安全部長は、本部長室又は指定した場所に、本部連絡員を召集することができる。
- 3 環境安全部長は、特に必要があると認めるときは、府中消防署、府中警察署、消防団、指定地方行政機関等から、本部派遣員の派遣を求めることができる。

第6項 災害救助法の救助事務

災害が急迫して、都知事による救助の実施を待つことができないときは、市本部長は災害救助法の規定による救助を開始に着手し、その状況を直ちに都知事に報告しその後の処置について都知事の指揮を受け救助事務を実施する。

第7項 活動態勢

- 1 市は、市本部を、本章第1項により市庁舎に設置した場合、本部長及び災害応急対策に従事する職員を配置する。
- 2 本部が設置される以前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、本部が設置された場合に準じて処理する。この場合、本編において「本部長」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。
- 3 第17章に定めるところにより、市の地域に災害救助法が適用されたときは、本部長（本部が設置されていない場合は市長。以下本編第17編において同じ。）は、都知事の指揮を受けて、同法に基づく災害事務を実施する。
- 4 市は、夜間休日等の勤務時間外の地震発生に備え、情報連絡体制を確保する。
- 5 市は、市庁舎が被災した場合等、市本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、矢崎町防災倉庫会議室を予備施設とする。

※その他、状況に応じて市施設等を指定する。

第2節 市職員の初動態勢（各部）

第1項 震災時非常配備態勢

市長は、平日の勤務時間内において市の地域内で地震等の大規模な災害が発生、または発生する恐れがあると認めたときは、震災時非常配備態勢を発令する。

1 震災時非常配備態勢

(1) 震災時第一非常配備態勢

ア 時期

第一非常配備態勢は、市の地域において震度5弱以上の地震が発生または発生するおそれがあると認めた場合、及び災害の状況により本部長が必要であると認めたときにその指令を発する。

イ 態勢

市職員は、市の地域についての災害に直ちに対処できる態勢とする。

(2) 震災時第二非常配備態勢

ア 時期

第二非常配備態勢は、市の地域において震度6弱以上の地震が発生した場合、または災害その他の状況により、本部長が必要であると認めたときにその指令を発する。

イ 態勢

職員は身の安全を図り、揺れが収まった時点で活動を開始する。

本部の全力をもって対処する態勢とする。

2 府中市消防団の活動

府中市消防団は別に定める要綱に基づき直ちに活動する。

3 関係機関の協力

府中市地域防災計画に定める指定防災機関は、前1、(1)、(2)に定める地震が発生した場合は、直ちに連絡体制を確認するとともに、連携して被害の対処にあたるものとする。

4 震災時非常配備態勢の特例

市長は、災害及びその他の状況により必要があると認めたときは、特定の部に対して非常配備態勢の指令を発し、または特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

5 動員表及び本部連絡員名簿

非常配備態勢別の職員の動員表及び本部連絡員の名簿は別に定める。

第2項 震災時特別非常配備態勢

1 任務

市長は、休日・夜間等の勤務時間外において市の区域内で地震等による突発的な災害が発生した場合は、本部の設置を待たずに、特別非常配備態勢をとり、発災初期の事態に対応し、災害応急対策を迅速に実施する。

2 特別非常配備態勢の種別

(1) 第一次特別非常配備態勢

- ・職員構成：防災課員及び市内在住で1時間以内に所定の配備（本部運営要綱に基づく配備）につける職員とし、名簿は別に定める。
- ・参集態勢：市において、震度5弱以上の地震の発生を感知または知ったときには、初動班、及び防災課員は速やかに出動し、所定の配備につく。

(2) 第二次特別非常配備態勢

- ・職員構成：全職員とする。
- ・参集態勢：市において、震度6弱以上の地震の発生を感知又または知ったときには、速やかに参集し、所定の配備につく。

(3) 初動班

- ・職員構成：第一次特別非常配備態勢職員の中から、市内及び近隣に在住する職員で、市長が指名したものを充てる。名簿は別に定める。
- ・出動態勢：市において、震度5弱以上の地震の発生を感知又は知ったときには、速やかに出動し、所定の活動を行う。
- ・活動内容：指定避難所の状況及び市街地の被災状況を確認し、市本部との連絡体制の確保、避難誘導、避難所の開設準備等を行う。

第3節 府中市防災会議の招集（各部・各機関）

市の地域に災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策に関し、都、他市町村、指定地方行政機関等相互間の連絡調整を円滑に行うため、市長は、市防災会議の招集を行う。また、特に必要と認める時は、防災会議委員は、会議の招集を要請するものとする。

第4節 指定地方行政機関等の活動態勢（各機関）

第1項 責務

- 1 指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関は、市の地域について地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、防災基本計画、防災業務計画・東京都地域防災計画（以下「都地域防災計画」という。）及び府中市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）の定めるところにより、災害応急対策を実施するとともに、市が実施する災害応急対策が円滑に行われるよう、その業務について市に協力する。
- 2 市の地域内の公共的団体・防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令及び市防災計画の定めるところにより、災害対策を実施する。

第2項 活動態勢

- 1 指定地方行政機関等は、第1項の責務を遂行するために必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておく。

第2章 情報の収集と伝達

地震等の災害が発生した場合は、各防災機関が緊密に連携して気象及び被害状況等の的確な情報収集と伝達を行い応急対策を実施しなければならない。

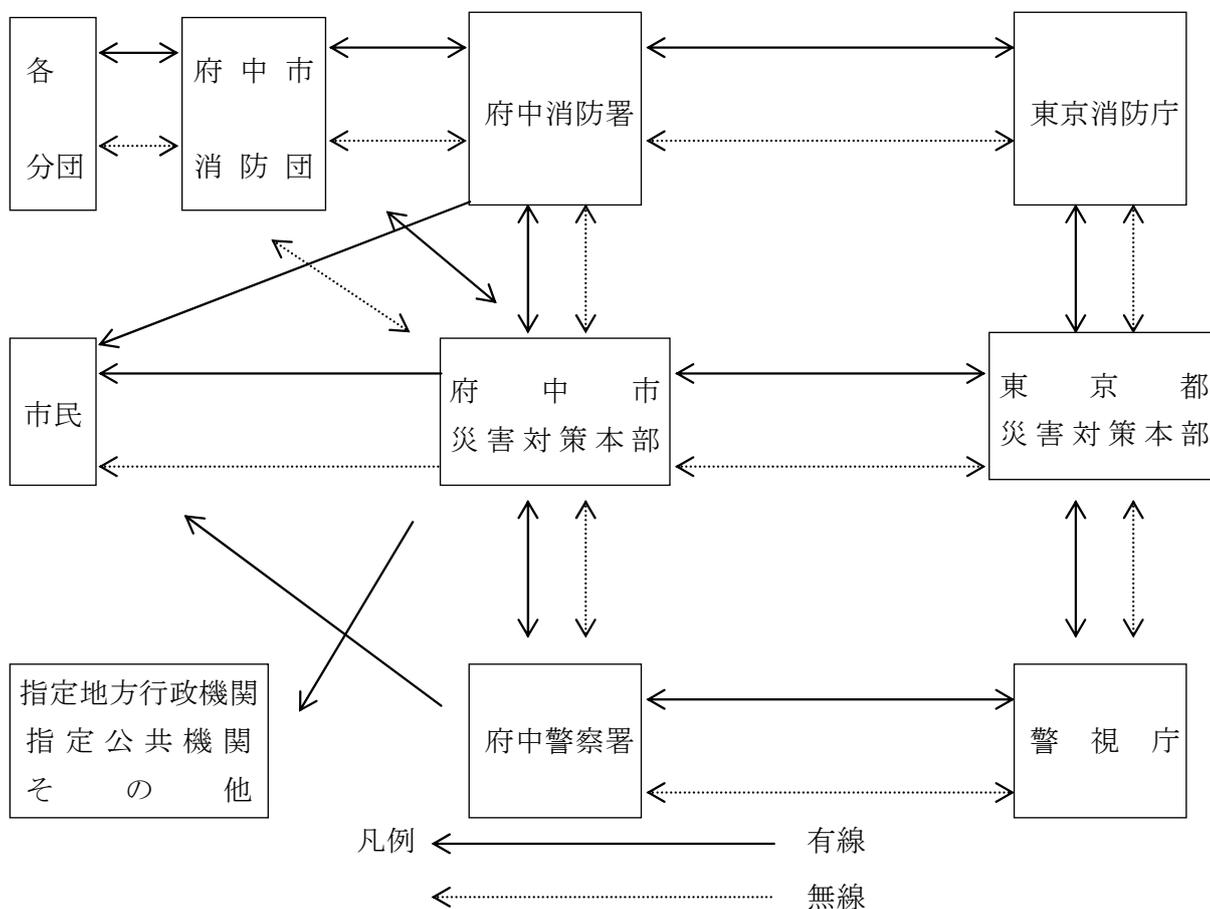
被災住民等に対して適切な広報活動を行うことは、パニックを防止し、社会的混乱を最小限にとどめるとともに、秩序ある避難等応急対策の効果を高める。

第1節 情報連絡体制（環境安全部）

災害時に円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携のもと、災害に関する情報の連絡を的確かつ迅速に行うことが必要である。

第1項 通信連絡系統

都及び各防災機関等との相互連絡は防災行政無線を基幹とした通信網により情報連絡を行う。災害時の情報連絡の流れは、次のとおりである。



<通信連絡体制の内容>

区 分	内 容
市	1 市は、東京都防災行政無線を活用し、都本部と直接情報連絡を行う。 2 市は、防災行政無線その他の手段の活用により、府中警察署、府中消防署、各行政機関、公共機関等の防災機関と情報連絡を行う。 3 災害に関する情報の収集と伝達を円滑に処理するため、府中警察署、府中消防署等の協力を確保する。 4 緊急を要する通信を確保し、又は優先通信の途絶に対処するため非常（緊急）通信、若しくは非常（緊急）電報及び非常無線通信を活用できるよう、NTT及び各施設責任者の協力を確保する。
都	防災行政無線を基幹として、各無線や有線電気通信設備の利用等各種の通信手段により市と情報連絡を行う。
府中警察署	警察無線及び警察電話及び各種の通信手段を活用し、市と情報連絡を行う。
府中消防署	消防無線、消防電話及び各種の通信手段を活用し、市と情報連絡を行う。
その他の防災機関	それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種の連絡手段により通信連絡を行う。

第2項 主な通信施設等の整備

1 防災行政無線

防災行政無線（電話・ファクシミリ・データ通信・画像通信）により市と都の通信連絡態勢を確立した。

市における各防災機関及び主要施設等との通信は防災行政無線を基幹としたものとなっている。（概念図参照）

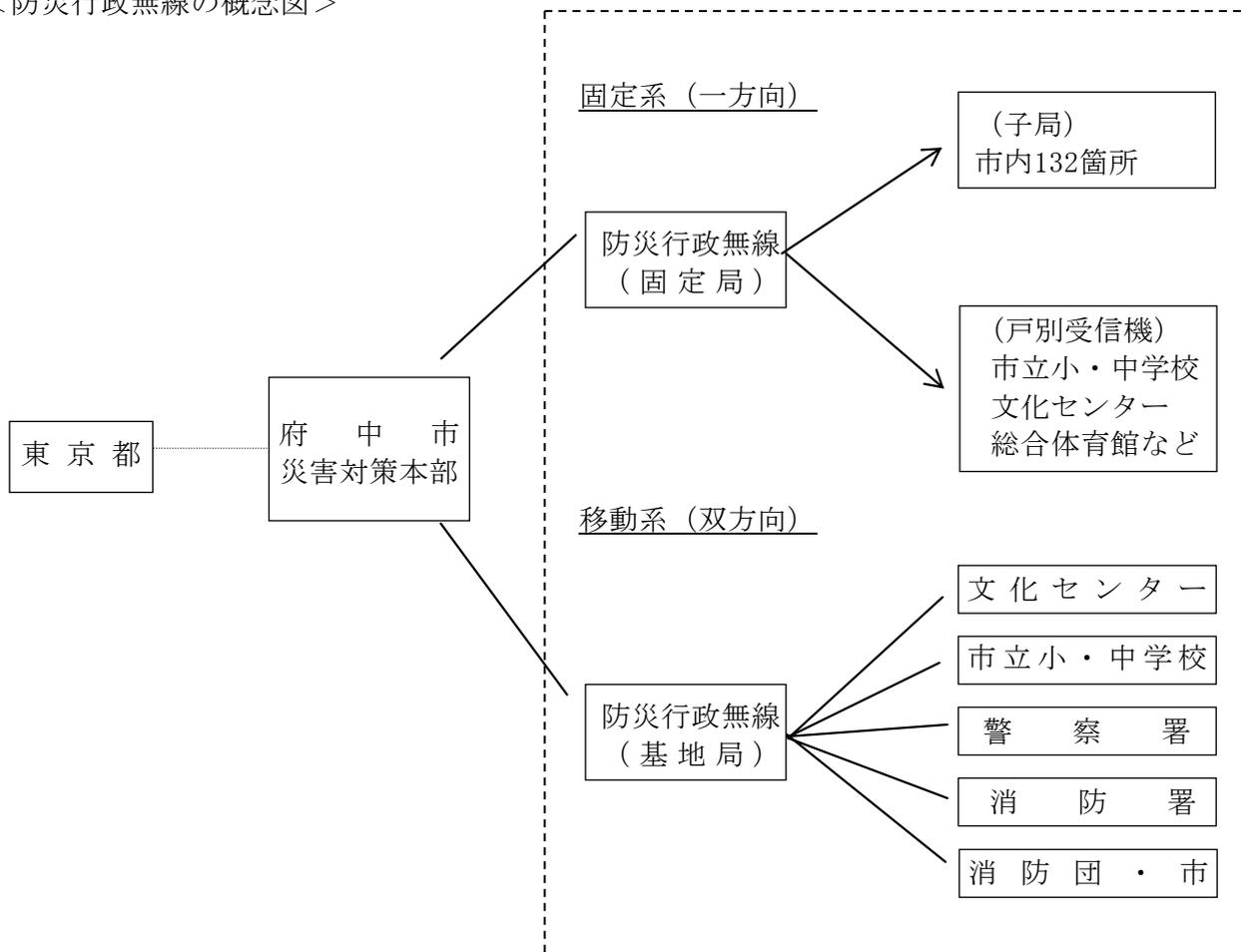
なお、第5次府中市総合計画後期基本計画に示すとおり、現在、防災行政無線の改修を進めているところであり、平成25年度までに全機の改修を目指している。

<整備状況>

固定系	固定局（市役所）	132基
移動系	基地局（市役所） 制御器 14基	160基

なお、指定避難所となる小・中学校及び文化センター等に、防災行政無線戸別受信機を設置する。

<防災行政無線の概念図>



2 緊急連絡システム

消防署から緊急時に発する指令によりサイレンを吹き鳴らす連絡網で、各18分団及び防災センターと直結する。また、緊急情報の内容をファックスにより各分団に通信するシステムとなっている。

3 携帯電話等

情報収集と伝達を確実なものとするためには、通信手段の多重化を進めていく必要があるため、携帯電話やインターネット等、様々な通信手段の導入整備を図る。

また、携帯電話被害情報システムの活用についても検討する。

4 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の導入の検討

緊急地震速報等の情報を防災行政無線を自動起動し、市民に瞬時に伝達するシステム（J-ALERT）の導入について、現在行われている実証実験の結果を踏まえ、検討する。

※緊急地震速報とは、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して、震源や地震の規模を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、衛星通信ネットワークを通じて可能な限り素早く知らせる情報のこと。

第2節 災害情報の収集と伝達（環境安全部・政策総務部・税務管財部・各機関）

震災時に被害の発生や二次災害を未然に防ぎ、あるいは被害を軽減させるためには、関係防災機関や市民等に災害に関する情報を迅速かつ正確に伝達する必要がある。

市及び防災関係機関は、災害が発生した場合には、速やかに被害状況等を収集把握し、通報及び伝達をする。

第1項 情報の通報及び伝達

<情報の通報及び伝達>

区 分	内 容
市	<p>1 異常現象の通報 市は、災害が発生するおそれがある異常な現象の発見者、又はその通報を受けた警察官から連絡を受けたとき、若しくは、自ら知ったときは直ちに都に通報する。</p> <p>2 一般の災害原因に関する情報の通報 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに市内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織及び市民等に周知する措置をとる。</p> <p>3 予警報の伝達 市は、重要な注意報及び警報について、都、府中警察署又は府中消防署等からの通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは、直ちに市内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に通報するとともに、警察機関及び消防機関の協力を得て、市民に周知する。</p>
都	<p>1 重要な情報の通報 都は、地象、水象その他の災害原因に関する重要な情報で、市に関係するものについて、気象庁、他市町村その他の関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどにより知ったときは、直ちに市に通報する。</p> <p>2 注意報及び警報の通報 都は、重要な注意報及び警報で、市に関係するものについて、気象庁から通報を受けたとき、又はその発令を知ったときは、直ちに市に通報する。</p>
府中警察署	<p>1 異常現象の通報 府中警察署長は、異常現象を認知したとき、又は、その発見者から通報を受けたときは、直ちに市に通報する。</p>
府中消防署	<p>1 異常現象の通報 府中消防署長は、異常現象を認知したとき、又は、その発見した者から通報を受けたときは、直ちに市に連絡する。</p> <p>2 災害情報の通報 府中消防署長は、災害情報について、関係機関から通報を受けたとき、又は自らの情報収集などによって知った時は、直ちに市に通報する。</p>

第2項 情報の収集と伝達

1 収集と伝達態勢

(1) 市における情報連絡

ア 市本部設置前の情報の収集と伝達態勢

特別非常配備態勢により被害情報の収集と伝達を行う。

イ 市本部設置後

非常配備態勢による市本部設置後は、市本部運営要綱に定める本部連絡員が連絡責任者となる。各部の収集と伝達する情報は2のとおり。

市本部が設置された場合の情報受発センターは、市役所1階市民談話室に設ける本部長室とし、各機関との情報連絡を行う。

(2) 地域における情報連絡

消防団員及び自主防災組織の構成員の中から地域における情報を連絡する責任者をあらかじめ定め、迅速かつ適確な情報の収集に当たる。

2 収集と伝達、情報の種類

- (1) 人的、物的被害状況（税務管財部等）
- (2) 避難の状況（市民生活部等）
- (3) 交通機関の運行及び道路交通の状況（環境安全部等）
- (4) 防災関係機関の防災応急対策の実施状況（環境安全部等）
- (5) ガス、上下水道、電気等生活関連施設の運営状況（環境安全部・各企業等）
- (6) 情報の変容、流言等の状況（環境安全部等）
- (7) 避難の勧告、指示又は警戒区域の設定の伝達（環境安全部等）
- (8) 消防団員等の配備命令の伝達（環境安全部等）
- (9) 市内企業等に対する防災応急対策実施指示等（市民生活部等）

第3節 被害状況の調査報告

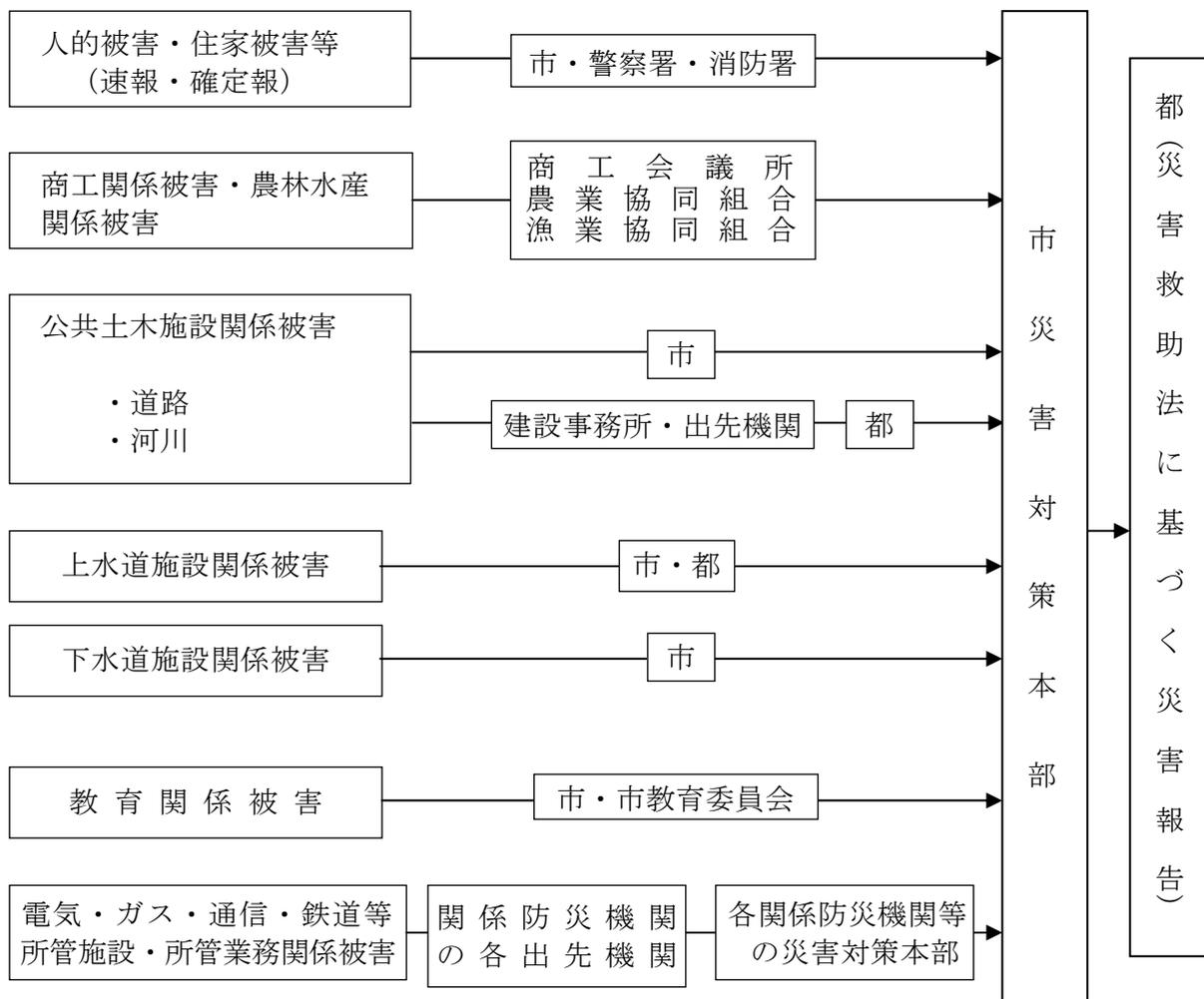
(環境安全部・税務管財部・府中警察署・府中消防署)

各防災関係機関は、震災の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、あらかじめ定められた伝達システムにより、市に報告する。

第1項 被害状況の報告・伝達系統

被害状況の報告、伝達系統は、次のとおりである。

<被害状況の報告・伝達系統>



第2項 被害状況の調査報告

<被害状況の調査報告>

機 関 名	
市	<p>1 調査報告体制の整備 被害状況の迅速かつ的確な把握をするため、次によりあらかじめ調査報告体制を整備する。 (1) 地域別及び被害の種別ごと等に、調査報告責任者をあらかじめ定めておく。 なお、自主防災組織等の協力体制の確保についても定めておく。 (2) 調査用紙及び報告用紙の事前配布及び調査要領の作成周知、連絡方法などについて、あらかじめ定めておく。 (3) 一定の被害を想定し、調査報告について関係者の実践的な訓練を行うなど、調査報告業務の習熟に努める。</p> <p>2 被害状況の報告 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで被害状況等について、都（都に報告できない場合にあつては、内閣総理大臣）に報告する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>国への連絡先 電話 03-5574-0119 (FAX03-5574-0190) 消防防災無線 6060 (FAX6069) 地域衛星通信ネットワーク T N-048-500-6060 (FAX T N-048-500-6069)</p> </div> <p>報告すべき事項 (1) 災害の原因 (2) 災害が発生した日時 (3) 災害が発生した場所又は地域 (4) 被害状況 ア 人的被害に関する事項 イ 住家の被害に関する事項 ウ 非住家の被害に関する事項 エ 田畑の被害に関する事項 オ その他被害に関する事項 カ リ災者に関する事項 キ 被害額に関する事項 (5) 災害対策及び災害応急対策について、既にとった措置及び今後とろうとする措置 (6) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 (7) その他必要な事項</p>
その他の 防災機関	各防災機関は、所管施設に関する被害、災害に対し既にとった措置、震災に対し今後とろうとする措置その他必要事項について報告する。

第3項 市の災害地調査要領

1 調査班の編成

政策総務部（政策課長）は、災害現地の実態を把握し、市の災害応急対策活動を円滑に進めるため、調査班を編成する。ただし、班の数及び構成その他必要な事項は事態に応じ適宜編成する。

2 調査班の任務

調査班は、市本部長の特命により出動し、現地の状況を調査する。

3 調査事項

特命調査事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害原因
- (2) 被害状況
- (3) 応急措置状況
- (4) 災害地住民の動向及び要望事項
- (5) 現地活動のあい路
- (6) その他必要な事項

4 実施要領

特命による現地調査に当たっては、庁用車等の有効適切な活用を図り、関係する防災機関と必要な情報について連携を図るとともに、調査の結果を市本部長に報告する。なお、調査の際特命事項以外で重要な情報があるときは、直ちに報告する。

第4項 府中警察署における災害時の通信連絡事務

府中警察署における災害時の市本部との通信連絡事務は、府中警察署警備課警備係が担当する。

1 通信系統

(1) 市本部との連絡

平常時においては市本部とは加入電話、市防災行政無線により連絡を行う。

通信途絶時には市防災行政無線、又は必要により連絡員を派遣し警察無線で連絡態勢を確保する。

(2) 府中消防署、消防団に対する連絡

加入電話、市防災行政無線による直接連絡のほか、市本部経由により連絡を行う。

第5項 府中消防署における災害時の通信連絡事務

1 市本部との連絡

市役所と府中消防署間は、加入電話・市防災行政無線の途絶に備え、連絡員を派遣し、その者が携行する携帯型移動無線による通信を確保する。

2 消防団に対する指令及び連絡

消防団員の動員又は活動指示連絡は、原則として消防団本部を経由して行う。

3 連絡態勢

震災が発生した場合には非常時における署隊本部を設置し、次の措置をとる。

- (1) 無線局の開局及び受信体制の確保
- (2) 市本部その他関係機関への連絡員派遣
- (3) その他必要な措置

4 災害予報警報受信及び伝達

警防本部からの災害予報警報の市民への伝達は広報車により実施する。

5 災害情報収集と伝達要領

- (1) 119番通報、その他の有線通信施設等により市民から提供された情報、関係機関からの情報及び監視警戒により情報を収集する。
- (2) 通報

活動状況及び被害状況は、必要により市本部に通報するとともに、相互に情報交換し、情報の共有化を図る。

6 通信途絶に対する措置

有線通信途絶に際しては、無線「府中署隊」をもって第八消防方面本部を經由して警防本部との連絡を行う。署隊内の情報連絡は、消防電話、携帯無線機及び伝令により行う。

第4節 広報・広聴活動（政策総務部・府中警察署・府中消防署）

第1項 通信施設の防災計画

1 災害予防態勢

平素の気象情報、震災に関する情報に注意し、災害時において、直ちにこれに対処できるよう、次の事項について広報、広聴方法の体制を整え、万全を期する。

- (1) 災害情報
- (2) 市の応急復旧対策
- (3) 避難誘導その他の注意事項
- (4) 交通機関の通行状況
- (5) 災害に関する要望、苦情、相談等
- (6) その他の必要事項

第2項 災害広報情報の収集

1 市本部

震災広報に関する情報は、各部課において収集し市本部において統一的に処理し、必要がある場合は、政策総務部（広報課長）が報道機関へ発表する。

2 府中警察署

報道機関に対する災害警備関係情報の広報については、原則として警視庁本部で行う。

3 府中消防署

震災時において、警防本部、方面隊本部等から災害に関する情報を収集し、市本部及び関係防災機関と連絡協調を図り、情報の収集に努める。

第3項 報道機関への情報提供

1 市本部

- (1) 報道機関への情報提供は、府中市政記者クラブにおいて市本部長又は広報課長が、被害状況及び対応策等について会見を行う。
- (2) 庁内の各部課は市本部及び広報課の求めに応じ、記者発表用の原稿を作成し、資料とともに広報課へ提出する。広報課はニュースリリース案を作成し、(1)による会見又は適切な方法により、報道機関に情報提供する。

2 府中警察署

報道機関に対する災害警備関係情報の広報については、原則として警視庁本部で行う。

3 府中消防署

管内に発生した災害に関する情報の発表は、市本部と連絡を密にし、必要により副署隊長が報道機関へ発表を行う。

4 情報の共有化

市及び各関係機関は、報道機関に発表した内容について、情報の共有化を図るものとする。

第4項 市民への広報広聴

1 市本部

震災発生時には、被災地の市民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより混乱を最小限にとどめ、人心の安定を図り、適切な判断による行動がとれるようにする。

このため、市は関係防災機関等と一体となって、適切で迅速な広報活動を行うとともに、被災者の動向と要望の把握に努めるほか、市民の相談業務に応じる。

(1) 避難勧告等の情報伝達

災害発生時、市本部設置時又はこれに準ずる態勢をとった場合は、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する申合せ」に基づき、都やマスコミと連携し、市民等に対し、避難勧告等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。

(2) 生活情報の提供と周知方法

市本部、庁内各部署、関係防災機関などから収集した、生活情報を防災行政無線、広報車で市民に伝達する。また、避難所へも無線、有線、ファクシミリなどを使って伝達する。

※ 生活情報とは、食料物資などの生活必需品の配給状況、通信・交通機関の復旧・

運行状況、医療救護の状況などをいう。

(3) 安否情報の提供と周知方法

府中警察署、府中消防署、自衛隊などの防災機関から、死亡者、行方不明者、けが人などの市本部に集められた安否情報を、無線、有線、ファクシミリなどを使って避難所へ伝達するとともに、安否情報の簿冊を管理し、問い合わせに対応する。報道機関、ケーブルテレビ、ラジオにも協力を依頼する。

(4) 広報の方法

市本部で収集した情報を、政策総務部（広報課）で防災行政無線、広報車、ちらし、掲示物の作成などにより市民へ伝達する。あわせてケーブルテレビ、ラジオを活用する。

(5) 防災情報配信システム（安全安心メール）

あらかじめメールアドレスを登録している市民などに対し、震度等の観測値が基準値以上に達した場合、避難情報等をメールにて配信する。

(6) 相談窓口の開設

広報車が適宜被災地を巡回し、移動相談を行い、相談・要望を聴取する。また、主な避難所に臨時相談所を設ける。この場合政策総務部広報課だけでは相談員が不足するので、政策課、税務管財部（財政課）の応援を得る。

(7) 外国人への防災、避難、生活情報の提供

政策総務部（広報課）は、市本部や関係防災機関などから収集した情報を各種外国語に翻訳し、情報提供を行うとともに、各避難所へファクシミリなどにより伝達する。

市民生活部（都市交流担当）では、通訳ボランティアに応援を求める態勢を整え、また、災害時の対応の周知（外国語パンフレットの配布など）を図る。また、都生活文化スポーツ局が災害時に設ける「外国人災害時情報センター」との連携を進める。

(8) 災害の記録（写真、ビデオ、映画）

災害を記録するため、政策総務部（広報課）で記録班を編成し、復旧対策及び広報活動の資料の作成を行う。必要に応じ、カメラマンなどを外部へ委託する。

2 府中警察署の対応

災害発生に対処して、警備活動を適切にし、市民の理解と協力を得るため、次の事項について市本部と連絡を密にし活発な広報活動を行う。

- (1) 被害状況、治安状況、救護活動及び警備活動の状況
- (2) 避難勧告等に基づく避難時期、場所、経路の伝達
- (3) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況
- (4) 犯罪防止に関する事項
- (5) 流言飛語の防止に関する事項
- (6) その他各種告示事項

3 府中消防署の対応

災害時において市本部及び関係機関と連絡を密にして、次の事項に重点をおいて適時活発な広報広聴活動を実施する。

(1) 広報内容

- ア 出火防止、初期消火、救出救護及び災害時要援護者への支援の呼びかけ
- イ 火災及び水災に関する情報
- ウ 避難指示又は避難勧告に関する情報
- エ その他市民が必要とする情報

(2) 広報手段

- ア 広報車、ポンプ車の拡声装置等
- イ ホームページ等による情報提供
- ウ 東京消防庁災害時支援ボランティアによる情報提供

(3) 広聴内容

府中消防署及び出張所に災害の規模に応じ、消防相談所を開設し、消防相談に当たる。

第3章 相互協力・派遣要請計画

第1節 災害時の防災協力体制

防災関係機関は、必要に応じて他の機関に協力を求めるなど、円滑に災害対策を推進することが必要である。そのため、各機関は、平素から法令又はこの計画の定めるところに従って関係機関と協議し、協力体制を確立する。

なお、災害対策基本法に基づく災害時の防災協力体制は別表のとおりである。

第2節 相互協力計画（環境安全部）

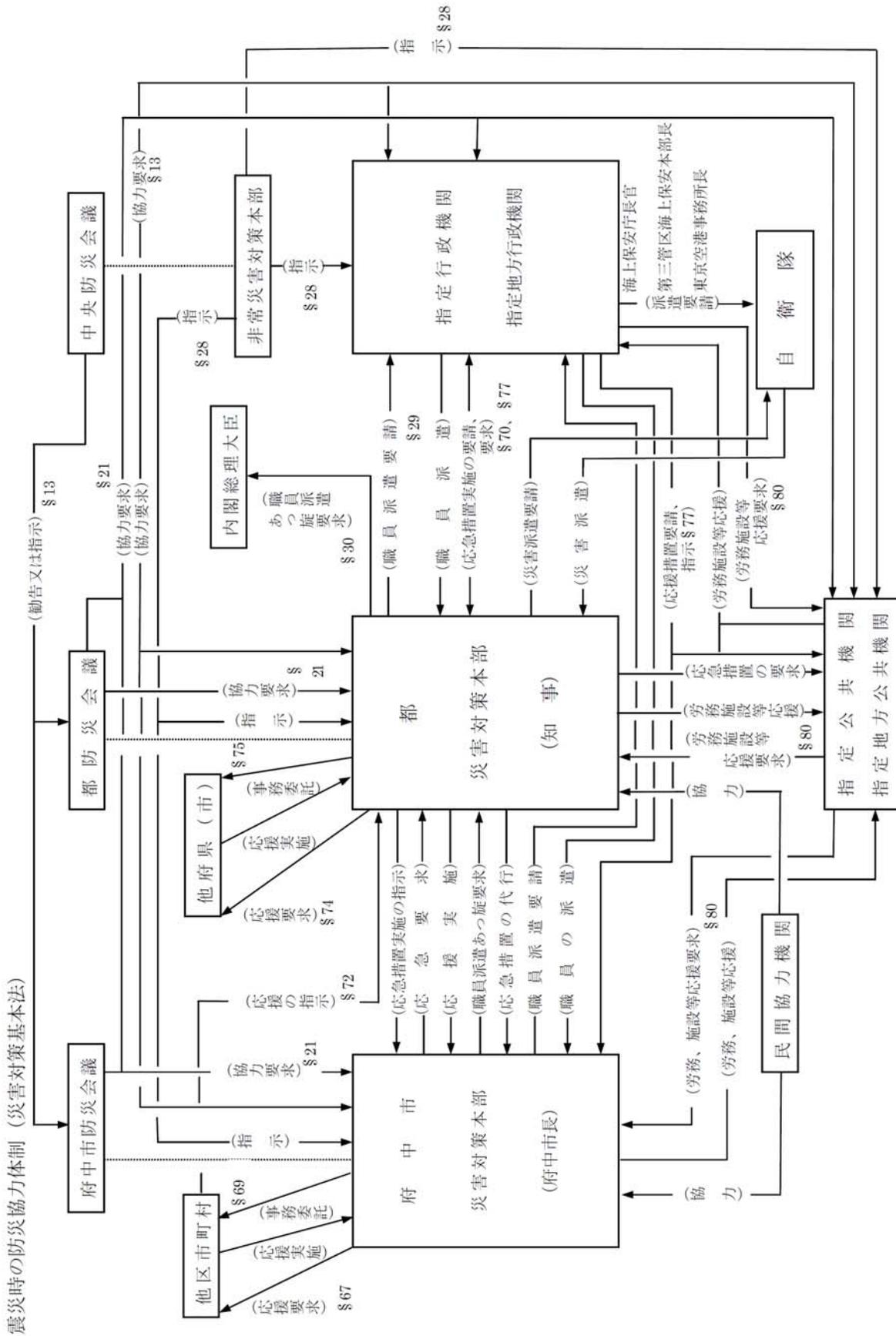
第1項 他市町村協力計画

- 1 災害時における応急対策の万全を期するため、平素から近隣の市町村等と協力体制の確立に努める。
- 2 災害対策基本法第67条の規定に基づき、市が他市町村に対し応援を求め、又は応援する場合、その事務が円滑に行われるよう、応援の種類、手続等必要な事項について、相互応援の協定を締結する。
- 3 協定の締結にあたっては、相手先の市町村、協定内容等についての検討を進め、相互応援協力体制の確立を図る。

第3節 他の自治体等からの応援職員の受入れ体制（政策総務部）

他の自治体等からの応援職員の受入れと配置は、政策総務部（総務管理課）が、応援職員名簿を作成し、宿泊待機所等を確保して行う。

また、応援職員の受入れ、各部への配置を円滑に行うため、各部の要請及び応急活動状況から必要要員数や必要業務等を事前に把握しておく。



第1項 都との協力計画

- 1 市は、都と平素から連絡を密にし、災害時には一層の連絡強化に努め、協力して応急対策を実施する。
- 2 市長は、市の能力では災害応急対策を円滑に実施できない場合には、都知事に対して応援（職員の派遣を含む。以下同じ。）または応援のあつ旋を求める。
- 3 市長は、都知事に応援又は応援のあつ旋を求める場合は、都総務局総合防災部防災対策課に対し、次に掲げる事項について、都災害情報システムにより要請し、後日文書によりあらためて処理する。
 - (1) 災害の状況及び応援を求める理由
 - (2) 応援を希望する機関名
 - (3) 応援を希望する人員、物資等
 - (4) 応援を必要とする場所、期間
 - (5) 応援を必要とする活動内容
 - (6) その他必要な事項
- 4 市は、都知事から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、積極的に協力する。

第2項 防災関係機関との協力計画

- 1 市は、災害時における応急対策の万全を期するため、平素から防災関係機関と災害対策上必要な資料及び調査研究の成果を相互に交換するなど連絡を密にし、災害時における協力体制を確立しておく。
- 2 市及び防災関係機関は、市本部が設置された場合は、情報の収集・交換など連絡を密にし、迅速かつ適切な応急措置をとるため連絡員の派遣等の措置を講ずる。
- 3 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、協力又は便宜を供与する。

第4節 民間協力計画（環境安全部）

民間協力機関とは、府中市建設業協会・府中市管工事組合・府中市電設業協会・(株)NTT東日本一東京西・東京電力(株)・東京ガス(株)・府中市医師会・府中市歯科医師会・府中市接骨師会・府中市薬剤師会・府中市民生委員（児童委員）協議会・府中市赤十字奉仕団・府中防犯協会・府中市災害防止協会・府中交通安全協会・府中市社会福祉協議会・自治会・自主防災組織・婦人会・府中消友会等をいう。

1 民間協力機関

- (1) 市及び防災関係機関は、市の地域内における公共的団体の防災に関する組織及び市民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図るとともに、災害時における応急活動が能率的に処理されるよう、平素から相互の連絡を密にし、これら団体の業務及び協力

方法等協力体制の確立に努める。

- (2) 市各部は、所掌事務に関し、関係する団体と協議を行い、市に対する協力事務、協力方法、責任区分等を明らかにすることで災害時に積極的な協力が得られるように努める。
- (3) 防災ボランティアの受入れと派遣のための機関として社会福祉協議会、燃料を確保するために石油商業組合、燃料商組合、プロパンガス商工組合と、救援物資等の輸送車両を確保するため東京都トラック協会（以下「トラック協会」という。）と協定を締結している。
- (4) 市民が地震等の災害について正しい知識と理解をもち、市を災害から守ろうとする認識をもつことが必要である。市は、関係機関の協力を得て、平素から協力機関等を通じて防災思想の普及に努め、また災害時の心得等について様々な機会をとらえて啓発等を行い、市民が自発的に災害対策活動に協力するよう防災意識の高揚を図る。

2 専門団体との主な協定

- (1) 府中市建設業協会との災害時における応急対策業務に関する協定
- (2) 府中市電設業協会との災害時における応急対策業務に関する協定
- (3) 府中市医師会との災害時の医療救護活動についての協定
- (4) 府中市歯科医師会との災害時の医療救護活動についての協定
- (5) 府中市接骨師会との災害時における協力についての協定
- (6) 府中市薬剤師会との災害時における応急医薬品等の調達に関する協定
- (7) 市内大手事業所等との災害時における飲料水の供給協力に関する協定
- (8) 市内公衆浴場との災害時における飲料水等の供給協力に関する協定
- (9) 府中市管工事協会との災害時の応急給水及び上下水道の応急復旧に関する協定
- (10) 府中市清掃組合との災害時における廃棄物処理等に関する協定

第5節 自衛隊災害派遣要請（環境安全部）

地震等の災害時に、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

第1項 要請手続

- 1 市長は、災害派遣の対象となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、都災害情報システムにより都総務局（総合防災部防災対策課）に依頼する。
 - (1) 災害の情况及び派遣を要する事由
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣を希望する区域及び活動報告
 - (4) その他参考となるべき事項

- 2 市長は、災害に際し、通信の途絶等により、都知事に連絡が不能である場合、あるいは、都知事から自衛隊への連絡が不能な場合には、直接下記に災害状況を通知し、関係部隊等の自主派遣を依頼するものとし、事後、所定の手続を速やかに行う。

<関係部隊の通報先>

部隊名等 (駐屯地・基地名)		連絡責任者	
		課業時間内	課業時間外
陸上自衛隊	第1後方支援連隊 (練馬)	第3科長又は後方・計画幹部 03(3933)1161 内線403・413	連隊当直指令 03(3933)1161 内線406
航空自衛隊	防空指揮群本部 (府中)	企画科長又は運用係長 042(362)2971 内線2259・2604	防空指揮群当直幹部 042(362)2971 内線2348
海上自衛隊	横須賀地方総監部 (横須賀)	第3幕僚室長 又は国民保護・防災主任 046(822)3522	オペレーション 当直幕僚 046(822)1009

第2項 災害派遣部隊の受入れ体制

- 1 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除
市長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的に、的確かつ効率的な作業を分担するよう配慮する。
- 2 作業計画及び資器材の準備
市長は、自衛隊の応急救護活動に関し、先行性のある作業計画を樹立するとともに、必要な資器材をあらかじめ準備し、また、民間等の施設を使用するときは、当該施設管理者に施設の利用について了解を得ておくものとする。
- 3 活動に必要な諸設備の確保
市長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう宿舎等必要な設備を可能な限り配慮する。
 - (1) 災害派遣部隊仮泊予定地（航空自衛隊府中基地）
 - (2) ヘリコプター発着可能場所（是政緑地、航空自衛隊府中基地）

第3項 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に掲げる経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、二以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

- 1 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借

上料及び修繕費

- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- 4 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた（自衛隊装備品を除く。）損害の補償
- 5 その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

第4項 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、通常次のとおりである。

- 1 被害状況の把握
車両や航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
- 2 避難の援助
避難勧告等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合、必要があるときは避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
- 3 遭難者等の捜索、救助
行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索、救助を行う。
- 4 水防活動
堤防・護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
- 5 消防活動
火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。なお、消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用する。
- 6 道路・水路の障害物除去(啓開)
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの障害物除去(啓開)又は除去に当たる。
- 7 応急医療、救護及び防疫
被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用する。
- 8 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
- 9 被災者生活支援
被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。

10 物資の無償貸付け又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付け又は譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付け、又は譲与する。

11 危険物の保安及び除去

火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物については、保安措置及び除去が可能である場合は処理を実施する。

12 その他

- (1) その他、状況に応じて対応が必要となった場合は、自衛隊で処理が可能なものについては、所要の措置をとる。
- (2) 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項、第65条第3項に基づき、市長、警察官、海上保安官がその場にはない場合に限り、市長に代わって警戒区域の設定等、必要な措置をとる。

第4章 警備・交通規制（府中警察署）

第1節 警備活動

第1項 警備・交通規制

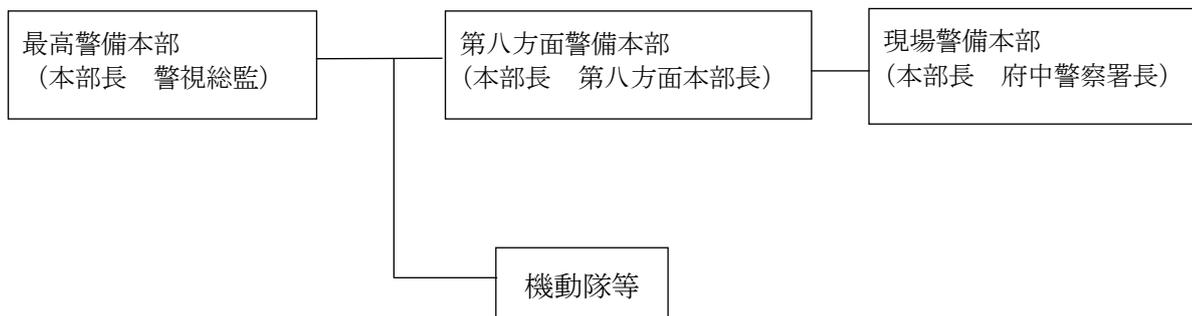
震災時には、交通の混乱をはじめ、様々な社会的混乱が予想される。このため、地域住民の安全確保、各種犯罪の予防、交通秩序の維持など、被災地等における治安を維持することが重要である。

第2項 警備活動態勢

大震災に際し、警視庁第八方面本部及び府中警察署は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、各種犯罪の予防、取締りなどを速やかに実施し、公共の安全と秩序を維持する。

1 警備本部等の設置

東京に大震災が発生した場合には、次により警備本部を設置して指揮体制を確立する。



2 配備動員体制

- (1) 警備要員は、震度6弱以上の地震が発生した場合には、自主参集し、所要の任務を遂行する。
- (2) 災害に関する事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、迅速に被害実態を把握し、交通規制、避難誘導、救出及び救護等の措置をとる。
- (3) 被害の発生状況、態様等に応じ機動隊を派遣要請する。

3 警察の任務

震災発生直後における警察活動の任務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被害の実態把握及び各種情報の収集
- (2) 被災者の救出及び避難・誘導
- (3) 行方不明者の調査
- (4) 遺体の検視
- (5) 交通規制

(6) 公共の安全と秩序の維持

第3項 災害の予防

府中警察署が行う災害予防に関する事項は、おおむね次のとおりとする。

1 防災知識の普及

平素から危険箇所の告知並びに災害発生時における避難の措置要領、危険物の保安、交通規制、犯罪の予防等に関する広報を行う。

2 危険地域の調査

関係機関に協力してがけ崩れ、地すべり等災害の発生するおそれのある危険地域の調査を行い、実態を把握しておく。

3 交通の確保

災害発生時における交通の危険防止とその円滑を期するため、平素から交通確保の計画をたてておく。

4 火薬類等危険物の保安

関係機関の行う措置に協力して、危険物の実態を把握し、避難誘導に当たっては危険箇所をう回する等適切な措置を研究する。

5 警備訓練

災害発生時における初動措置、避難誘導、広報活動、交通規制等の訓練を行い、必要により関係機関と協力して総合的な訓練を行う。

6 装備、資機材の整備

平素から災害警備に必要な装備、資機材の整備充実を努めるとともに、あらかじめ関係機関と連絡をとり、他機関が行う防災活動に必要とする資機材の整備に協力する。

第4項 災害応急対策

府中警察署が行う災害応急対策に関する事項は、おおむね次のとおりとする。

1 災害に関する予報及び警報の伝達

災害警備に関係のある予報及び警報については、市その他関係機関の行う伝達に協力する。

2 被害の実態把握及び情報収集

災害に関する情報を積極的に収集し、市本部長その他関係機関の行う情報の収集及び連絡、伝達に協力する。

なお、府中警察署が収集する災害情報は、おおむね次のとおりとする。

(1) 家屋の倒壊状況

(2) 死者・負傷者等の状況

(3) 主要道路に通じる高速道路、橋及び交通機関の状況

(4) 市民の避難状況

(5) 火災の拡大状況

(6) 護岸等の損壊状況

(7) 重要施設等の状況

(8) 電気・水道・ガス及び通信施設の状況 等

3 広報活動

災害時の広報については、「第2章 情報の収集と伝達」により実施する。

4 被災者の避難誘導

避難誘導については、「第9章 避難計画」に基づき市本部長の行う避難措置に対する協力と、警察官の行う避難の指示（災害対策基本法第61条第1項）により実施する。

5 行方不明者の捜索及び死体の検視、見分及び現場鑑識

行方不明者の調査及び死体の検視については、「第13章 遺体の取扱い」により実施する。

6 警備活動

(1) 警備活動要領

警備部隊は、警備態勢の各段階に応じ、関係機関と緊密な連携のもとに警視庁警備規程の定めるところにより適切な警備活動を行う。

(2) 災害危険箇所の警戒

状況により堤防、橋、低地帯、がけ崩れ、その他危険が予想される箇所に警戒員を配置し、又は必要によりあらかじめ部隊を事前に配置して警戒する。

(3) 警戒区域の設定

警備上必要あるときは、警戒区域を設定し重点的に警戒を行うほか、必要な要員を配置する。

(4) 負傷者の救出・救護

市、府中消防署その他関係機関と協力して、被災者の救出・救護、負傷者・疾病者の応急救護に当たる。

(5) 被災地及び避難場所の警戒

被災地及び避難所、避難場所等の巡回や警備を行い二次災害や犯罪の防止に努める。

(6) 災害時における危険物の保安

爆発物の貯蔵所等における爆発、又は露出高圧電線等による感電のおそれ等の危険な場所については、標識の設置、なわ張り、警戒員の配置等により危害防止に努めるとともに、関係者に通報し危険な状態の除去に努める。

(7) 災害時における交通秩序の確保

ア 管内交通機関及び道路等の被害状況を調査把握し、その他交通情報の収集に努め、警視庁交通情報センター、市本部長及び関係機関に報告する。

イ 署長は、公安委員会が行う交通規制を必要とする場合は、速やかにその旨を交通部長を通じて措置する。

ウ 被災地及びその周辺で危険箇所を認めたときは、速やかに危険箇所である旨の表示を行い、必要に応じて交通の遮断や一方通行及びう回の指示等適切な交通規制措置を講ずる。

また、状況に応じて交通案内所を設置するとともに、交通の要所には誘導員の配置

等を行うなど、交通秩序の維持に努める。

エ 交通の妨害となる倒木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補修並びに排水等については、関係機関に連絡し、復旧の推進を図る。

第2節 交通規制

第1項 交通規制

災害時における負傷者の搬送、緊急物資の輸送等、救援・救護活動の基礎となるため、交通を確保する。

1 交通規制措置

(1) 交通状況の調査

震災後直ちに高速道路を含む交通確保指定路線等の道路障害等の状況を調査し、交通に影響を及ぼす災害の実態を把握し、障害状況を道路管理者に連絡して応急措置を要請するとともに、警察もできる限りこれに協力する。

(2) 交通規制の実施

ア 交通規制は、道路交通法及び災害対策基本法の規定に基づいて、速やかに行い、その後における災害対策の進捗状況及び交通情勢の変化に応じて規制内容を変更する。

イ 必要に応じて検問所を設置し、又は規制箇所区間等に随時警察官等を配置して規制の実効を確保する。

ウ 交通規制情報は、防災スピーカー及び道路情報提供装置等の活用により周知徹底を期する。

(3) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両標章及び証明書の交付

ア 確認対象車両の使用者は、東京都公安委員会（以下「都公安委員会」という。）に対して、当該車両が緊急通行車両であることの確認を求める。

イ 上記につき確認したときは、公安委員会は、当該車両の使用者に災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第3条に規定する緊急通行車両の標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

ウ 交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい部位に掲出する。

エ 緊急通行車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。

オ 緊急通行車両等の種類

(ア) 警報の発表及び伝達並びに避難勧告又は指示に使用されるもの

(イ) 消防、水防その他応急措置に使用されるもの

(ウ) 被災者の救護、救助その他の保護に使用されるもの

(エ) 災害を受けた児童・生徒の応急教育に使用されるもの

(オ) 施設及び設備の点検、応急復旧に使用されるもの

- (カ) 清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの
- (ク) 緊急輸送の確保に使用されるもの
- (ケ) 災害時における報道要請に関する協定を締結した新聞社及び通信社の緊急取材に使用されるもの
- (コ) その他災害発生の防御又は拡大の防止並びに軽減を図るための措置に使用されるもの

(4) 交通規制施設の機能確保措置

震災時に道路交通施設等について応急対策の迅速、的確な実施を図るため、次の措置をとる。

- ア 信号機用非常電源の配置体制の確保措置及び特別点検の実施
- イ 倒壊、破損等の緊急復旧体制の確保措置
- ウ 応急仮設用機材の配布体制の確保措置

第5章 緊急輸送計画

第1節 緊急輸送道路ネットワークの整備（環境安全部・都市整備部）

災害応急対策活動において、救援物資や要員等を緊急輸送することは、あらゆる災害応急対策活動の基幹となり、極めて重要である。

このため、効率的で円滑な緊急輸送が行えるよう、緊急輸送道路の確保、輸送手段としての車両の確保などの体制を整えることが大切である。

そこで、市役所や浄水所、避難所等の災害時における市内の要所を有機的に結ぶ緊急輸送道路を指定し、緊急物資等の輸送のための手段を確保する。緊急輸送道路ネットワーク図は資料編〇ページの資料〇のとおりである。

第2節 緊急道路障害物除去（啓開）（都市整備部）

第1項 緊急道路障害物除去（啓開）

地震等の災害時には、救援救護活動及び援助物質等の輸送が必要となるので、緊急車両の通行に供するよう、国道、都道及び市道について、上下各1車線を確保する必要がある。

ただし、災害時は、道路には標識類、電柱、家屋、樹木等の障害物が散乱し、被災者の救援救護活動や物資の輸送等、緊急時の活動に支障が生じるおそれがある。このため、輸送道路等を確保するため、平素より「緊急輸送道路」を指定し、整備する必要がある。緊急輸送道路においては、障害物の除去及び路面の亀裂等の応急補修を優先的に行う。

第2項 緊急障害物除去（啓開）作業態勢

市は、国及び都の所管する路線について相互に連携を密にし、緊急輸送道路に指定された道路から優先的に障害物の撤去及び陥没等の整備を各関係機関の相互の協力により実施する。主要な緊急輸送道路の障害物除去（啓開）については、1路線に複数の業者を割り当てている。

市は、平素から資機材の保守点検を行うとともに、府中市建設業協会等を通して使用できる建設機械等の把握を行う。

また、災害発生直後の混乱期に緊急復旧のための資機材を確保するため、直轄備蓄及び建設業者との協力体制を確立するとともに、防災資機材備蓄基地の整備を計画的に進める。

第3節 輸送車両等の確保（税務管財部・府中警察署・環境安全部）

第1項 車両の確保

1 輸送車両の確保

原則として、市が輸送手段として必要とする車両は、市保有の車両を第一次的に使用し、不足を生ずる場合は、市税務管財部が集中的に調達する。他市町村及び関係防災機関から車両等の供与があったときは、集中受入れを行う。更に不足が生じた場合は、都財務局へ調達あっ旋を要請する。

更に輸送手段を確保するために、トラック協会多摩支部と車両供給協定を締結している。

2 府中警察署

輸送車両は、災害応急対策のため必要により府中警察署警備計画に基づいて、物資等の輸送のための車両等の調達をするが、市本部設置後は、同本部と連携を密にし、物資及び車両等の調達を要請する。

3 府中消防署

災害応急対策のため、必要により府中消防署調達計画に基づいて物資並びにこれらの輸送のための車両等の調達をするが、市本部設置後は同本部と緊密な連絡のもと所要の物資及び車両等の調達を要請する。

第2項 配車計画

市税務管財部が集中調達した車両の各部への車両配分は、次に定めるところによる。

1 配車基準

- (1) 市各部に対する車両の配分は、請求部との協議により税務管財部長が定める。
- (2) 災害予防及び災害復旧計画に必要な車両は、税務管財部が緊急計画をたて、災害応急対策用車両を転用し、輸送力を確保する。

2 配車請求等

(1) 配車請求

ア 市各部において車両を必要とするときは、車種・台数・引渡し場所・日時を明示の上、税務管財部に請求する。

イ 税務管財部は第1項1により車両を配車するほか必要なときは緊急調達し、請求部へ引き渡す。

(2) 車両の待機

ア 災害が発生するおそれがあるときは、税務管財部はその状況に応じ運送会社等に車両の待機を要請する。

イ 市各部は待機車両が必要な場合は税務管財部に請求し、当該部用として待機させることができる。

3 使用料金等

乗用車、貨物自動車の使用料金等については協議してその都度定める。

4 車両燃料の確保

あらかじめ定めた指定業者との間に、災害時における車両燃料の優先供給に関する協定を締結し、税務管財部所管乗用車両相当量を確保する。

第3項 人員及び救助物資等輸送計画

1 人員輸送

- (1) 避難勧告等が発令された場合、災害時要援護者の自主的避難を促進するため、関係機関と連絡をとり避難所への運行経路を広報するなど必要な措置をとる。
- (2) 被災者の他地区への輸送は、市の所有車両を調達し、第9章「避難計画」に定めるところにより実施する。車両を調達できない場合、都財務局から提供されるバスを使用する。

2 救助物資等輸送

- (1) 食品及び生活必需品の輸送は、別に定める配分計画に基づき輸送する。
- (2) その他の応急対策用物資、資材等は、各々がそれぞれの所掌に従い現地まで輸送する。

第4項 災害時における交通安全体制

- 1 道路における危険の防止や交通の円滑化のため交通規制を必要とする場合は、都公安委員会の告示によりこれを規制する。ただし、一時的に交通制限を要する場合は、実情に即して府中警察署長において路線、区間等を指定し、交通の制限をする。
- 2 被災地又はその周辺において交通上の危険を防止するため緊急の必要があるときは、道路交通法や災害対策基本法に基づいて、現場に配置となった警察官において、必要な制限又は禁止を行う。
- 3 府中警察署長は危険個所の表示、必要な地点のう回誘導板あるいは交通規制の予告板の設置、及び交通相談所の開設を行うなど交通秩序の維持に努める。
- 4 交通妨害となっている倒壊樹木、電柱、その他の損壊した施設、漂流物、垂下電線等の除去及び損壊した道路、橋等の応急補修並びに排水等については、それぞれ関係機関に連絡し、復旧の促進を図る。
- 5 市の交通安全・防犯活動
 - (1) 道路交通状況の情報収集
災害が発生した場合、道路管理者とともに、市内の道路、橋梁等の被害状況を速やかに把握し市本部に連絡するとともに、道路交通表示板及び交通指導車により市民に情報の提供をする。
 - (2) 交通障害情報の収集と伝達
道路のパトロールを強化し、障害物、倒壊、陥落等の情報収集を行い、府中警察署とともに緊急物資輸送道路及び避難道路の確保を行う。

(3) 防犯対策の確立と巡回

被災地及び避難住民の防犯対策を府中警察署とともに実施し、府中防犯協会の支部を通じ、治安維持のための啓発と巡回を実施する。また、被災地における交通安全灯及び防犯灯の整備を行う。

(4) 資機材及び人員の配置

現在ストックしている通行止め柵、看板等は、危険箇所及び交通規制道路に設置する。また、必要に応じて市職員及び府中市交通安全協会員を配置し、市民の安全確保を図る。

第5項 緊急通行車両の確認

災害時は緊急車両の通行の確保が極めて重要である。

大地震の後は通行可能な道路が少ない上に、被災者や被災者の身内の一般車両が多数溢れることが予測される。そこで都公安委員会は、緊急交通路においては、一般車両の通行を禁止又は制限するとともに、緊急通行車には、緊急交通路を通行できるよう標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。（「第4章第2項 交通規制」参照）

第6項 自転車・バイクの整備

災害時には道路状況が極めて悪くなることが予想されるので、自動車が使用できないことも想定し、自転車やバイクを、日ごろより整備する。

第6章 救助・救急活動計画（府中消防署・府中警察署）

震災時には、火災のほか建物やブロック塀の倒壊、看板や窓ガラス等の落下等により多数の救助・救急事象が発生するものと予想されるので、関係機関との協力体制を確保し、迅速かつ的確な対応をすることが必要である。

第1項 救助・救急態勢等

関係機関の活動態勢、活動内容は次のとおりである。

<関係機関の活動内容>

機 関 名	活 動 態 勢 ・ 内 容
府中消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助・救急活動は救助隊及び救急隊等が、災害に対応した救助・救急資器材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。 2 救助活動に必要な重機等の資機材については、関係事業者との事前協定等による迅速な調達を図り、効果的な活動を行う。 3 救急活動に当たっては、現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員等と連携し、負傷者等の救護に当たる。 4 負傷者等の搬送は、救命処置を要する重症者を最優先とし、救急資器材を有効に活用して安全な医療機関へ搬送する。
府中警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助・救護活動は、激甚被災地帯及び病院、学校、興行場等多数人の集合する場所及びがけ崩れ等の場所を重点に行う。 2 救出した負傷者は、応急救護処置を施したのち医療救護班へ引継ぎ、又は病院等に収容する。 3 救出・救護活動に当たっては、保有する装備資機材等を有効に活用する。 4 市、日赤、府中消防署等関係機関と積極的に連携し、負傷者等の救出・救護を行う。

第2項 救助・救急体制の整備

1 府中消防署の救助・救急体制

(1) 救助体制の整備

ア 発災初期における救助体制を強化するため、火災の発生状況を勘案しながら早期に救助隊を編成する。

イ 震災時に使用できる救助資機材及び車両等について、関係事業所等と協議し調達計画を策定しておく。

ウ エンジン・カッター、油圧式救助機具等の救助資機材の整備を図る。

(2) 救急体制の整備

ア 救急活動を効果的に行うため、予備救急隊及び担架隊を増強し、重傷者は早期に消防ヘリコプターを要請するなど、負傷者等に対する搬送体制を強化する。

イ 重度負傷者等の救命率を高めるため、救急隊員の技能向上を図り、高度救急資器材の整備を行うなど、現場救護所等における救急活動を充実する。

ウ 現場救護所等における応急救護用資機（器）材等を増強整備する。

2 府中警察署の救出・救護体制

地震発生時、看板や工作物の落下、建造物の倒壊、交通事故車両等によって道路が閉塞されるため、救出・救護、避難・誘導、消火、緊急物資輸送等の災害諸活動に多大の障害をきたすことが予想される。

このため、これらの障害物を除去して道路機能を確保するほか、がけ崩れ現場や埋没家屋からの救助用に災害活動用車両の整備を図っている。

また、併せてエンジン・カッター、エアージャッキ、ゴージャック等各種の災害活動用資機材を逐次整備して、救出・救護体制の充実強化を図る。

3 市民及び消防団等の自主救護能力の向上

(1) 応急救護知識及び技術の普及

震災時には、救助や救急が必要な事象が多発することが予想されることから、市民自らが、適切な応急救護処置を行える能力を身につける必要がある。

このため、防火管理者、自衛消防隊員をはじめとして、防災市民組織の救出救護班員及び市民に対し、救命講習など応急救護知識及び技術に関する普及・啓発活動を積極的に推進する。

なお、一定以上の応急手当技能を有する市民に対してその技能を認定し、市民の応急救護に関する意識高揚と技術の向上を図る。

(2) 消防団の救護活動能力の向上

消防団の救助資機材（ジャッキ、バール等）及び応急救護資器材を増強、充実するとともに、地域住民に応急救護知識及び技術を習得させるための教育訓練を行う。

第7章 消防・危険物対策

地震の発生に伴い火災及び危険物、有毒ガス等漏えいなどの災害の発生が予想される。

これらの災害の発生を極力防止するため、震災時における消防機関及び危険物施設の管理者等の活動態勢や応急活動、他市町村との応援協力などの応急対策を整備することが大切である。

第1節 震災消防活動（府中消防署・府中市消防団）

地震の発生時には、火災やパニック等の二次災害が懸念される。消防機関は、市民や事業者等に出火防止と初期消火の徹底を期するよう指導するとともに、消防団と一体となりその総力をあげ延焼防止と市民の避難の安全確保に努め、災害事象に対応した消防活動を展開し、震災から市民の生命、財産を守る。

第1項 警防本部等の設置

東京消防庁は、消防活動組織の総括として本庁に警防本部、消防方面本部に方面隊本部、消防署に署隊本部を設置し、震災に即応できる体制を確保している。

第2項 活動態勢

1 震災配備態勢

東京都23区内、多摩東部及び多摩西部のいずれかに、震度5弱の地震が発生したときまたは地震による被害状況等により、警防本部長が必要と認めたときは、勤務している職員及び所要の職員を召集して情報収集、広報、部隊の増強または編成を行う。

消防団は、団本部員・分団本部員を召集し震災消防活動を開始する。

2 震災非常配備態勢

東京都23区内、多摩東部及び多摩西部のいずれかに、震度5強以上の地震が発生したとき、または震災が発生し、警防本部長が必要と認めたとき、震災非常配備態勢を発令し、全職員及び全消防団員を召集し震災消防活動を開始する。

3 消防団本部等の名称

分団本部を各分団防災センターに開設し「分団本部」と呼称する。

第3項 府中消防署（東京消防庁）の消防活動

1 活動の方針

- (1) 延焼火災が多発したときには、全消防力をあげて消火活動を行う。
- (2) 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行し救助・救急等の活動を行う。
- (3) 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

2 部隊の運用等

- (1) 地震に伴う火災、救助及び救急等の災害の発生件数や、その規模等により部隊運用、現場活動を行う。
- (2) 地震被害予測システム及び延焼シミュレーション等を活用した、震災消防活動支援システムによる効率的な部隊運用を図る。

3 情報収集

- (1) 119番情報、高所見張情報、情報活動隊による情報、参集署員・団員情報等の災害情報を積極的に収集する。
- (2) 震災情報収集システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。
- (3) 市本部等防災関係機関へ署員を派遣し、相互に知り得た災害情報の交換を行う。

第4項 府中市消防団の活動

消防団は、地域に密着した防災機関として、各分団受持ち区域内の市民に対して出火防止、初期消火、応急救護等の指導を実施する一方、火災その他の災害に対しては現有装備を活用した消防活動に当たる。

1 出火防止

発災と同時に付近の市民に対して出火防止と初期消火の呼び掛けを行う。

2 情報活動

災害の初期対応を行うとともに、携帯無線機を活用し、消防活動上必要な情報や被害状況の情報収集・伝達を行う。

3 消火活動

分団受け持ち区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、もしくは消防署隊と連携して行う。

4 消防署隊への応援

消防署隊応援要員として消火活動等の応援を行う。

5 救出・救護

救助器具等を活用し、地域住民との協働により、要救助者の救出と負傷者に対する応急救護措置を行い、安全な場所への搬送を行う。

6 避難場所等の防護等

避難勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

7 給水活動

必要に応じ、各浄水所及び耐震性貯水槽に蓄えた水を飲料水として地域住民に供給する。

第2節 危険物・有毒物質取扱い施設等の応急措置（府中消防署・府中警察署）

市内には、現在、石油、高圧ガス等多数の危険物貯蔵所などがあり、地震時における振動、火災等により、これらの危険物の爆発、漏えい等が考えられる。その場合は、従業員はもとより、周辺住民に対しても大きな影響を与えるおそれがある。

したがって、これらの施設については、関係法令に基づく災害予防規程及び震災予防条例等に基づき防災計画が定められ、防災体制の強化が図られているところであるが、発災した場合、被害を最小限にとどめるための応急対策を確立しておくことが必要である。

第1項 石油类等危険物保管施設の応急措置

関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱い者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。また、これらの施設に対する災害応急対策は、震災消防活動により対処する。

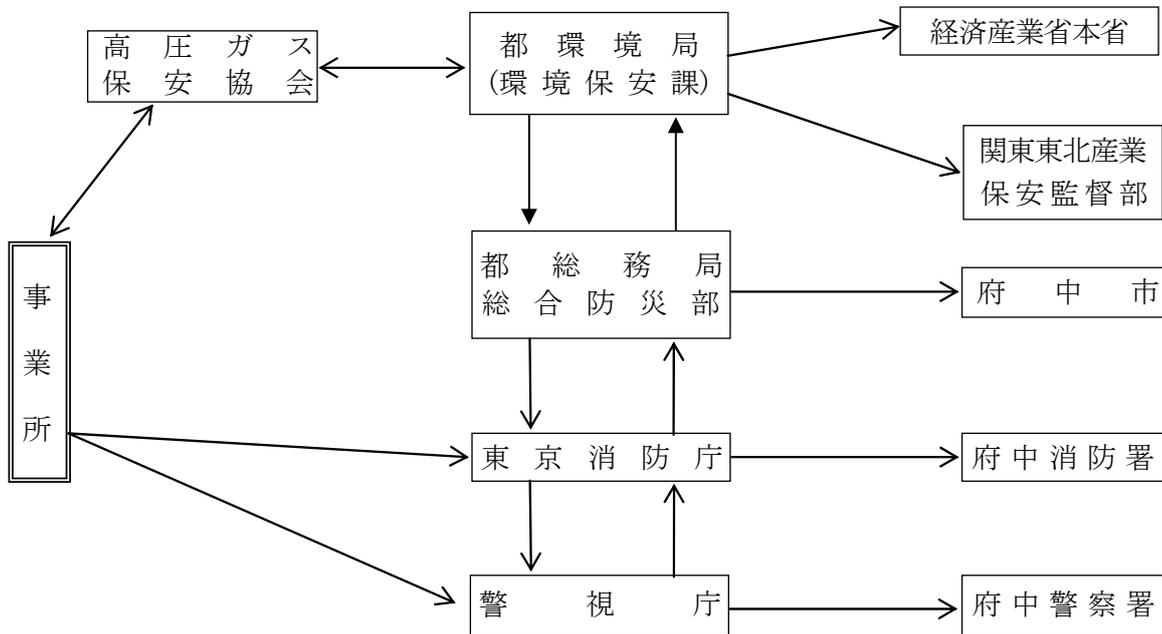
- 1 危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止、施設の点検と出火等の防止措置
- 2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動要領並びにタンク破壊等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- 3 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定
- 4 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

第2項 高圧ガス保管施設の応急措置

震災時に高圧ガス貯蔵施設が被害を受けガスが漏えいした場合、当該事業所は全力を挙げ防除活動を実施するが、併せて、被害を未然に防止するために関係機関への迅速、的確な通報を行わなければならない。

有毒ガス漏えい事故発生時における通報系統、通報内容、各機関の対応措置は次のとおりである。

1 有毒ガス漏えい事故発生時の通報系統図



2 府中警察署の対応措置

危険物等からの被害防止及び被害の拡大防止を図るため

- (1) 警備要員の派遣による被害調査
- (2) 被害の発生防止及び拡大防止のための管理者対策
- (3) 警戒区域（警戒線）の設定
- (4) 負傷者に対する救助活動
- (5) 避難の措置等の措置をとる。

3 府中消防署の対応措置

- (1) ガスの拡散が急速で人命危険が著しく切迫しているときの避難の勧告または指示を行う。
- (2) 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
- (3) 関係機関との情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策は前節の「震災消防活動」により対処する。

第3項 放射線使用施設の応急措置

地震、火災その他の災害により、放射性同位元素（RI）又は放射線発生装置などから放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（昭和32年法律第167号）に定められた基準に従い、放射性同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、文部科学大臣に報告を行うこととされている。また、文部科学大臣は、必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

1 府中消防署の対応措置

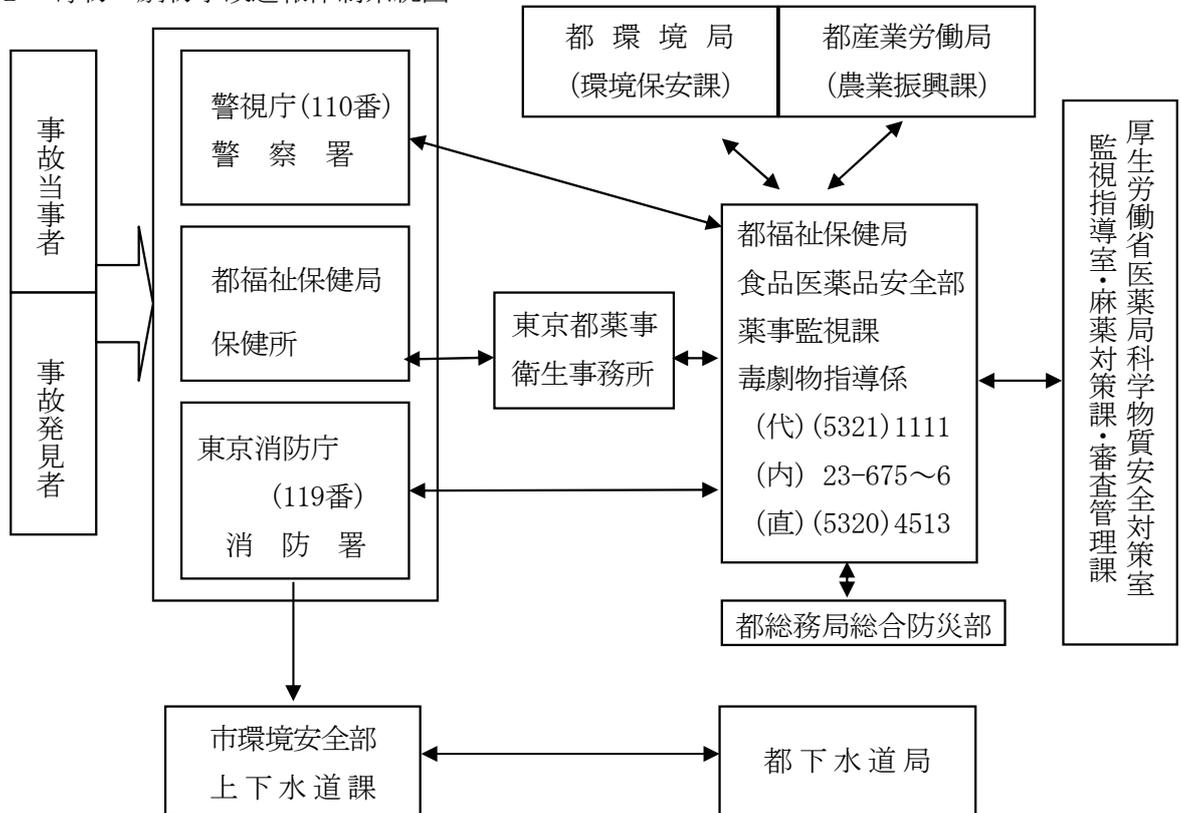
放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう使用者を指導する。また、消防機関は、前節の震災消防活動に基づいて災害応急活動を行う。

- (1) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
- (2) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置

第4項 毒物・劇物取扱い施設の応急措置

震災による建物の倒壊等により毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故が発生した場合の応急措置は次のとおりである。

1 毒物・劇物事故通報体制系統図



2 府中消防署の対応措置

- (1) 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難勧告又は指示を行う。
- (2) 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
- (3) 関係機関との情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策は前節の震災消防活動により対処する。

3 市環境安全部

事故発生との連絡を受けた場合、直ちに現場へ向かい、被害拡大を防止するための応急措置を指示するとともに処理場を管理する都下水道局に連絡する。

第5項 危険物輸送車両の応急措置

府中消防署の対策

- 1 高圧ガス輸送車両等の応急対策は、前節の震災消防活動により対処する。
- 2 核燃料物資輸送車両の応急対策は、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を行う。

第6項 危険動物の逸走時対策

1 府中警察署の対応措置

- (1) 情報の受信、伝達並びに必要な措置（警察官職務執行法）を行う。

2 府中消防署の対応措置

- (1) 危険動物の逸走の通報があった場合は、関係各局の協力のもと、動物保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。
- (2) 情報の受信、伝達並びに被害者の救助、搬送を行う。

3 環境安全部の対応措置

- (1) 住民に対する避難の勧告または指示
- (2) 住民の避難誘導
- (3) 避難所の開設
- (4) 避難住民の保護
- (5) 情報提供
- (6) 関係機関との連絡

第8章 医療救護等対策

(府中市医師会・府中市歯科医師会・府中市接骨師会・府中市薬剤師会・多摩府中保健所・福祉保健部)

第1節 医療情報の収集伝達（福祉保健部）

第1項 被害情報の収集

福祉保健部は医師会、歯科医師会、薬剤師会等の協力を得て、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診療所、保険薬局、病院（災害拠点病院、都立病院及び救急告示機関を除く病院））の被害状況や活動状況等を把握し、都福祉保健局に報告する。都福祉保健局は、あらかじめ把握すべき医療機関の被害状況及び活動状況等の事項について定めておく。発災後、区市町村、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会等関係機関と連携し、被害状況等を一元的に収集する体制を確立する。

第2項 医療機関との連絡

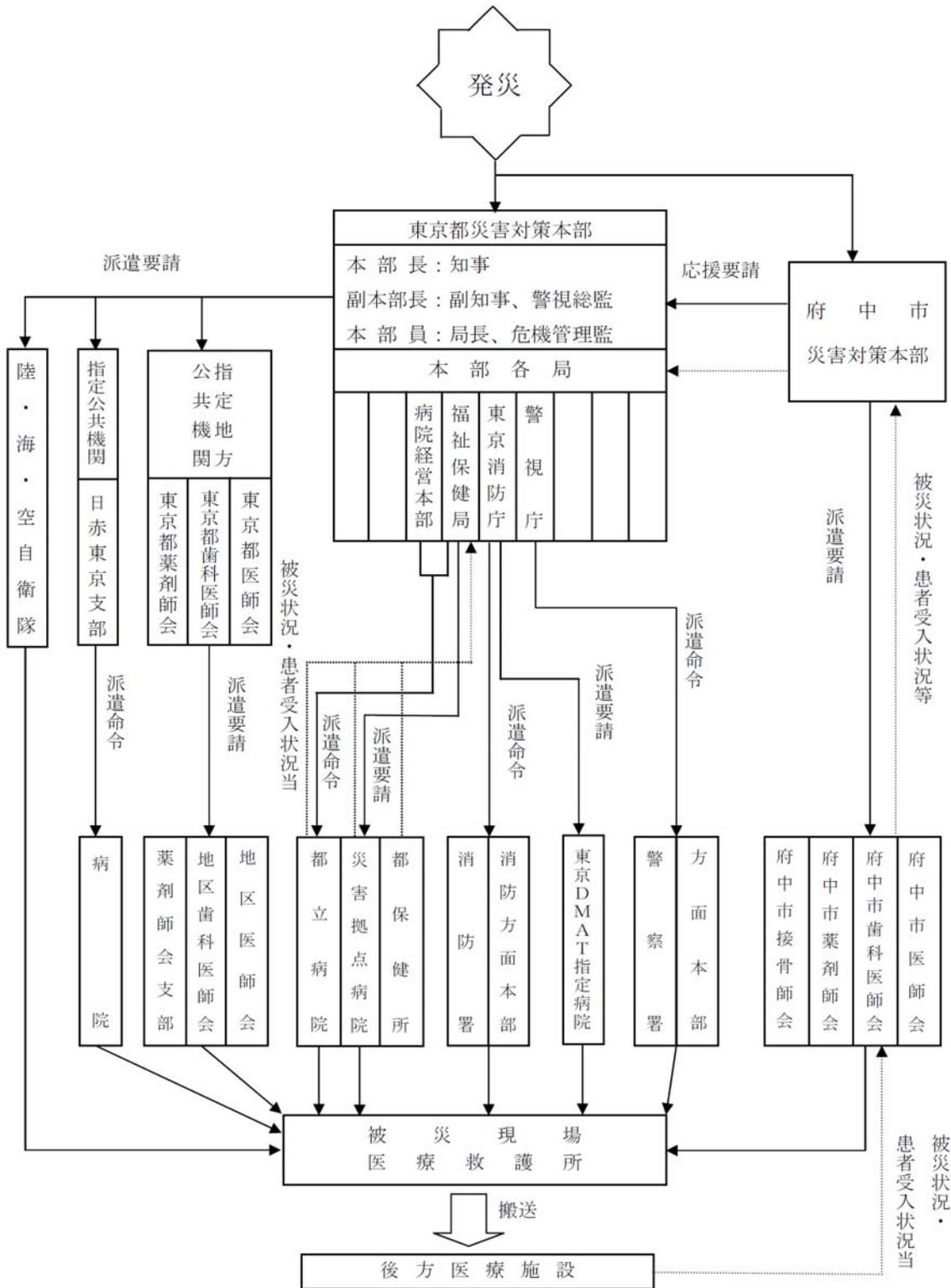
福祉保健部は医療機関、医療救護所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、府中消防署、都福祉保健局等関係機関との連絡体制の確立に努める。

第3項 市民への情報提供

福祉保健部は、市民に対する相談窓口の設置に努める。都福祉保健局は、収集した被害状況及び活動状況等を区市町村等の関係機関に伝達するとともに、各種広報媒体や報道機関等を通じて都民に広報する。

また、東京都保健医療情報センター（ひまわり）（以下「都保健医療情報センター」という。）の体制・機能を活用し、医療機関の被災状況を踏まえた医療機関案内等の問い合わせに、電話等により対応する。

<医療救護活動の情報連絡系統図>



第2節 初動医療態勢（福祉保健部）

第1項 計画方針

地震発生時には、家屋の倒壊、窓ガラスの落下、火災、浸水等により多数の負傷者が発生することが予測される。このときの医療救護は市民の生命と安全に直接関わることであり、迅速な対応が要求されるため、市は各関係機関と密接な連携をとりながら被災者の救護に万全を期する。医療救護活動は、一次的には市が実施する。都福祉保健局は、これを応援・補完する立場から直轄医療救護班を編成し、市からの応援要請があった場合に派遣する。

第2項 医療救護班の整備

- 1 震災における負傷者については約1,569人（重傷者224人、軽傷者1,345人）を想定する。
- 2 市の要請により医師会、歯科医師会、接骨師会、薬剤師会等は医療救護班を編成する。市は、あらかじめ救護所等派遣先を決め、医師会等が迅速な対応ができるよう、協議する。
- 3 医療救護班が医療救護活動に従事する際に着用する医療救護班用被服の統一的基準を、次のとおり定める。
＜統一的基準＞
 - (1) 医療救護の実施主体
 - (2) 医療救護班の所属
 - (3) 職種（色による識別を行う場合、赤は医師・歯科医師、緑は看護師・歯科衛生士、黄は事務員）を示すこととする。
- 4 震災における負傷者を約1,569人（重症者224人、軽傷者1,345人）と想定し、活動日数を2日間とした場合、医療救護班は約16班必要となる。

第3項 医薬品・医療資器材の調達

- 1 予防対策
 - (1) 各指定避難所に医療救護資器材を備蓄する。
 - (2) 防災センターへ担架及び救急バッグ等の配備をする。
 - (3) 各小・中学校の保健室等に災害時に備え救急救護用品を整備した。
 - (4) 負傷者等の治療に当たって、水は必需品であることから、医療用の水の確保を図るため、平時より輸送手段の確認や、水を入れる容器（医療用）の備蓄を進める。
- 2 応急対策
 - (1) 災害発生時には、市はあらかじめ各避難所や防災センター等に備蓄している医薬品及び医療資器材を優先的に使用する。
 - (2) 不足が生じた場合は、薬剤師会又は都福祉保健局に対し調達を要請する。そのために市では、薬剤師会との間に「災害時における応急医薬品等の調達に関する協定」を締結した。

3 医薬品等の搬送

医薬品等の市内搬送は、救護所の開設時又は医療救護班から搬送要請があったときに、福祉保健部又は薬剤師会が行う。

第4項 救護所の設置

医療救護所は次の利点から基本的に指定避難所内に設置する。

- 1 避難所と救護所が一体化した方が患者は利用しやすい。
- 2 救護班は救護所に直接集合する方式を取れば輸送の必要がなくなる。
- 3 テント等の備品の搬送手段がいらなくなる。施設で準備・診察活動が行える。

第5項 府中市医師会の医療救護活動

1 災害救護対策本部の設置

医師会は、市から医療救護班の派遣要請があった場合、これに対応するため速やかに次の組織による救護対策本部（以下「救護本部」という。）を医師会館内に設置する。被災直後（初期時）の救助救出に伴う医療救護活動においては、必要に応じて東京DMATと連携する。

救護本部長は会長、副本部長は副会長とする。

救護本部に次の係を置く。

- (1) 情報連絡係 市との連絡、マスコミ対策、情報の収集、指令の伝達
- (2) 記録係 各種記録の整備・保存、報告書の作成
- (3) 業務係 医薬品、衛生材料の出納配給、交替要員の確保

2 救護班の編成

救護本部長は、災害の規模に応じ次の医療救護班を編成出動させるものとする。

<医療班の出動態勢>

区分	被害規模	応援医療班
第一次出動態勢	小規模被害	なし
第二次出動態勢	中規模被害	なし
第三次出動態勢	大規模被害	要請

救護班の輸送は、交通が途絶状態にあるときでも、可能な方法を用いて迅速に出動する。

また、応援医療班の派遣要請は、救護本部長が近隣地区医師会に行う。

(1) 現場救護班

ア 医師1名、看護師1名、補助事務員1名の編成をもって1班とし、医師を班長とする。

編成する班の数は、災害規模に応じて定め、複数の班を配したときは、医師1名が総指揮者となる。

イ 班長及び指揮者は、医療救護における負傷者等へのトリアージの判定及び医療救護活動の指揮をとる。

(2) 保健センター救護班

医師数名、放射線技師1名、看護師、補助事務員若干名

- (3) 救護班の業務が過労及び長期に及ぶことが予想される場合は、救護本部は配備計画をもとに交替要員を確保し補充する。

3 救護班の業務

- (1) 現場救護班は、災害現場に出動し、現場に設置された救護所において次の業務を行う。

ア 負傷者等に対する応急処置及び重症度の区分

イ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

重症者は直接救急車により後方医療施設に搬送し、中軽症者は原則として保健センターへ搬送する。

ウ 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療

エ 助産救護

オ 精神相談

カ 死亡の確認

状況に応じて遺体の検案に協力する。

- (2) 保健センター救護班は、保健センターに出務し、災害現場より搬送された負傷者等に対し次の業務を行う。

ア 負傷者等の確認、カルテ作成

イ 可能な限りの医療救護活動（画像診断、酸素吸入等含む。）

ウ 救急病院、都立病院等への転送要否の決定

エ 必要な記録の調整

4 連絡及び報告

- (1) 救護活動実施中、班長は、必要に応じ随時業務の状況を本部に報告する。

- (2) 救護班が業務終了したときは、班長は、救護本部に業務に関する報告（班の編成、出務時間、負傷者等の記録、衛生材料の使用状況、事故の有無、その他必要事項）をする。

- (3) 災害発生時、担当理事及び各ブロック長は、救護本部及び相互間の連絡に当たるほか、可能な方法を用いて会員への連絡を迅速に行う。

第6項 府中市歯科医師会の医療救護活動

歯科医師会は、市から派遣要請があった場合は、これに対応するため速やかに、救護班を編成し、医療救護所への派遣を行う。

1 救護班の活動内容

- (1) 歯科医療を要する負傷者等に対する応急処置

- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

- (3) 避難所における転送の困難な患者、軽易な患者等に対する歯科治療

2 連絡及び報告

- (1) 救護活動実施中、救護班の責任者は、必要に応じ随時業務の状況を救護本部に報告する。

- (2) 救護班が業務終了したときは、救護班の責任者は、救護本部に業務に関する報告（判の編成、出務時間、負傷者等の記録、衛生材料の使用状況、事故の有無、その他必要事項）をする。
- (3) 災害発生時、歯科医師会事務局は、可能な方法を用いて会員への連絡を迅速に行う。

第7項 府中市接骨師会の医療救護活動

接骨師会は、市から派遣要請があった場合は、これに対応するため速やかに、会員の医療救護所への派遣を行う。

1 活動内容

- (1) 負傷者等に対する応急手当及び応急手当に関する労務・衛生材料等の提供。
- (2) 応急手当に係る必要な指示は、医療救護班の医師が行うものとする。

第8項 多摩府中保健所の医療救護活動

- 1 市から医療救護の要請があった場合、又は都において必要があると認めた場合は、都が編成する都医療救護班を派遣するため、多摩府中保健所は、災害時における保健衛生活動の拠点として、医療救護活動に関する総合調整及び情報センターとして活動する。
- 2 医療救護班は、市の設置する医療救護所において医療救護活動を行う。
- 3 医療救護班の活動内容
 - (1) 負傷者等に対する応急措置
 - (2) 後方医療施設への転送の要否及び優先順位の決定
 - (3) 転送困難な患者及び避難場所における軽症患者に対する医療
 - (4) 助産
 - (5) 医療救護所における死亡の確認
 - (6) 遺体の検案
- 4 多摩府中保健所は、市の要請があったとき又は災害時の状況に応じ所長が必要と認めたときは、被災等による心身の健康障害等の予防のため、精神保健相談活動等を行う。

第3節 負傷者等の搬送（福祉保健部・府中消防署）

第1項 市が都へ応援要請した場合の連絡系統

負傷者等の搬送については、被災現場から医療救護所までは市が搬送し、医療救護所から後方医療機関までは都及び市が対応する。

市は病院に收容する必要がある患者については、府中消防署へ依頼し迅速な移送を行う。

第2項 府中消防署の救護活動

- 1 負傷者等の救護態勢は、次のとおりとする。

災害及び負傷者等の規模により救急隊を増援出動させる。

- 2 緊急救護活動は、次の場合に開始する。
 - (1) 警防本部長の命令があった場合
 - (2) 医療救護班の責任者が、広報医療施設に收容する必要があると認め、市本部長から搬送の要請があった場合
 - (3) 府中署隊長が必要と認めた場合
- 3 活動の対象と範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 負傷者等
緊急救護活動の対策とする負傷者等とは、次に該当する者をいう。
 - ア 災害事故による負傷者等
 - イ 直接災害事故によらない重篤傷病者で緊急救護を要する者
 - ウ 前駆陣痛の始まった妊婦及び褥婦
 - エ これらに類する者
 - (2) 活動範囲
負傷者等輸送範囲
 - ア 救急医療機関
 - イ 医師会会長において指定する医療機関
 - ウ その他
 - (3) 緊急救護範囲
 - ア 現場における応急救護処置
 - イ 負傷者等の医療機関への輸送

第4節 後方医療体制（福祉保健部）

医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者は、適切な後方医療施設に搬送して治療を行う。

第1項 負傷者等の搬送体制

医療救護所の責任者は、医療救護及び助産を行った者のうち、後方医療施設に收容する必要がある者を搬送するよう、市本部長又は都福祉保健局長に要請する。

原則として、被災現場から医療救護所までの搬送については市が、医療救護所から後方医療施設までの搬送については都及び市が対応する。

負傷者等の後方医療施設への搬送は次により行う。

- 1 府中消防署に救急車、救急隊の搬送を要請する。
- 2 医療救護班の使用した自動車で搬送する。
- 3 搬送に当たっては、あらかじめ定められた搬送順位に従って、後方医療施設の受入れ体制を確認して搬送する。
- 4 道路事情等により陸上輸送が困難な場合は、東京消防庁のヘリコプター輸送を、府中消防

署を経由して要請する。

第5節 保健衛生及び動物管理

(福祉保健部・市民生活部・環境安全部・多摩府中保健所)

第1項 保健活動

1 保健活動班の編成

福祉保健部は、巡回健康相談等を行うため、保健師・栄養士、歯科衛生士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。

2 保健活動班の活動内容

- (1) 防疫班等と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。
- (2) 避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。
- (3) 都と協力し、被災住民の心的外傷後ストレス(PTSD)にも視野に据えたメンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。
 - ア 被災住民に対する心の健康に関する相談を行う。
 - イ 必要に応じて電話相談窓口等を設置する。

3 他縣市からの応援職員の要請

福祉保健部は、必要があるときは都に他縣市からの保健衛生班の派遣を要請する。また、派遣職員の受入れ・搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。

第2項 透析患者等への対応

1 透析患者への対応

都は、透析医療機関の被災状況、透析医療可否についての情報の収集を一元化し、透析医療機関及び透析患者からの問い合わせに対し、情報を提供する。

市及び医師会は、統制医療機関の被災状況等の情報提供について、都に協力する。

2 在宅難病患者への対応

都は、平常時から保健所を通じて在宅難病患者の把握を行う。

都は、市、医療機関及び近縣市等と連携し、在宅難病患者の搬送及び救護体制整備に努める。

第3項 避難所の衛生管理

1 避難所の衛生管理指導に関する業務

(1) 市民生活部の役割

- ア 住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握する。
- イ 土足禁止区域・喫煙(分煙)区域を設定する。
- ウ 避難住民の生活環境上必要な物品を確保する。
- エ 避難住民間のプライバシーを確保する。

オ ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。

(2) 都の役割

ア 水の安全パトロール班などから避難所の過密状況や衛生状態に関する情報を収集し、市に提供する。

イ 避難所内外におけるごみ保管場所等の適正管理、飲料水の衛生及び衛生的な室内環境の保持に関する助言・指導を市に対して行う。

2 公衆浴場の確保

市民生活部は、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。

また、避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め、避難所の衛生管理を支援する。

第4項 動物管理

災害時には、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難し、負傷又は放し飼い状態の動物も生ずることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、都や関係団体との協力体制の確立に努める。

1 避難所における飼育動物

避難所において、動物飼養状況を把握するとともに、適正飼育に関する情報提供や指導を行い、動物愛護及び環境衛生の維持に努める。また、都と協力して避難所から保護施設への動物受け入れ、譲渡の調整等を行う。動物の飼い主が自主的に又は共同で行う動物救護活動を支援する。

2 被災地域における動物の保護

負傷飼育動物や飼い主不明動物の保護は、広域的対応等が必要となるため、都や関係団体と連携をとりながら対策を講じる。適切な応急救護活動を行うため、資材の提供、獣医師の派遣等について都獣医師会等と動物救護活動に関する協定の締結を検討する。

第6節 防疫（福祉保健部・環境安全部・多摩府中保健所）

震災時には、断水、大量のごみ等により衛生環境が悪化し、各種感染症の発生のおそれがある。

このため感染症患者を早期に発見し、適宜の処置をとり、家屋内外の消毒方法を実施して、感染症の媒体となる昆虫の発生を防止し、感染症の蔓延するおそれがある非衛生的な生活環境を改善するなど災害地の防疫を実施して市民生活の安定を図る。

第1項 防疫活動

1 市本部長は、災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒、避難所及び被

災家屋等の消毒、ねずみ昆虫駆除を行うものとし、これらの業務は、都本部設置後も、市において実施する。

- 2 市本部長は、状況に応じて、消毒班を編成し、患者の収容、患家の消毒を迅速かつ的確に行う。
- 3 市本部長は、被災戸数及び防疫活動の実態について、都福祉保健局長に対し、迅速に連絡する。
- 4 市本部長は、防疫活動の実施に当たって、市の能力をもって十分でないと認めるときは、都福祉保健局長、医師会長及び多摩府中保健所に協力を要請する。
- 5 市本部長は、都の実施する防疫活動について、十分協力しなければならない。

6 防疫活動班

次の表のとおり班を結成し、防疫活動を実施する。

- (1) 災害地の防疫活動を実施するため、防疫班・消毒班・衛生班・検水班を編成し、その班別・人数・能力等は次のとおりとする。

<防疫活動班>

班 別	1日編成可能班数	対 象	1日処理能力(箇所)	構成(人)	備 考
防 疫 班	2	被 災 家 屋 避 難 所	—	20	
消 毒 班	2	患者発生家族、家屋	90	16	消毒戸数 150戸
衛 生 班	4	災 害 発 生 地 域	600	20	
検 水 班	2	井戸その他飲料水留	70	6	

第2項 防疫活動班の任務

市本部長は、防疫活動の必要があると認めるときは、被災戸数を把握し、都福祉保健局長又は、多摩府中保健所長に連絡するとともに、保健所に協力を要請し、状況に応じて防疫活動班を出動させる。各班はそれぞれ次の業務を別に定める実施基準により迅速適確に行う。

1 防疫活動班の任務

- (1) 防疫班 検病検査、健康診断、避難所の防疫指導、応急治療、予防宣伝
- (2) 消毒班 患者の搬送及び患家等の消毒
- (3) 衛生班 飲料水（井戸水）、避難所等倒壊家屋の消毒、及び昆虫駆除
- (4) 検水班 飲料水（井戸水）の検査

2 検病検査及び健康診断

災害発生時には、保健所の指導により地域内の未収容の保菌者に対しては、速やかに隔離その他適切な処置を講じ、防疫班は患者の早期発見に努める。

3 消毒方法

災害時（風水害発生時）の井戸等は、直ちに使用を禁止するとともに、保健所の指導を受け、次亜塩素酸ナトリウム液による消毒を行う。その後は消毒薬を交付する。

市民に対しては浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒を行い、又は消毒薬を交付して自主的に行うよう指導する。

4 避難所の防疫措置

(1) 開設後は便所その他の不潔箇所の消毒を行い、その後は薬品を交付して自主的に行うよう指導する。

(2) 衛生班は保健所と協力して、感染症の早期発見、給食施設、便所等の生活施設の衛生的管理及び手洗い、消毒等の指導を行う。

5 昆虫駆除

災害発生の状況に応じて地域、期間を定めて行う。

6 患者の隔離及び消毒

消毒班は、保健所、医師会と密接な連絡をとり、患者を適切な医療機関に搬送するとともに、患家・避難所の消毒を行う。

7 臨時予防接種

災害の状況、災害地のインフルエンザや麻しん等の感染症の発生状況により、予防接種の種類・対象・期間を定め実施する。

第3項 多摩府中保健所の防疫活動

1 多摩府中保健所は、防疫に関して市本部長の協力要請があった場合は、防疫班及び水の安全パトロール班を編成し、市の防疫活動について協力・指導を行う。

2 多摩府中保健所は、災害時の状況に応じ都福祉保健局長が必要と認めたときは、食品衛生監視班を編成し、食品の安全確保を図る。

3 活動内容

(1) 防疫班

ア 健康調査及び健康相談等

イ 避難所の防疫指導等

ウ 感染症予防のための広報及び健康指導

(2) 食品衛生監視班

ア 市と連携し、避難住民の手持ち食品や避難所で配られる食料品の衛生指導

イ 管轄区域内を中心とした食料集積所、避難所、仮設店舗の巡回指導

ウ 被災した営業施設への監視指導

エ 食品に起因する危害発生の防止のための監視指導

オ 避難所の食品取扱い管理者に対する指導・助言

カ 仮設店舗や行商、移動販売者など営業再開店舗の情報収集、指導

- (3) 水の安全パトロール班
 - ア 飲み水の消毒効果の確認
 - イ 飲み水の消毒薬及び簡易残留塩素検出紙の配布
 - ウ 飲み水の消毒方法及び消毒の確認方法の指導
 - エ 水道施設の復旧状況の把握
 - オ 避難所の環境衛生指導

第4項 防疫用資器材の備蓄・調達

市は、災害時に、迅速に防疫及び保健衛生活動が実施できるよう、防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画の策定に努める。

また、初期防疫活動は、市保有及び保健所等の現有防疫用資材を使用するものとする。当該資材が不足したときは、福祉保健部が調達収用して補給する。

第9章 避難計画

大地震時には、地すべり、延焼火災などが発生するおそれがあり、住民の避難を要する場合が数多く考えられる。そうした状況において、被災者の生命、身体等の安全を確保するため、平常時から避難に必要な態勢の整備を図る。

第1節 避難場所・避難所等の整備

(市民生活部・環境安全部・都市整備部・府中消防署)

第1項 一時（いつとき）集合場所

一時集合場所とは、避難場所へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場合又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する小・中学校のグラウンドをいう。また、近隣の公園・空地を活用することもできる。なお、本計画の想定地震である多摩直下地震（M7.3）が発生した際の避難者を収容するために必要となる一時集合場所の総面積は、約240,283㎡である。（市の充足率100%）

一時集合場所の効果は次のとおりである。

- 1 情報伝達その他各種連絡が効率的に行える。
- 2 市民相互の助け合いや不在者等の確認が可能である。
- 3 市職員、警察官及び消防関係等の指示で避難するため、整然とした行動がとれる。

第2項 避難場所（広域避難場所）

避難場所とは、大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を確保するために必要な面積を有する大規模公園、緑地、大規模事業所の敷地内の空きスペース等のオープンスペースをいう。

市は、あらかじめ安全な場所を、広域避難場所として確保、指定し、市民への周知を図る。

<避難場所選定の原則>

- 1 周辺市街地大火によるふく射熱から安全な有効面積を確保する。
- 2 避難場所内部には、震災時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が存在しないこととする。
- 3 有効面積は、避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間とし、一人当たり1㎡を確保することを原則とする。
- 4 避難場所ごとの地区割当て計画の作成に当たっては、町丁、町内会、自治会区域を考慮する。

なお、本計画の想定地震である多摩直下地震（M7.3）が発生した際の避難者を収容するために必要となる広域避難場所の総面積は、約26,422㎡である。

第3項 避難所

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受ける恐れのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設する学校、文化センター等の建物をいう。

1 避難所の種類

避難所は、小・中学校及び総合体育館を一次避難所とし、文化センター、市民会館等の施設については災害時要援護者用等の二次避難所とする。（資料編〇ページ資料〇参照）

なお、本計画の想定地震である多摩直下地震（M7.3）が発生した際の避難者を収容するために必要となる避難所の総面積は、一次避難所が約52,113㎡、二次避難所が約10,200㎡である。

(1) 一次避難所

市民が災害時に居住する場所を失うなどした場合に一時的に生活を送る場所で、備蓄品及び支援物資の配給場所としても活用する。

(2) 二次避難所

一次避難所での生活が著しく困難と判断される災害時要援護者等の避難所として指定する。また、二次避難所が不足する場合は、他の市の施設を充てることとする。

2 避難所の整備

避難所として指定された各施設については、被災者のための食料・生活必需品及び災害復旧用資器材を備蓄するとともに、各種の情報伝達のための機材の整備を次のとおり進めている。

(1) 各小・中学校及び文化センター等に防災行政無線用の戸別受信機を配備している。

(2) 各小・中学校の保健室等に救急救護用品を備えている。

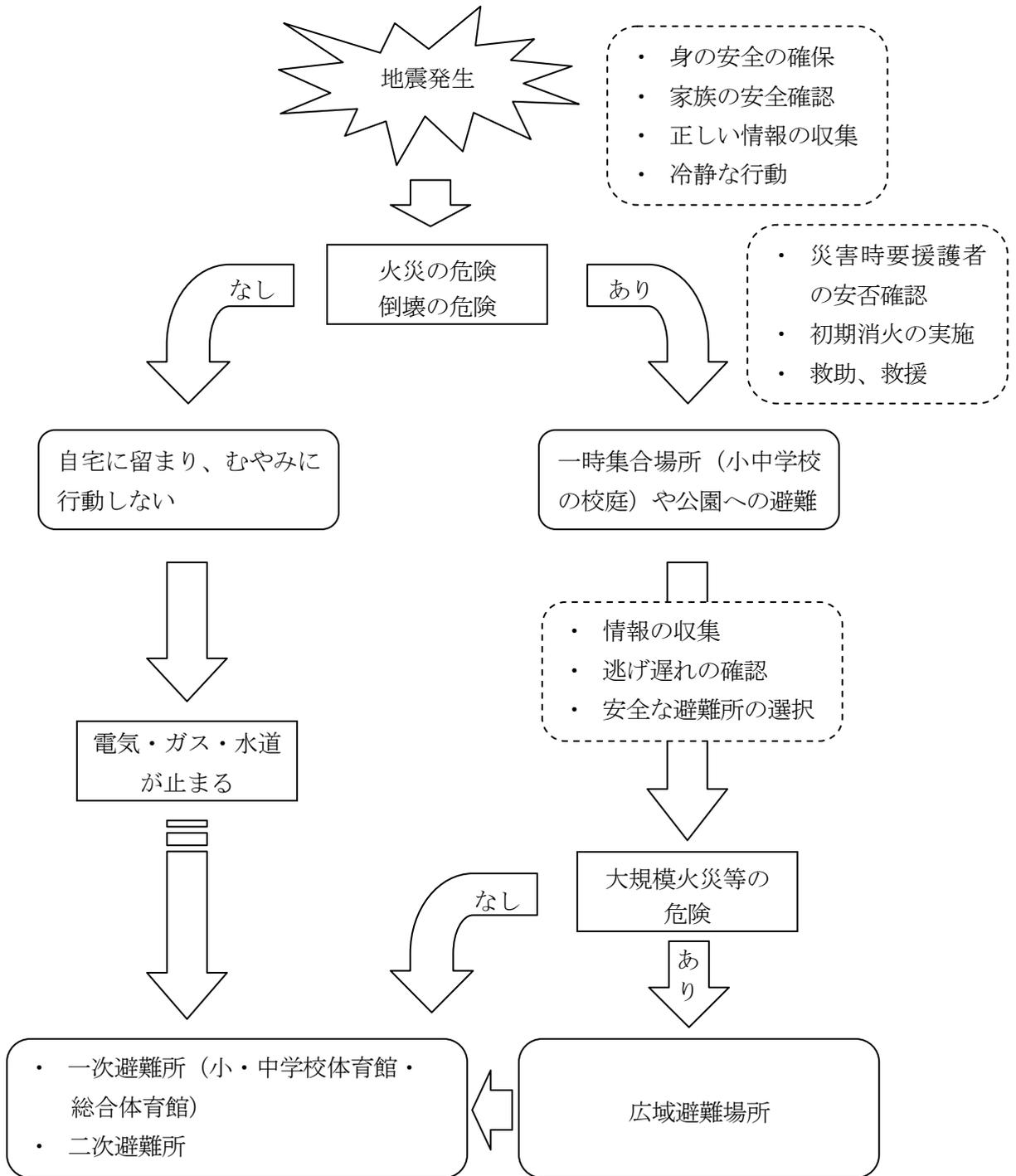
(3) 災害時用の飲料水を確保するため、各小・中学校及び文化センターの屋外受水槽に災害時用給水バルブ（逆流防止弁）を設置している。

(4) 各小・中学校及び文化センター等に無線機を配備している。

(5) 各施設の空きスペースに食料及び生活必需品を備蓄している。

(6) 各小・中学校にトイレ機能を有する便槽付の多目的防火貯水槽の整備を進めている。

<避難の流れ>



第4項 避難場所・避難所の安全化

1 道路・橋梁の整備

市民が安全に避難できるよう小・中学校への道路を拡幅するほか、避難のため必要な道路上の橋梁の強化や補修を実施する。

2 消防水利の整備

避難場所・避難所については、避難者を火災から守るため防火水槽等消防水利の整備を推進する。

第5項 避難場所・避難所の安全化の周知徹底

一時集合場所、広域避難場所及び避難所の位置、利用方法等は、地震避難マップや防災ハンドブック等で周知するとともに、案内看板の整備など、今後更に市民への周知を図る。

第2節 避難態勢（環境安全部・市民生活部・都市整備部・府中消防署）

市には、地震時の同時多発火災や延焼拡大など、人命の危険が切迫すると予測される地域、又は、避難が必要と認められる事態の発生に備えるため、これら危険地域の市民の安全な場所への避難や、人的被害の発生を防止するための避難の態勢を整備する。

第1項 基本的な避難方式

1 一時集合場所に集合した後広域避難場所へ避難（2段階避難）

災害における避難方式は自治会等を核に一定の地域や事業所単位に集団を形成し、指定の避難場所に避難する集団避難方式を原則とする。

避難者は、一時集合場所（小・中学校の校庭）や公園で集団を形成したのち、万一危機が迫った場合には、警察官、消防団等の誘導により避難を行う。

一時集合場所と広域避難場所の中間に位置する自治会等は各自治会の判断で避難する場所を決定する。必ずしも一時集合場所に集まらなくてはならないというものではない。

2 避難場所から避難所へ避難

一時集合場所や広域避難場所に避難した後、自宅等住居での安全が確保できない場合、一次避難所（小・中学校等）へ避難する。

第2項 避難の勧告・指示

1 市の地域において災害の危険が切迫した場合には、市本部長は府中警察署長及び府中消防署長に連絡の上、要避難地域、避難先を定めて避難の勧告又は指示をする。この場合、市本部長は直ちに都本部へ報告する。

2 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市本部長は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

- 3 市本部長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市本部長より要求のあったときは、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、速やかに市本部長に対し、避難の勧告・指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。
- 4 府中消防署長は、火災の延焼又はガスの拡散が迅速で、人命に危険が著しく切迫していると認めるときは、市民に避難の勧告・指示を行う。この場合直ちに市本部長に通報する。

第3項 勧告又は指示の伝達

避難の勧告又は指示の伝達は、第2章第4節「広報・広聴活動」による。

第4項 勧告又は指示の内容

避難勧告又は指示は、次のことを明らかにして行う。

- 1 避難対象区域 町丁目名、施設名等
- 2 避難の理由 避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等
- 3 避難先 安全な方向及び避難場所の名称
- 4 その他 避難行動時の最小限の携帯品、災害時要援護者の優先避難・介助の呼びかけ等

第5項 避難誘導

避難の勧告又は指示を発令する場合、市は府中警察署、府中消防署及び消防団等と協力し、安全な経路を選定するとともに、あらかじめ指定した避難場所等に市民を誘導する。

- 1 避難の誘導を行う者
市本部長から、避難の勧告又は指示が発令された場合、避難の誘導は次のとおり行う。
 - (1) 市民生活部長は、必要と認める一時集合場所（資料編〇ページ資料〇のとおり。）及び広域避難場所（資料編〇ページ資料〇のとおり。）にそれぞれ市職員を派遣し、避難収容者の整理、情報等の収受に当たるものとする。
 - (2) 地域内から市本部長が指定する避難場所までの避難誘導は、消防団員、自主防災組織及び現場の警察官等が行う。
 - (3) 学校、幼稚園、保育園、事業所、大型店等多数の人が集まる場所における避難誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。ただし、市民生活部長は、災害の規模、態様により必要と認めるときは、市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に積極的に協力して、安全な場所への避難誘導等の措置を講ずる。
- 2 誘導の方法
 - (1) 避難の誘導方法
避難の誘導方法については、災害の規模、態様に応じて、混乱なく迅速に安全な避難場所に誘導するために必要な方法をとることとするが、おおよそ次の事項を目途とする。
 - ア 避難の誘導は、災害時要援護者を優先するとともに、できる限り早急な事前避難に努める。

イ 交差点や橋梁、トンネル等の混雑予想地点においては、災害時要援護者を含む避難グループであることを示すとともに、その旨を連呼し、優先避難誘導を受けやすいよう配慮する。

ウ 避難経路は、市本部長又は関係部長から特に指示がない場合は、避難の誘導に当たる者が指定するよう努める。なお、避難経路の選定に当たっては、火災の場所、落下物の危険のある場所、危険物のある場所を避け、指示者があらかじめ経路の実地を確認して行うよう努める。

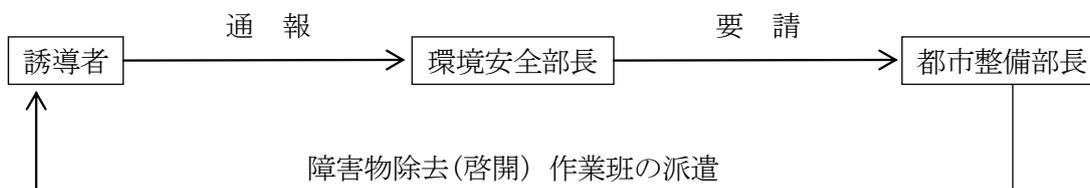
エ 選定した避難路に重大な障害が発生し、容易に取り除くことができない時は、別のルートを選定するとともに、環境安全部長を経由して、都市整備部長に対して避難道路の障害物除去(啓開)等を要請する。

(2) 府中消防署の体制

ア 災害の規模、道路橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、最も安全と思われる方向等を市本部並びに府中警察署等に連絡する。

イ 避難の勧告、指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所・避難道路の安全確保に努める。

<道路の障害物除去(啓開)等の要請の流れ>



第3節 避難所の開設・運営

(環境安全部・市民生活部・文化スポーツ部・教育委員会)

第1項 避難所の開設・管理

1 避難所の開設

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど、引き続き援助を要する者については、応急的な居住場所の確保と生活支援のため、避難所を開設し、收容保護する。

避難所は、府中警察署と協議し次の收容基準により選定する。

(1) 避難所の收容基準は、おおむね次のとおりとする。

居室 3.3㎡当り2人

2 開設と運営の担当者

避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び府中警察署、府中消防署等関係機関に報告する。

都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、防災行政無線で行う。

避難所を開設した場合は管理者を置く。

避難所の設置場所は、あらかじめ指定する避難所（資料編〇ページ資料〇「避難所一覧表」のとおり。）の中から、市長（市本部長）が被害の状況に応じて決定するが、開設と運営の実務については、各施設の管理責任者、勤務職員が担当する。

また、初動班は、避難所開設に協力するものとし、また、各施設の管理責任者、勤務職員の不在時に開設の必要があると判断した場合は、初動班が開設する。

なお、避難所は応急対策、復旧活動の拠点となることが予想されるので、避難所内での活動場所の指定等の調整業務は、市民生活部長が指名する職員が行う。

3 開設から運営までの手順

避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を受ける。

避難所の開設及び運営の手順は、おおよそ次のとおりとする。

<避難所の開設、運営の手順>

- (1) 開設しようとする者は、電話、ファクシミリ、無線等（以下「電話等」という。）により避難所を開設することを市本部に報告する。
- (2) 施設の入口を開ける。
既に避難者がある場合は、一時的に広いスペースに誘導する。
- (3) 避難所内に事務所を開設する。
- (4) 避難者の受入れスペースを指定する。
- (5) 既に避難している人を指定のスペースへ誘導する。
- (6) 避難者名簿（資料編〇ページの第1号様式）を配布する。
- (7) 避難者名簿を回収する。
- (8) 避難者名簿に基づき避難スペースの割り振りをする。
- (9) 食料、生活必需品及びその他必要な物資（以下「生活物資等」という。）を確保（請求、受領）し、配給する。
- (10) 避難所運営状況の報告をする。（定例・毎日午前10時。その他適宜。）
- (11) 避難所日誌（資料編〇ページの第2号様式）を作成する。

4 開設、運営時の留意事項

(1) 開設時の留意事項

ア 開設

避難所の開設は、原則として市本部長の指示により行う。現地の職員が避難の必要があると判断した時は避難所を開設する。この場合、既に避難住民が集まっているときは、一時的に体育館や会議室など広いスペースに誘導し、避難した市民の不安を緩和するとともに、無用な混乱の防止に努める。

イ 事務所の開設

上記の措置をとった後、速やかに避難所内に事務所を開設する。

事務所には、避難所の運営に必要な職員を常時配置する。

ウ 避難スペースの指定

避難した市民の受入れスペースの指定に当たっては、自主防災組織等の意見を聞き、地域ごとにスペースを設置することとし、避難した市民による自主的な統制に基づく運営となるよう配慮する。

エ 災害時要援護者の受入れ及び避難所運営に必要なスペースの確保

災害時要援護者の避難スペースや医療活動及び避難所の運営に関わる各種会議のためのスペースをあらかじめ確保する。

オ 報告

避難所の開設に当たった職員は、避難住民の収容を終えた後、速やかに市民生活部長に電話等により、報告する。

市民生活部長は、避難所からの報告に基づき、政策総務部長に避難所に関する広報活動の実施を要請する。

市本部長は、都総務局総合防災部、福祉保健局及び府中警察署、府中消防署等の関係機関に避難所開設の状況を連絡する。

なお、連絡すべき事項は、おおよそ次の要領による。

(ア) 避難所開設の日時、場所、施設名

(イ) 収容状況及び収容人員

(ウ) 開設期間の見込み

(2) 運営上の留意事項

ア 避難者名簿の作成

避難所に避難した市民は、避難者名簿に氏名等を記入する。各施設の管理責任者又は市民生活部長が責任者としてあらかじめ指名する者（以下「避難所責任者」という。）は、回収した避難者名簿（カード）を基に避難所日誌を作成し、事務所に保管するとともに市民生活部長を通じて政策総務部長に報告する。

イ 情報掲示板の設置

避難者への必要情報を伝達するため、避難所内に情報掲示板を設置する。

ウ 避難スペースにおける班の編成と班長の選出

避難所責任者は、各避難スペースにおいて避難者による適当な人員（30人程度）で班を編成し、避難所への連絡等に関わる班長を選出させる。

班長は次の役割を担う

(ア) 市本部からの指示、伝達事項の周知

(イ) 避難者数及び生活物資等必要数の把握と避難所責任者への報告

(ウ) 生活物資等の配給活動補助

(エ) 施設の保全管理

(オ) 災害時要援護者の措置に対する協力

- (カ) その他避難所運営に必要な協力
- エ 食料等の請求、受領、配給
避難所責任者は、避難所で必要な生活物資等の数量を福祉保健部長に報告するとともに、市民生活部長への調達を要請する。また、到着した生活物資等を受け取った時は、その都度生活物資等受領簿（資料編〇ページの第3号様式）に記録し、必要な場合は生活物資等管理簿（資料編〇ページの第4号様式）に記録の上、班ごとに配給する。
- オ 災害時要援護者への配慮
避難所責任者は、災害時要援護者に対し、プライバシーの保護やトイレ等の利用のしやすさ等優先的な措置を講ずるよう配慮するとともに文化センター等の二次避難所への移送の措置を講ずる。
- カ 衛生管理（第8章第4節第3項参照）
- キ 避難所運営状況の報告と記録
避難所責任者は、避難所の運営状況について、1日に1回午前10時までに市民生活部長に報告する。市民生活部長は報告事項をとりまとめ、正午までに市本部長に報告する。ただし、傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、その都度必要に応じて報告する。
また、避難所の運営記録として、避難所日誌（資料編〇ページの第2号様式）を作成する。
- ク 避難所運営マニュアルの作成
避難所の管理運営を混乱なく円滑に行うため、事前に「避難所管理運営マニュアル」の作成に努める。
- ケ 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、ファクシミリ等の整備を図る。
- コ 避難所の運営に当たり、ボランティアの協力が必要な場合は、赤十字奉仕団又は社会福祉協議会に対しボランティアの派遣要請を行う。

第2項 野外収容施設の設営

市本部長は、災害の規模が大きく既存施設の被害が甚大であり、被災者が多数のため既存施設の収容能力を超えた場合、又は避難所が開設されなかった場合は、市民生活部長に指示し、応急的施設として野外収容施設を設営する。また、市本部長は都総務局（総合防災部）及び府中警察署、府中消防署等の関係機関に状況を報告するとともに、施設の設置にかかわる資材等を都福祉保健局に要請する。野外収容施設の設置期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。野外収容施設の設営場所は、警備上、府中警察署と協議して決定する。

第3項 避難者の他地区への移送

災害が大規模なために、避難者の収容可能数を超えたと市本部長が判断した場合、次のとおり、他地区への移送を東京都福祉保健局（以下「都福祉保健局」という。）へ要請する。

- 1 市の避難所に被災者を収容できないとき、市本部長は被災者を、非被害地若しくは小被害地又は隣接県など、他地区への移送について要請する。
- 2 被災者の他地区への移送を要請した市本部長は、所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先地区に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。
- 3 移送された被災者の避難所の運営は移送元の市が行い、被災者を受け入れた地区は運営に協力する。
- 4 被災者の輸送手段については極力市で用意するが、輸送力が足りない場合は都へ協力を要請する。

第4項 他市等からの被災者の受入れ協力

市本部長は、都知事より他区市町村からの被災者を受け入れるための避難所の開設の指示を受けた場合は、都の計画の定めるところにより積極的に行う。近隣他都市等からの被災者の受け入れの要請を受けた場合は、市民生活部長に指示し必要な措置を講ずる。

第5項 災害時要援護者対策

1 計画目標

災害時要援護者に対する災害時における応急対策は、その対象により個別の対応が求められる。市は、自主防災組織、ボランティア、関係団体等との連携を図り、可能な限り災害時要援護者に配慮した対応を行う。

2 災害時要援護者に配慮した対策

(1) 高齢者対策整備計画

ア ひとり暮らし高齢者・寝たきり高齢者

緊急通報システム協力員等の福祉ボランティアにより、日常から災害についての知識を伝えておく。災害発生時には、高齢者の安否を確認し、誘導を行う。

イ 高齢者福祉施設関係

- (ア) 平常時から相互支援関係にある近隣施設、市、地元自治会などに災害時における支援の要請をしておく。
- (イ) 施設はあらかじめ定めた避難誘導計画により、入所者の安全を確保するとともに、早急に施設機能の回復を図る。
- (ウ) 余裕スペースの活用による被災者の受入れについては、要援護者など援護の必要性の高い者を優先する。
- (エ) 市は復旧までの間、優先的に水を供給するほか、おむつなど日常生活用品の補給支援を行う。また、ボランティアへの情報提供を行い、マンパワー支援を確保する。

(2) 障害者対策整備計画

ア 障害者

(ア) 安否の確認等

民生委員、緊急通報システム協力員等のボランティア及び福祉施設の関係者により安否を確認するとともに、緊急事態が発生した場合には、適切な対応への援助を図る。

(イ) 避難・誘導

単独で避難することが困難な肢体不自由者及び視覚障害者等については、単身世帯の場合等に避難・誘導するための協力員を確保する。

(ウ) 情報の収集と伝達

聴覚障害者対策として、避難場所に状況等を知らせる掲示板を設置するなど、迅速に対応する。

イ 障害者福祉施設関係

(ア) 平常時から、地域防災組織の一員として、防災訓練等に積極的に参加するとともに、近隣施設、市、関係防災機関等と連携を密にし、支援体制を整える

(イ) 各施設では、あらかじめ定めた避難誘導計画により、施設利用者の安全を確保するとともに、早急に施設機能の回復を図る。

(3) 二次避難所の開設

災害時において、自宅や通常の避難所で生活を送ることが困難である災害時要援護者を対象とし、各文化センター、生涯学習センター、市民会館を二次避難所として指定しておく。二次避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造に加え、バリアフリーを備えた建物の利用を基本とし、必要に応じて改修工事等を行うこととする。

(4) 災害時要援護者対策班等の設置

市は、関係機関、自主防災組織、地域住民等と協力し、災害時要援護者個々人に対応する窓口となる災害時要援護者対策班を組織し、安否確認を含む状況の把握やサービスの提供等を目指す。

(5) 避難支援プランの策定

総務省消防庁が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」や都が作成した「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」「災害時要援護者への災害対策推進のための指針（区市町村向け）」（平成19年6月改訂版）を参考に、情報伝達態勢の整備、災害時要援護者情報の共有、災害時要援護者の避難支援の具体化について検討し、将来的には災害時要援護者一人ひとりの避難支援者を含めた避難プランの策定を目指す。

第6項 外国人に対する対策

在住外国人や海外からの旅行者は、言語、生活習慣、防災意識などが異なるため、市、都及び防災関係機関は、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次に掲げる防災環境づくりに努めるものとする。

- 1 広域避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、標識の多言語化を推進する。
- 2 地域全体で支援システムや救助体制の整備に努める。
- 3 多言語による防災知識の普及活動を推進する。
- 4 外国人も対象とした防災知識の啓蒙や防災訓練の普及に努める。
- 5 東京外国語大学との協力体制を進める。

< (参考) 災害時要援護者・外国人の現況 >

種 別	人数(人)	備 考
乳 幼 児	11,271	0～4才児 平成19年4月1日現在住民基本台帳
高 齢 者	40,686	65才以上 平成19年4月1日現在住民基本台帳
在宅寝たきり高齢者	1,370	平成19年7月1日現在登録
高齢者単身世帯	9,887	平成19年7月1日現在登録
心身障害者・児	8,280	平成19年4月1日現在手帳交付者
外国人登録者	4,186	平成19年4月1日現在登録者数
合 計	75,488	※ただし一部重複して集計
全 人 口	242,607	平成19年4月1日現在住民基本台帳+外国人登録

第10章 外出者対策（環境安全部・府中消防署）

第1節 意識啓発（環境安全部・NTT東日本一東京西）

第1項 基本的な考え方

発災直後、市の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護等に重点を置くため、外出者に対する公的な支援には限界がある。このため、市民や事業者に対して、自助・共助の観点から、社会秩序としての「行動ルール」、及び携帯ラジオや帰宅地図の準備などを内容とする「帰宅困難者の心得10か条」の普及を図る。

1 想定される状況

大規模地震発生時に、多くの外出者が一斉に移動を開始した場合や、鉄道駅周辺や路上に多数の外出者が滞留した場合には、二次災害が発生するおそれがある。これらの多くの外出者の行動を行政機関が直接誘導することは極めて困難であり、路上等で被災した場合、適当な広さを有する屋外オープンスペースに待機させざるを得ない可能性がある。

2 外出者の行動ルール

(1) むやみに移動を開始しない

(2) まず安否確認をする

災害用伝言ダイヤル171や携帯電話災害用伝言板等を活用し、家族や職場と連絡をとり、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。

(3) 正確な情報により冷静に行動する

公共機関が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動（帰宅、一時移動、待機など）が安全なのか自ら判断します。

(4) 帰宅できるまで外出者同士が助け合う

一時待機できる屋内施設においては、災害時要援護者を優先して収容する。

3 帰宅困難者の心得10か条

① 慌てず騒がず、状況確認

② 携帯ラジオをポケットに

③ つくっておこう帰宅地図

④ ロッカー開いたらスニーカー（防災グッズ）

⑤ 机の中にチョコやキャラメル（簡易食糧）

⑥ 事前に家族で話合い（連絡手段、集合場所）

⑦ 安否確認、ボイスメール（災害用伝言ダイヤル）や遠くの親戚

⑧ 歩いて帰る訓練を

⑨ 季節に応じた冷暖準備（携帯懐炉やタオルなど）

⑩ 声を掛け合い、助け合おう

第2項 各機関、団体の役割

機 関 名	内 容
都及び市	「行動ルール」や「帰宅困難者心得10か条」、災害用伝言ダイヤル等について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により普及啓発に努める。
NTT東日本ー東京西他 通信事業者	災害用伝言ダイヤル171等の普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用実験を実施する。

第2節 駅周辺の混乱防止対策

(環境安全部・府中警察署・府中消防署・JR東日本・京王電鉄・西武鉄道)

第1項 基本的な考え方

1 駅での情報提供

駅構内の乗降客や駅前の滞留者等に対し、列車の運行情報や誘導場所までの情報等を提供する。

2 誘導先の確保

一時集合場所や適当な広さを有する屋外オープンスペースを誘導場所として確保し、駅周辺の滞留者を誘導する。

3 一時収容場所への収容

発災直後の余震や二次災害の発生による、道路の通行規制や鉄道等の運行規制のため、徒歩での帰宅が困難となった場合、帰宅可能になるまでの間、一時収容施設に収容する。収容された滞留者の中には、一時収容施設への誘導や一時収容施設の運営に対するボランティアも期待できる。

4 帰宅情報の提供

一時収容後、帰宅可能地域や帰宅ルート等の情報を可能な限り提供する。

5 駅周辺混乱防止対策協議会の設置

駅周辺に多くの滞留者が発生した場合に備え、都及び市が連携し、あらかじめ駅ごとに、都、市、府中警察署、府中消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする、駅周辺混乱防止対策協議会を設置し、災害時の各機関の役割を定める。主な所掌事項は以下のとおりである。

- (1) 滞留者の誘導方法と役割分担
- (2) 誘導場所の選定
- (3) 誘導計画、マニュアルの策定
- (4) 防災訓練の実施

第2項 各機関、団体の役割

機 関 名	内 容
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 駅周辺に滞留する外出者の誘導先を確保する。 2 駅周辺混乱防止対策協議会を設置する。
都	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道事業者に対して、駅周辺の混乱防止のための対策を講じるよう働きかける。 2 協議会設置に係る基本方針を策定し、地元区市に提示する。 3 広域的な立場から、駅周辺の混乱防止対策について、各地域に共通する課題の検討や地域相互間の情報交換等を行うため、各区市が設置した協議会、警視庁、東京消防庁、東京商工会議所などの事業者団体等を構成員とする連絡会を設置する。
府中警察署	市等に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る指導助言を行う。
府中消防署	市等に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る指導助言を行う。
JR東日本 京王電鉄 西武鉄道	駅周辺事業者等の協力を得て、構内放送や駅周辺地図の配布等により、駅から誘導場所までの人の流れをつくとともに、列車の運行状況などの情報を、提供する。

第3節 一時収容施設の確保（環境安全部）

第1項 基本的な考え方

誘導場所に誘導された駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に収容する施設を確保する必要がある。

一時収容施設は、公共施設や民間事業所を問わず幅広く確保する。なお、一時収容施設の収容能力には限りがあるため、外出者の一時収容にあたっては災害時要援護者の受入れを優先する。

第2項 各機関、団体の役割

機 関 名	内 容
市	1 所管する施設で受入れが可能なものを一時収容施設として指定し、市民・事業者に周知する。 2 地元の大規模集客施設（ホール、映画館、学校など）の事業者との間で、一時収容場所の提供に関する協定を締結するよう努める。
都	1 所管する施設で受入れが可能なものを一時収容施設として指定し、都民・事業者に周知する。 2 広域的な立場から、事業者団体に対して、外出者の一時収容について協力を求める。必要に応じて、一時収容場所の提供に関する協定を締結することにより、市が当該団体の加盟事業者との間で協定が締結できるように努める。

第4節 事業所等における外出者対策（環境安全部・各機関）

第1項 基本的な考え方

- 1 基本原則「組織は組織で対応する」の徹底

市は、事業者に対し、自助の考え方に基づき、組織は組織で対応する基本原則により、従業員、顧客に対する安全確保に努めるように求める。また、事業者団体を通じて事業者へ基本原則の周知徹底を図る。
- 2 一斉帰宅行動の抑制

事業所や学校は、従業員や生徒の安全確保、保護、家族の安否確認等を行うことにより、発災直後の一斉帰宅行動を抑制する。

第2項 事業所の役割

- 1 災害時の体制整備

従業員や生徒を一時的に事業所又は学校に待機させるため、飲料水、食料、生活必需品等の備蓄(最低3日分)や災害時の対応マニュアルの作成など体制整備に努める。
- 2 買物客等の支援

事業者は、買物客や行楽客など組織に属さない外出者に対して、共助の考え方のもと、社会的責任として、可能な範囲で、一時的に待機できる場所、飲料水、トイレ等の提供を行う。
- 3 地域の応急復旧活動への参加

事業者は、従業員を一時的に自社に留め、事業所の応急復旧活動要員として活用し、事業再開に努める。また、留まった従業員は可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するなど、地域再生の一助となるよう努める。

事業所の取り組みが、近隣事業所と連携した対応となることで、地域再生が早まることか

ら、都及び市は、平常時から事業者や従業員の啓発に努める。

第3項 団体等の役割

機 関 名	内 容
私立学校	生徒・児童用備蓄の確保、保護者への連絡体制、引渡しまでの保護体制の整備を図る。
経済団体 その他事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 ポスター・パンフレット等の配布、講習会等の開催及び企業備蓄の啓発を行う。 2 都や市、地域との連携し、団体及び会員企業向けの対策を講じる。 3 地域住民と会員企業との連携・協力について、会員企業に対し、啓発を行うとともに、団体において連携協力体制の整備を図る。 4 災害時は、集約した情報の提供を行う。 5 帰宅困難者対応マニュアルの作成、災害時の買物客等の誘導体制の整備を検討する。

第5節 帰宅支援

都、市及び関係機関等は徒歩帰宅者に対して沿道支援等を実施する。

機 関 名	内 容
市	平常時の取り組みとして、徒歩等による帰宅訓練を実施する。
都	<ol style="list-style-type: none"> 1 平常時の取り組みとして、徒歩等による帰宅訓練を実施する。 2 全都立学校（島しょを除く。）を帰宅支援ステーションに指定し、水、トイレ、休息の場の提供、沿道情報の提供等を行う。 3 帰宅支援ステーションにおける帰宅者支援が円滑に行われるよう運営のガイドラインを作成する。 4 帰宅支援ステーションに指定された都立学校への連絡手段の確保に努める。 5 沿道の私立学校等との協定を締結して新たな帰宅支援ステーションとして位置づけることを検討する。
府中警察署	避難道路への警官等の配置、交通規制資器材を活用した誘導路の確保等を行う。
府中消防署	火災情報の伝達、市民への初期消火、救出救護の実施の呼びかけ等を行う。
赤十字奉仕団	赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、

	飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、通過者情報等の提供を行う。
東京電力	1 平常時において、早期に健全な状態に復旧するための設備対策、訓練等の諸準備を行う。 2 災害時において、首都中枢並びに人命尊重等を最優先にした電力供給と自治体等と連携した早期復旧に努める。
東京ガス	帰宅者支援のための施設の熱源を確保する。

第11章 飲料水・食料・生活必需品等の供給

第1節 飲料水の供給（環境安全部・多摩水道改革推進本部）

震災時における飲料水の確保は、被災者の生命維持に欠かせない極めて重要なことである。このことから、市はこれまで耐震性貯水槽等の建設で飲料水の確保を図り、災害発生の際、飲料水が枯渇又は汚染するなど、現に飲料水に適する水を得ることができない市民に対して、最小限の必要な量の飲料水の供給を図るよう施策を推進してきたが、今後更にこの施策を強化する。

第1項 応急給水活動

1 給水活動の編成

環境安全部は市本部長からの給水要請を受けたときは、各被害地区に対して適切な給水方法を策定し、市が保有する給水資器材及び調達する給水資器材を各給水拠点へ集結させ給水活動の編成を行う。

2 取水箇所

飲料水の給水拠点は次の場所とする。

(1) 浄水所

施設名	所在地	貯水量 (m ³)	
		有効容量	使用可能水量
幸町浄水所	幸町2-24	3,500	1,160
若松浄水所	若松町4-10	5,200	1,730
府中武蔵台ポンプ所	武蔵台2-7	11,200	3,730
府中南町浄水所	南町1-50	5,000	1,660
計		24,900 m ³	8,280 m ³

※すべて無人施設・都管理、都対応

使用可能水量は災害の発生時により変動するものであるが、有効容量の1/3で計算した。

(2) 震災対策用応急給水施設

施設名	所在地	貯水量 (m ³)	
		有効容量	使用可能水量
都立武蔵野公園内 震災対策用応急給水施設	多磨町3-2	1,500	1,500
府中市朝日町3丁目16番地内 震災対策用小規模応急給水施設	朝日町3-16	200	200

※すべて無人施設・都管理、市対応

(3) 市立小中学校プール

33校 9,900m³

(4) その他

大手事業所の井戸、公衆浴場の井戸等

3 耐震性貯水槽

耐震性貯水槽の詳細については、資料編〇ページ、資料〇を参照。

4 給水基準

震災時における飲料水の確保については、生命維持に最低限必要量として、1日1人3ℓ の給水を基準とする。

5 給水体制

震災が発生した場合、給水状況や市民の避難状況など、必要な情報を把握し、応急給水の実施に係る計画を具体的に定めて給水体制を確立する。

6 避難所への給水態勢

各小・中学校等、車両輸送を必要とする給水拠点及び医療救護所や医療機関等には、給水タンク、自動給水分配装置等の応急給水用資器材を活用し、環境安全部保有車両及び借上げ車両などによって輸送する。

なお、孤立の災害地区には、ヘリコプターによる空輸の実施を、航空自衛隊に依頼する。

7 仮設給水栓の設置等

(1) 耐震構造貯水槽及びプールが設置してあるところでは、それぞれの用水をろ過しポリエチレン袋等により給水する。

(2) 仮設給水栓の設置

市内の都指定給水装置工事事業者の協力を得て、配水可能な所より仮設給水栓を設置し、他の給水方法による応急給水を縮小する。

8 給水量

給水可能な水量は、市の施設の貯水量は約23,420 t あるので、1人1日3ℓ を給水した場合24万市民の30日分の飲料水を確保することが可能である。

なお、本計画の想定地震である多摩直下地震（M7.3）が発生した際に、断水世帯において必要となる3日間の飲料水は、約475,760ℓ である。

- | | |
|--------------------|---------------------|
| (1) 浄水所4か所(使用可能水量) | 8,280m ³ |
| (2) 耐震性貯水槽 | 2,300m ³ |
| (3) 公共施設受水槽 | 1,240m ³ |
| (4) 市立学校プール | 9,900m ³ |
| (5) 応急給水施設 | 1,700m ³ |

9 給水能力

(1) 保有資器材による給水能力

資 器 材	容 量	数 量	基本給水量 (m ³)	給水能力(m ³)
市 給 水 タ ン ク	1 t	16基	16.0	112.0
都 給 水 タ ン ク	1 t	1基	1.0	7.0
軽量容器 (ポリタンク)	20 ℓ	135個	2.7	18.9

1日給水能力 137.9m³

(注) 運搬回数を各台7回とする。

(2) 耐震性貯水槽のろ過水給水能力

ろ 水 機 1.3m³/時 21台

1日給水能力 573m³

(3) その他

必要に応じて他の機関への応援又は器材の調達により給水する。

10 応急給水順位

応急給水活動は市本部（避難所・医療救護所）、医療機関及び社会福祉施設等関係機関と連絡を密にしながら実施する。

第2項 応急給水用資器材

応急給水用資器材は次のとおりである。

給 水 タ ン ク	1m ³	17基 (1基・都水道局)
軽量容器 (ポリタンク)	20ℓ	135個 (都水道局)
無 線 施 設	車載用	3台 (環境安全部上下水道課)
仮 設 給 水 器 具		28組
エ ン ジ ン ポ ン プ		6台
自 動 給 水 分 配 装 置		4基

環境安全部が必要とするその他の資器材は、隣接市町、都及び社団法人日本水道協会へ応援を要請し、必要な給水資器材の調達を図り、逐次被害状況により、各浄水所へ供給する。

第3項 その他の飲料水の確保

- 1 小・中学校、文化センターの屋外受水槽の活用
- 2 耐震性貯水槽
- 3 大手事業所等及び公衆浴場との給水協定

※井戸水については消毒を行う。（第8章第5節第2項参照）

第4項 生活用水の確保

市民生活に欠くことのできないトイレや洗濯用水その他生活に必要な水を供給するため、次の各施設を利用する。

- 1 都市公園、公衆浴場等の井戸
- 2 小・中学校のプール
- 3 防火貯水槽

第2節 食料の供給（福祉保健部・市民生活部）

震災の発生によって、食品流通機構は、一時的に混乱状態になることが予想されるので、日常の食料を欠くにいたった被災者に対し、速やかに食料の配布ができるよう平時から災害用に食料を備蓄するほか、緊急に食料を調達し得る措置を講じておくなど、食料の確保に努める必要がある。

第1項 食料の備蓄・調達

1 食料の備蓄

被災者に対する食料の供給は、市が開設する避難所等において行う。炊出し体制が整うまでの間は、乾パン（乳幼児については、粉ミルク）等を支給する。道路障害物除去（啓開）が本格化する3日以降は、輸送が可能と考えられるので、原則として米飯による炊出しを実施する。食料の備蓄については、想定避難者数の3日分を目標とし、食品の多様化や高齢者等に配慮した備蓄を行う。

また、事業所等にも食料等の備蓄について協力を依頼する。

なお、本計画の想定地震である多摩直下地震（M7.3）が発生した際に必要となる3日間の食料は、約409,897食である。

2 調達方法

被災当初は備蓄食料により対応し、以降は、市民生活部が福祉保健部の要請により調達する食料で賄う。調達方法、調達先、その他の調達に必要な事項は、市民生活部が定める計画による。

第2項 食品集積地及び輸送拠点

市役所の北庁舎駐車場及び（仮称）水防防災ステーション（平成21年度完成）を食品の地域内輸送拠点及び集積地として選定し、都福祉保健局に連絡しておく。

第3項 配布基準

被災者に対する炊出しその他による食品の給与は、その趣旨から一時的に被災者の食生活を保護するものである。

被災者への配布基準は、原則として、災害救助法施行細則（昭和38年東京都規則第136号）に

定めるところによる。ただし、この基準により難しい場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所の開設期間延長の承認申請と同様に、別途、都知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を得て定める。

なお、災害救助法施行細則の直近の改正で定める被災用食品給与限度額は、1人1日当たり1,020円以内 災害発生の日から7日以内である。

第4項 被災者への配布

- 1 震災時における被災者に対する食品等の給与は、市が実施する。
- 2 被災者に対する炊出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、市は都知事に応援要請する。
- 3 備蓄品として都が市に事前配布してあるものは、都福祉保健局長の承認を得て被災者に配分する。
- 4 福祉保健部は、被災者に食品等の給与を実施する場合、給食の順位、給食の範囲、献立、炊出し方法等について定めておく。

第3節 生活必需品等の供給（福祉保健部・市民生活部）

被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）についても災害時の被災者数を想定し、備蓄する。

なお、本計画の想定地震である多摩直下地震（M7.3）が発生した際に必要となる主な生活必需品（3日間分）の数量は、毛布約90,239枚、タオル約135,359枚、トイレットペーパー約11,386ロール、生理用品約187,870個である。

第1項 生活必需品等の備蓄、調達体制

- 1 被災した住民への迅速かつ円滑な生活必需品等の供給を行うため、調達（備蓄を含む。）計画の策定に努める。調達計画は、被災世帯を想定し、生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。
- 2 災害救助法適用後に生活必需品の供給の必要が生じた場合には、状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当であると認められた場合は、現地調達を行うこととする。
- 3 生活必需品等の備蓄量を増やすとともに、避難所での困難な生活を少しでも解消し、プライバシー保護等を考慮した物品等の備蓄を積極的に進める。
- 4 生活必需品の配布は、まず備蓄品から行い、次に調達品（福祉保健部の要請により市民生活部が調達）で賄う。
- 5 市の緊急物資の保管場所は、市役所北庁舎駐車場及び（仮称）水防防災ステーションとする（平成21年度完成予定）とする。また、避難所として指定した小・中学校の余裕協室等を活用するなどし、分散して備蓄を進めるよう努める。

第2項 生活必需品等の配布

- 1 市長は、市が備蓄（都の事前配布分を含む。）する生活必需品等の輸送及び配分の方法について定めておく。
- 2 都福祉保健局が市に寄託している備蓄物資は、都福祉保健局長の承認を得て配布する。
- 3 被災者への配布基準は原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。ただし、この基準により難しい場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所の開設期間延長の承認申請と同様に、別途、都知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を得て定める。

第3項 被災者への給（貸）与

- 1 市長は、被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合、その配分方法等について定めておく。
- 2 震災時における被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、市本部長が実施する。
- 3 被災地区の市内において給（貸）与の実施が困難な場合は、市本部長は都知事に応援を要請する。
- 4 毛布、敷物等備蓄物資として、都福祉保健局が市に事前に配置してあるものは、都福祉保健局長の承認を得て被災者に給（貸）与する。

<災害救助法施行細則に基づく給（貸）与基準（直近の改正で定める額）>

1 夏季（4月から9月まで）

単位：円

世帯 被害状況	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに
全焼、全壊又は流出した世帯	17,000	21,800	32,100	38,400	48,700	7,000
半焼、半壊又は床上浸水した世帯	5,600	7,500	11,200	13,600	17,400	2,300

2 冬季（10月から3月まで）

単位：円

世帯 被害状況	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに
全焼、全壊又は流出した世帯	28,100	36,200	50,500	59,200	74,200	10,100
半焼、半壊又は床上浸水した世帯	8,900	11,800	16,800	19,800	25,000	3,300

第12章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・がれき処理

第1節 ごみ・がれき処理計画（ごみ改革推進本部・都市整備部）

地震による建物の倒壊、火災等により排出される大量の廃棄物を迅速に処理し、被災地の衛生環境を確保する。

第1項 ごみ処理

＜ごみ処理状況＞

（平成18年度）

	平成18年度(t)	1日当たり	1人1日当たり
可燃ごみ	41,917	114.8	473.5
不燃ごみ	9,070	24.8	102.4
粗大ゴミ	1,781	4.9	20.1
合計	52,768	144.5	596.0
事業系ごみ	14,329	39.3	161.8

災害時に処理するごみは災害により排出されるものと一般生活により発生するものがあり、上記の量以外に、災害によって排出されるがれき及び残灰等がある。

1 一般家庭から排出される生活ごみ、破砕家具ごみ、火災ごみなど、生活の安定や環境衛生上速やかに処理することが必要なごみは、迅速に処理を進める。

ただし、処分場への大量搬入が困難な場合又は、処分場の使用が不可能なときは、衛生面に支障のない公有地等を利用し、臨時のごみ置き場を確保し、市直営及び収集委託業者の支援に基づき、適時収集を開始する。

2 臨時ごみ置き場に搬入されたごみは、処分場の確保に従い、速やかに、搬入を開始する。また他市町村との広域的支援体制に基づいて処理する。

3 建物の解体に伴う廃棄物等のがれきの処理については、都市整備部と協力し、適正に処理を行う。

第2項 ごみ処理体制の充実

1 災害による道路の寸断等のため、収集車が出勤できない場合は、ごみ収集が極めて難しくなるため、緊急輸送道路の障害物除去（啓開）を速やかに行う。

2 ごみ収集業務は委託業者（5社・平成19年4月1日現在）が実施しており、災害時においても収集業務は、委託業者に頼らざるを得ない状況である。災害時のごみ収集等に協力を得られるよう平常時より協議を行う。

- 3 災害直後1～2日はごみ排出は余りないと考えられるが、食料確保が進むとごみ発生量は増加することが予想される。そのため、市民等に残飯や容器のごみを区別する分別回収の徹底を周知するとともに、回収用の袋の確保及び空き地等に設置するごみ捨て場用のしきり板を確保する。
- 4 処分場が使用不能の場合、一時的に公有地や、大規模な空き地にごみを集積しなければならない。そのため、あらかじめ幾つかの候補地の選定を進める。
- 5 市では、不燃・粗大ごみは単独処理施設で処理し、可燃ごみは多摩川衛生組合で共同処理している。

災害時には、処理施設の被害状況を迅速に把握し、必要に応じて、都区市町村及び近県との協力による広域的な処理体制を構築しておく。

第3項 がれき処理

直下型地震の顕著な被害特性は、構造物等の倒壊である。被害想定でも全壊建物棟数だけで最大549棟に及ぶ。このことから、大量の廃木材及びコンクリートがら等（以下「がれき」という。）を、いかに処理するかが問題となる。

なお、本計画の想定地震である多摩直下地震（M7.3）が発生した際のがれきを1年半で処理するとした場合に必要な廃棄物処理場の1日当たりの処理能力は約2,900 tである。

- 1 災害時の倒壊建物による「がれき」処理については、基本的に建物等の所有者が行うものとなっているが、実施することが大変困難と考えられるので、市において解体、収集、運搬等の業務を行うよう体制を整える。

また、解体、収集した「がれき」の処分のために保管する仮置場をあらかじめ選定し、処分場の確保に従い、適宜搬入を行うよう整備する。

- 2 処理施設、家屋の被害状況及びがれき発生量を都に報告する。また、発災後3日目以降、がれき発生量の予測を立て、随時、都へ報告する。
- 3 都環境局が策定した東京都震災がれき処理計画に基づき、府中市がれき処理計画を策定する。
- 4 解体業者等との契約、仮置場の確保、受付窓口を決定した上で、受付を開始する。
- 5 がれき処理の手続き
 - (1) 受付 倒壊した建物の解体並びに火災等により焼失した建物のがれき収集運搬等の申請を受け付ける。
 - (2) 確認 解体・収集の申請が、妥当かどうか、建物に係る権利関係等について確認を行う。
 - (3) 契約 解体・運搬等の作業について業者に発注する。
解体 解体業者により倒壊した建物を解体する。
運搬 倒壊した建物を解体して生じた「がれき」や焼失した建物の「がれき」を収集し、仮置場に搬入する。
 - (4) 解体・撤去作業の際は、「がれき」を種類別に分別して搬出し、またアスベスト等の有害物質については、適正に取り扱うよう契約業者に対し指導を徹底する。

第2節 トイレの確保及びし尿処理計画（ごみ改革推進本部）

地震によるライフラインの被災に伴い、避難場所等における通常のし尿処理が困難となることが想定されるため、被災地の衛生環境を確保し避難場所等におけるし尿処理を適切に行う。

第1項 し尿処理の方式

＜し尿処理状況＞ (平成18年度)

処 理	状 況		
し 尿 収 集	汲 み 取 り	476kℓ	69世帯 145人
	浄 化 槽	47kℓ	
し 尿 収 集	委 託 業 者	1 社	収集車 1 台
し 尿 処 理 方 法	市 保 有 車	無し	
	処 理 方 法	市浄化槽に投入し処理	

1 避難場所

火災が延焼拡大した場合等、人命に及ぼす危険性が著しく大きいと予測されるときには、多数の市民が避難し、滞在することが想定される。

し尿処理については、延焼の状況、避難者の人数、水洗トイレの使用の可否、素掘の可否等避難場所の状況により、近隣の井戸、小・中学校のプール水等により水を確保し、下水道機能の活用を図る一方、携帯トイレ、簡易トイレ、組立トイレまたは便槽付きの仮設トイレなどの多様な災害トイレを用意して、避難場所の衛生環境を確保する。

また、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルの作成に努める。

2 避難所

住居の被害を受けた世帯は、小中学校体育館等避難所で、収容保護することになっている。発災後、断水した場合は、学校のプール等で確保した水を使用して、下水道機能の活用を図る。施設のトイレが使用不能の場合は、多目的防火貯水槽によるマンホールトイレ及び便槽付きの仮設トイレを用意して、避難所の衛生環境を確保する。

3 地区

ライフラインの供給停止により従前の住宅で生活ができなくなった被災者は、避難所で収容保護することが原則であるが、被害の状況によっては、従前の住宅での生活を確保する必要がある。このため、地域の衛生環境を考慮し、地域の状況に合わせ、小公園等に、携帯トイレ、簡易トイレ、組立トイレまたは便槽付きの仮設トイレなどの多様な災害トイレを用意する。また、貯留式の災害用トイレが設置してある場合は、これを利用する。

4 家庭

断水により水洗トイレの使用が不可能になった場合、溜置きした風呂おけ等の水を利用するとともに、地区内の便槽付きの仮設トイレ等を利用して、地域の衛生環境の維持に努める。

5 事業所

便槽付きの仮設トイレ等を利用して、地域の衛生環境の維持に努める。

第2項 仮設トイレ等の備蓄状況

1 仮設トイレの備蓄

下記のとおり仮設トイレ等を備蓄しているが、避難者及び避難所等の想定に併せて備蓄を進める。

また、仮設トイレ等の機種選定に当たっては、高齢者や障害者等に配慮したものを考慮する。

なお、本計画の想定地震である多摩直下地震（M7.3）が発生した際に必要となる仮設トイレ数は約705個である。

<簡易トイレ備蓄状況> (平成19年4月1日現在)

組立式トイレ			マンホールトイレ			使い捨て トイレ	簡易紙 箱トイレ
(大)	(洋式)	(小)	健常者	身障者			
153	4	27	49		5	800	20
117	36		27	22	5	備蓄倉庫	備蓄倉庫
備蓄倉庫	防災センター	備蓄倉庫	備蓄倉庫	各小・中学校			

2 生活用水の確保

仮設トイレを設置する各避難所においてし尿の処理のための生活用水の確保に努める。

第3項 し尿収集・搬入体制の整備

1 し尿収集車の確保

業者委託によりし尿処理に当たり、下水道施設等の利用などで処理する。また、広域支援体制づくりを進め、処理場の確保に努める。

また、確保できるし尿処理収集車（バキューム車）のみでは対応が困難な場合は、都に応援を要請する。

2 し尿の収集・運搬

都下水道局との覚書の締結により、水処理センターへの搬入体制を整備するとともに、管きよを所管する市町村と協力し、管きよへの搬入体制を整備する。

<し尿関係業者>

(平成19年4月1日現在)

会社名	電話	所在地	保有台数			調達可能台数	
			車種	積載量	台数	台数	合計
(有)松村組	362-6700	日新町5-3-5	2t バキューム車	1.8	1	1	1

第3節 土石・竹木等障害物の除去（都市整備部・税務管財部・ごみ改革推進本部・環境安全部）

震災時に発生した道路、住居等の障害物を除去することにより、市民の日常生活や業務機能の維持確保を図ることを目的とする。

第1項 住居関係障害物の除去

1 目的

災害救助法が適用された場合で、障害物の除去などの作業によって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のために、日常生活を営むのに支障をきたしている者があるときは、これを除去することにより、その被災者を保護する。

2 都と市の分担

- (1) 市は、救助対象世帯を調査・選定し、障害物の除去を実施する。
- (2) 都建設局は、倒壊建物等で、緊急道路の障害物となるものについては、市、警察、消防等と協議して措置を行う。

3 障害物の除去の対象となる者

- (1) 生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の財産をもたない失業者等、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することのできない者であること。
- (2) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に障害となるものが運び込まれているか、または敷地等に運び込まれているため、家への出入が困難な状態にある場合であること。
- (3) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。ただし、本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない。
- (4) 半壊又は床上浸水したものであること。全壊、流失、床下浸水の住家は、対象とならない。
- (5) 原則として、災害救助法適用の原因となった災害によって、直接、住家が被害を受けたものであること。

4 障害物の除去の方法

(1) 市

ア 救助対象世帯の調査・選定

半壊及び床上浸水した全世帯（被災世帯）を明らかにして、それぞれの世帯人員数、職業、年収、世帯状況（被保護世帯、障害者世帯、高齢者世帯、ひとり親世帯、要保護世帯等の別）、市民税課税状況（非課税、均等割、所得割の別）、被害状況等を調査する。

イ 上記調査の結果に基づき、3の資格を満たす救助対象世帯を選定して「障害物除去対象者名簿」を作成する。

ウ 救助対象世帯数が、災害救助法に規定する一般基準である半壊及び床上浸水した世帯数の15%の範囲内にあるかどうかを確認し、超えているときは、対象数の引上げを都知事に協議する。

エ 除去作業の実施

都知事に「障害物除去対象者名簿」を提示して、救助対象世帯及び所在等を報告するとともに、障害物の除去作業を実施する。

都建設局が集積地を決定するまでは、交通に支障のない路肩や公園等に一時集積する。

オ 帳票の整備

障害物の除去を実施した場合は、次の書類、帳票等を整備し、保存する。

- (ア) 救助実施記録日計票
- (イ) 障害物除去の状況
- (ウ) 障害物除去支出関係証拠書類

第2項 道路関係障害物の除去

道路上の破損、倒壊等に伴う障害物の除去を行い、交通の確保に努める。障害物の状況報告に基づき、総合的除去対策をたてて必要な指導、調整を行うとともに、所管の路上障害物を除去する。

特に、緊急輸送道路については最優先に実施する。（第5章第2節参照）

市は、道路上の障害物の状況を調査し、速やかに都建設局に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、各関係機関と相互に密接な連絡をとり協力する。

第3項 アスベスト対策

災害時に倒壊した家屋等からアスベストが発生するおそれがある。危険地域を指定し、周知を徹底させるとともに近隣の市民及び事業所等へ防塵マスクの支給等の対策を検討する。

倒壊により危険物が発生した場合の処理方法等を検討し、必要な場合は関係業者等との協定を進める。

第13章 遺体の取扱い

災害時に行方不明者または死亡者が発生したときは、搜索、收容、検視、検案、火葬等の各段階において府中警察署、市各部、多摩府中保健所及び関係防災機関の連絡を緊密にして遅滞なく処理し、人心の安定を図る。

第1節 遺体の搜索・收容等（市民生活部・府中警察署）

第1項 遺体の搜索

- 1 遺体等の取扱いに関する事務は、市民生活部が関係防災機関の協力のもとにこれを担当する。
- 2 遺体の搜索
 - (1) 市民生活部が、府中警察署、消防団、関係防災機関及び地元自治会・自主防災組織の協力のもとに実施する。
 - (2) 府中警察署は警備活動に付随し、市が実施する遺体搜索に協力する。
 - (3) 府中警察署は行方不明者の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め調査を実施する。
 - (4) 府中警察署は、救助救出活動に伴い発見・收容した遺体を適切に扱う。

第2項 搜索の期間等

- 1 搜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。
- 2 災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合には、搜索の期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにし、都知事に申請する。
 - (1) 延長の期間
 - (2) 期間の延長を要する地域
 - (3) 期間の延長を要する理由（具体的に記入すること。）
 - (4) その他（延長することによって搜索されるべき遺体数等）

第3項 必要帳票等の整備

行方不明者の搜索及びそれに伴い遺体を発見・收容した場合に備えて、次の書類を整備する。

- 1 救助実施記録日計票
- 2 搜索用機械器具燃料受払簿
- 3 遺体の搜索状況記録簿
- 4 遺体の搜索用関係支出証拠書類

第2節 遺体の搬送（市民生活部・府中警察署・多摩府中保健所）

遺族等による搬送が困難な遺体は、市民生活部が遺体収容所に搬送する。

また、状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。

遺体収容所における遺体の受付に支障のないよう、遺体発見者・遺体発見日時・発見場所・発見時の状況・遺体の身元の認知の有無等について確認する。

第3節 遺体収容所の設営（市民生活部・文化スポーツ部）

第1項 遺体収容所の開設に関する事前準備

遺体収容所は原則として選定した地域体育館及び市民聖苑に設置するものとし、必要器具を確保する。

遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を努めて事前に指定・公表する。

- 1 屋内施設とする。
- 2 1か所から4か所程度に限定する（少ない箇所数が望ましい）。
- 3 避難所や医療救護所など、他の用途と競合しない施設とする。
- 4 想定される死者発生数に対応できる広さを有する施設とする。
- 5 身元不明遺体安置所として使用可能な施設とする。
- 6 水、通信等のライフライン及び交通手段の確保を考慮する。

第2項 遺体収容所の設置

市は、災害発生後速やかに遺体収容所を開設し、都及び府中警察署に報告するとともに、住民等への周知を図る。

また、状況に応じて、都に応援要請をする。

第3項 遺体収容所での活動

- 1 市は、遺体収容所設置に関する初動的な対応や各種業務が一括して円滑に処理できるように遺体収容所に管理責任者を配置し、連絡調整等に当たらせる。
- 2 都及び府中警察署と連携の上、遺体収容所における検視・検案業務等を迅速かつ適切に行える体制を整備する。
- 3 汚土や汚物等が付着した遺体については、関係機関と連携し、遺体の洗浄や消毒等を行い、腐敗の防止に努める。
- 4 遺体処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。災害発生から11日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内（10日以内）に都知事へ申請する。

第4節 検視・検案等（市民生活部・府中警察署・多摩府中保健所）

第1項 検視・検案

府中警察署は、検視班等を編成し、検視規則、警視庁検視規程、死体取扱規則及び都監察医務規定等に基づき、遺体の検視及び迅速、適正な措置を講ずるとともに、その取扱経過を明らかにしておく。

都福祉保健局長は、監察医等による検案班を編成し、検案を実施する。また、必要に応じて医師会及び歯科医師会は協力する。

第2項 検視・検案活動の場所

検視・検案は市が設置する遺体収容所において行う。ただし、遺体の搬送が困難な場所等遺体収容所以外において検視・検案を行う必要性が生じた場合には、医療機関等の死亡確認場所において行う。

第3項 遺体の身元確認

府中警察署は「身元確認班」を編成し、身元確認作業を行う。身元が判明したときは、着衣・所持金品とともに警視庁「遺体引渡班」に引継ぐ。なお、おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合には、所持金品と共に遺体を市長に引継ぐ。

第4項 遺体の遺族等への引渡し

遺体の引き渡し業務は、原則として府中警察署及び市が協力して行う。市職員が遺体の引渡し業務に従事する場合は、警視庁「遺体引渡班」の指示に従う。

第5項 死亡届の受理、火葬許可証の発行等

市は、遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、収容所等において死亡届を受理する。死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。

第5節 火葬（市民生活部）

第1項 広域火葬の実施

市は都内で広域火葬が実施される場合に、都と調整を図り、広域火葬体制の円滑な実施に努める。

なお、本計画の想定地震である多摩直下地震（M7.3）が発生した際の遺体の火葬を地震発生後10日間以内に行うとした場合、に必要となる1日あたりの火葬場の能力は約8体である。

- 1 平常時に使用している火葬場の被災状況を把握し、その火葬場で火葬を行うことが困難と判断した場合は、都に広域火葬・協力を要請する。
- 2 市民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知し、理解と協力を求める。

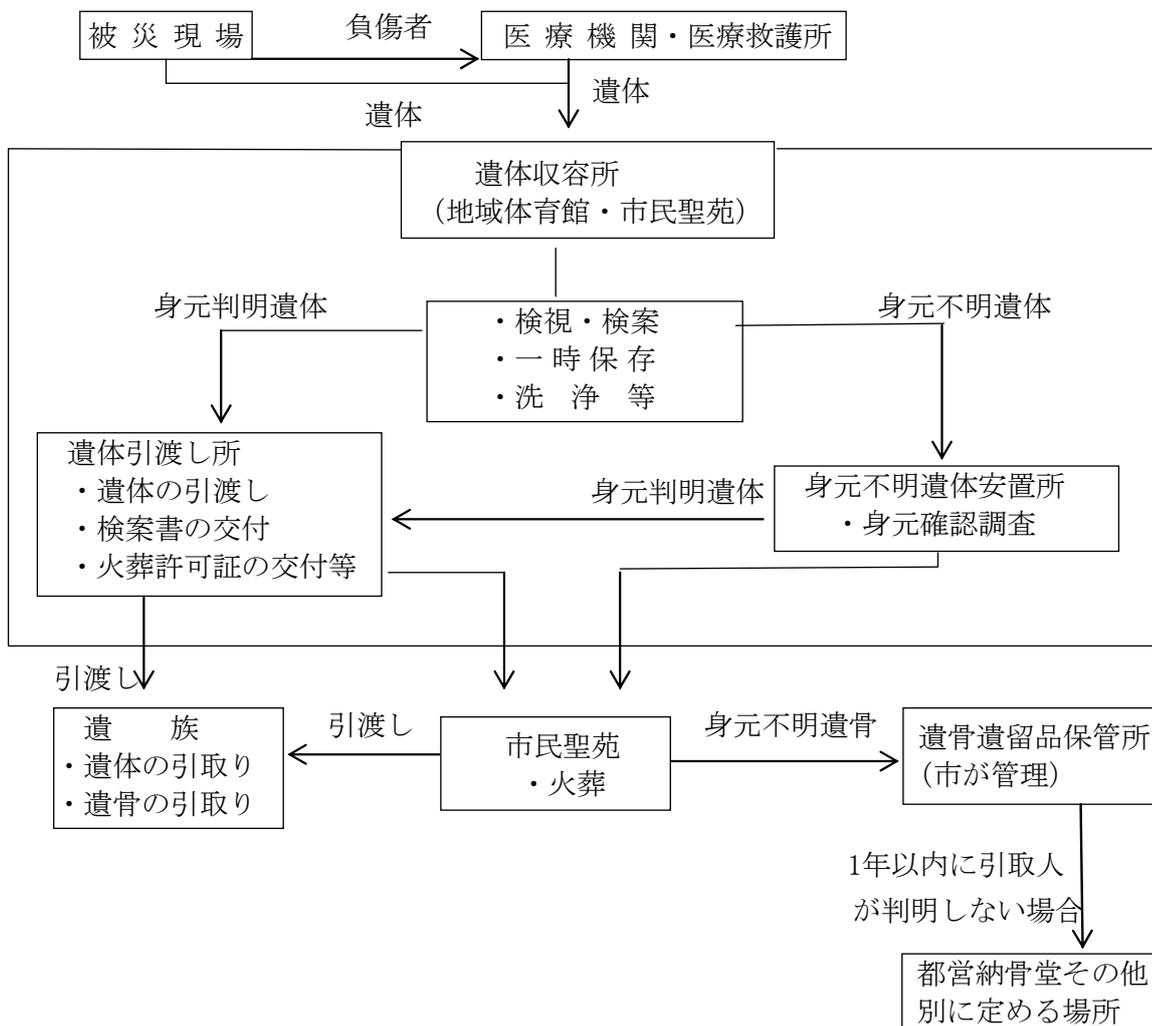
- 3 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を記載する。
- 4 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、災害対策基本施行令第32条の2に定める緊急自動車により行う。

また、遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。

第2項 身元不明遺体の取扱い等

- 1 府中警察署（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（おおむね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。その際、火葬台帳、火葬費支出関係の根拠書類等を作成・保管する。
- 2 市は、身元不明遺体の遺骨を、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明者扱いとして、都営納骨堂その他の別の定める場所に移管する。
- 3 府中警察署は、市と協力して身元不明取扱いの遺骨の引取人を調査する。

<遺体取扱いの流れ>



第14章 ライフライン施設の応急復旧対策

上・下水道、電気、ガス、通信のようなライフライン施設は、都市化の進展とともに、ますます高度化、複合化されており、各施設の相互依存の関係は著しく高まっている。震災時に、これらライフライン施設の一部が被災した場合、都市機能そのものの麻痺につながり、市民生活への影響は極めて大きい。

このため、各ライフライン関係機関は、それぞれ万全の活動態勢を確立し、相互に連携を保ちながら応急対策、危険防止のための諸活動を迅速に実施する。

第1節 水道施設（環境安全部・多摩水道改革推進本部）

震災時における飲料水の確保及び水道関係施設の復旧に対処するため、都市整備部はこれに必要な人員、車両並びに資器材を確保し、情報の収集連絡態勢等を確立する。

復旧にあたっては、早期に給水区域の拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ最小限にし、優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進める。

第1項 震災時の活動態勢

1 動員態勢の確立

(1) 動員の確保

震災時において、飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動などに従事する要員を確保するため、あらかじめ水道担当職員の配備態勢を確立し、職員を指名し、あわせて指名職員の担当業務を指定しておく。

なお、水道担当職員で不足する人員は、市本部を通じて、市の各部、消防団及び多摩水道改革推進本部等の応援を求める。

(2) 関係機関及び関係業者への協力要請

復旧及び応急給水に必要な人員、資器材を請負単価契約会社、指定給水装置工事業業者等へ協力要請を行う。(資料編〇ページ資料〇参照)

2 情報連絡活動

応急対策を効率よく推進するためには、正確な情報を迅速に収集し伝達することが必要であるので、情報連絡の手段、時期、期間、内容等をあらかじめ定めておく。

(1) 通信手段

一般加入電話が使用できない場合、都市整備部内における連絡は、通信の状況を勘案して次の通信手段を用いて行う。

ア 防災行政無線 (5台)

イ 水道業務用無線 (3台)

(2) 被害状況の調査

各浄水所系列の配水管の被害状況を的確に把握し、二次災害を防止するため、必要な措置を講じる。

ア 調査の順位

被害状況、危険布設箇所及び給水先の優先度を考慮する必要があるが、浄水所に近い所から順次行う。

配水管調査の主な内容は次のとおり。

(ア) 浄水所の確認

東京都多摩水道改革推進本部に連絡し、各浄水所の被害状況を確認するとともに、送配水管の配水量、配水圧の異常を確認する。

(イ) 給水装置の確認

個々の装置の被害状況を調査することは、困難を伴うため、市民の通報をもとにその状況を把握する。

イ 被害状況の収集周知

各施設の被害状況を迅速に収集し、的確な処理方法を検討するとともに、その状況の周知に努める。

(3) 災害時の広報

発災後の広域的な広報は、市本部を通じ、政策総務部（広報課）に要請する。

また、広報の時期については、地震発生直後及び応急対策の進捗状況に併せてその都度決定する。

市内の一部地域を対象とする広報は、都市整備部が保有する拡声機付き自動車による路上広報等で実施するが、必要に応じて、市本部を通じ、政策総務部（広報課）に対し市防災行政無線（同報無線）その他による広報を要請して行う。

第2項 応急対策

1 災害復旧用資器材の整備

復旧に必要な水道管・弁類の材料は、平常業務との関連において、環境安全部が保有することが適当なものについては事前に確保し、材料が不足した場合には、メーカー及び他市などから調達する。

また、復旧活動に必要な資器材については、協力要請をしている関係会社から確保して対処する。

2 施設の点検

地震発生後、速やかに水道施設等を点検し、被害状況を把握する。

(1) 水源、導水、浄水施設及び給水所等の被害については、多摩水道改革推進本部に連絡して、被害状況の確認をする。

(2) 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況などの把握に努める。なお、以下の管路等については、優先的に点検する。

ア 主要導・送・配水管路

イ 震災対策用応急給水槽及びこれに至る管路

ウ 河川、鉄道等の横断箇所

エ 都市機能を維持するための重要施設である変電所及び大規模な医療機関等に至る管路

3 応急措置

被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合には、速やかに次の応急措置を行う。

(1) 水源、導水、浄水施設

水源施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて水源・導水の停止または減量等の処置を多摩水道改革推進本部に依頼する。

(2) 送・配水管路

ア 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

イ 管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、速やかに配水調整を行う。

(3) 給水装置

倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

第3項 復旧対策

1 水源施設及び導水施設の復旧活動

水源施設及び導水施設の被害は、給水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行うよう多摩水道改革推進本部に要請する。

2 浄水施設の復旧活動

浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を依頼する。

3 管路の復旧計画

(1) 復旧計画

復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水所や給水所の運用状況等を考慮して、給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。

なお、資器材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

(2) 導・送・配水管路における復旧の優先順位

ア 第一次重要路線

導水管及び送水管

イ 第二次重要路線（直径400mm以上）

重要配水本管として指定した管路

(3) 給水装置の復旧活動

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

第2節 下水道施設（環境安全部・都下水道局）

震災時における下水道施設の被害については、下水の疎通に支障のないよう応急措置を講じる必要がある。

第1項 震災時の活動態勢

市本部の非常配備態勢に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に応急措置活動を行う。なお、環境安全部で不足する人員は、都下水道局流域下水道本部等に支援を求める。

第2項 応急対策

1 災害復旧用資器材の整備

下水道施設の被害に対し、迅速に応急措置活動を実施するため、汚泥吸引車、高圧洗浄車、土のう袋等の資器材を矢崎倉庫内に備蓄している。

2 応急措置

(1) ポンプ場において、停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用発電機によってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないよう対処する。

(2) 各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。

(3) 工事施行中の箇所においては、請負者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資器材の補給を行わせる。

第3項 復旧対策

1 ポンプ場

ポンプ場は、下水道の主要な機能に与える影響は少ないものと予想される。停電が発生した場合には、保有する非常用発電機により排水機能を確保し、電力の復旧とともに、速やかに主要施設の機能回復を図る。

2 管渠施設

管渠施設については、比較的浅い位置に埋設されている経年化等による老朽管の継ぎ手部のずれ、ひび割れなどの被害が発生し、被害箇所から管渠内に流れ込んだ土砂によって、流下機能が低下するものと予想される。

管渠施設に破損や流下機能の低下等の被害が発生した場合は、用意している緊急用資器材等を駆使して復旧に努める。

3 下水道施設の復旧計画

被害が発生したときは主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、枅・取付管の復旧を行う。

第4項 北多摩第一号水再生センターの対策

1 応急復旧対策

停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないよう対処し、電力の復旧とともに、速やかに主要施設の機能回復を図る。

また、被害が発生したときは主要施設から漸次復旧を図る。

第3節 電気施設（東京電力）

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を講じ施設の機能を維持することが必要である。

第1項 災害発生時における連絡先

<災害発生時の連絡先>

事業所所在地	東京電力(株)多摩支店武蔵野支社 武蔵野市西久保1-6-24	
平日（8:40～17:20）	総務グループ	0422-57-2814
土日、祭日、夜間	当直責任者（日毎に交替で在勤）	0422-57-2436

第2項 震災時の応急復旧態勢

1 非常災害対策支部の設置

地震が発生したときは、東京電力は、非常災害対策支部（支部とは武蔵野支社を指し、以下「支部」という。）を設置する。

2 非常態勢

災害が発生するおそれがある場合、また発生した場合に対処するための非常態勢は次の区分による。

<非常災害の情勢と非常態勢の区分>

非常災害の情勢	非常態勢の区分
○ 災害の発生が予想される場合 ○ 災害が発生した場合	第1非常態勢
○ 大規模な災害が発生した場合 (大規模な災害の発生が予想される場合を含む) ○ 東海地震注意報が発せられた場合	第2非常態勢
○ 大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ○ 警戒宣言が発せられた場合	第3非常態勢

3 対策要員の確保

- (1) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は気象、地震情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。
- (2) 非常態勢が発令された場合は、対策要員は速やかに支部に出動する。
- (3) 交通途絶により支部に出動できない社員は、最寄の事業所に出動し、所属する支部に連絡の上、当該事所において災害対策活動に従事する。

第3項 応急対策

1 資材の調達・輸送

(1) 資材の調達

支部においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

ア 第一線機関相互の流用

イ 支店対策本部に対する応急資材の請求

なお、災害地及び当該店所との連絡が全く途絶し、かつ早期応急処置を必要とするときは、資機材を現地調達する。

(2) 資機材の輸送

非常災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている業者の車両等により行うが、なお輸送力が不足する場合には、他の業者及び他電力の会社、電源開発株式会社からの車両、船艇等の調達を対策本部において適宜行って、輸送力の確保を図る。

2 震災時における危険予防措置

火災等の災害拡大を防止するため、警察並びに消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

3 応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

第4項 復旧対策

各設備の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、次に定める復旧順位により実施する。

1 送電設備

- (1) 全回線送電不能の主要線路
- (2) 全回線送電不能のその他の線路
- (3) 一部回線送電不能の重要線路
- (4) 一部回線送電不能のその他の線路

2 変電設備

- (1) 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- (2) 都心部に送配電する送電系統の中間変電所
- (3) 重要施設に送電する配電用変電所

3 配電設備

- (1) 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線
- (2) その他の回線

4 通信設備

- (1) 給電指令回線並びに制御保護及び監視回線
- (2) 保守用回線
- (3) 業務用回線

第4節 ガス施設（東京ガス）

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する必要がある。

そのため、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規定により、災害時の活動態勢、発災時の初動措置、応急措置、復旧対策について必要な事項を定めている。

第1項 震災時の活動態勢

1 非常災害対策本部及び支部の設置

地震時等に非常災害が発生した場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、本会社に非常災害対策本部を設置するとともに、各戦略本部に統括班を設置し、全社的な応急活動組織を設置する。

2 動員基準

<動員基準>

	震度4	震度5弱	震度5強	震度6以上 (警戒宣言)
本社	指定要員	指定要員	指定要員	全員
各戦略本部				

3 非常事態（地震災害）時の支部の分担業務（標準）

支 部	班	主 な 業 務
支社支部 (本店)	支部長	支社支部の統括、他支部との連携
	支店班	自治体等との連携、取材対応
	お客さまサービス推進班	お客さま対応、開閉栓作業計画・待機、実施、マイコンメーター対応、機器修理対応支援、その他必要な事項
	営業計画班	支部総務全般、支社支部各班の対応
	住設営業班	支社支部各班の対応
	営業設備班	マイコンメーター対応、その他必要な事項（マイコンメーター対応が必要となる場合、支社支部に編入する）。
導管事業部 支部	支部長	導管事業部支部の統括、他支部との連携、K・Lブロック供給停止の具申
	指令班	要員及び担当業務調整、対策本部への各種要請の要否判断と支部長への進言、各種情報の記録・管理、各班、関係箇所、協力企業との連携、その他必要な事項
	総務班	出勤者の人員把握と安否確認、労務管理ほか庶務全般、り災者対策業務施設の被害状況調査、緊急通行車両管理統括、食料、宿泊施設等の確保、その他必要な事項
	拠点措置班	供給停止対応（ガバナ開閉巡回など）、漏洩対応、供給設備等の点検・被害把握、供給の再開（ガバナ開巡回）、マイコンメーター対応支援、LNG式及びCNG式ガス発生設備の設置（エネルギー営業本部から依頼があった場合）、その他必要な事項
	内管保安班	漏洩件名等の物件管理、漏洩修理、マイコン対応、被害状況の収集 供給停止対応、その他必要な事項
	営業設備班	管内漏洩対応、その他必要な事項（内管漏洩対応が必要となる場合 導管事業部支部に編入する）
工場支部	支部長	工場支部の統括、統括班等との連携

	操業班	ガスの製造調整、工場設備の点検・保安処置、復旧計画作成・実施 復旧応援、復旧資機材の調達、装置の修理復旧作業、協力企業等の調整、その他必要な事項
	総務班	復旧応援、外部機関との連絡調整、情報収集・広報および渉外、食料・水・衣料・寝具等の調達、資機材・車輛等の調達、復旧要員の調整、安否・動員の確認、その他必要な事項
支社支部 (広域)	支部長	支社の統括、統括班等との連携
	緊急措置班	供給停止判断・実施、ガス漏洩対応、被害状況の収集・対応、動員指令・配備調整、関係個所・協力会社との連絡体制、記録・各種資料等の管理、道路管理者等との調整
	顧客対応班	マイコンメーター対応、顧客からの電話対応、特定需要家の被害状況把握・供給停止措置等の折衝
	総務班	安否・動員の確認、建物・設備の点検・対応、食料・宿泊等の確保庶務全般、行政防災機関等との調整、対外PR
	製造班	ガスの製造調整、発災後の緊急措置、工場の設備状況の情報収集

第2項 応急対策

1 災害時の初動措置

- (1) 社内及び官公庁・報道機関からの地震度情報・被害情報の収集
- (2) 事業所設備等の点検、人的被害状況の把握
- (3) 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止
- (4) ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置
- (5) その他状況に応じた措置

2 応急措置

- (1) 施設点検を実施し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理を行う。
- (2) 被害の状況により、二次災害の防止のため必要に応じて供給停止措置を行う。
- (3) その他現場の状況により適切な措置を行う。

第3項 復旧対策

1 ガス施設の復旧

ガスの供給を停止した場合の復旧作業は、多数の人員を動員し、二次災害を防止するため、各施設の検査・修理を行い、安全を確認しつつ慎重に作業を進める。ただし、供給再開は、被害の程度にもよるが、相当の日数を要するものと考えられる。

ガス供給停止地区の供給再開を行う場合の事故防止のための措置は、次のとおりである。

(1) 輸送導管の点検

工場より整圧器に至る高中圧導管を路線別に点検調査し、被害のあるものは修理する。

(2) 整圧器の点検

整圧器の損傷及び作動状況などの点検を行い、機能の確認を行う。

(3) 低圧本支管の点検修理

復旧ブロックを形成し、ブロック単位に本支管の漏えい調査及び修理を行う。

復旧ブロックは、被害の状況により設定され、被害甚大地区は、小さいブロックにより復旧作業が行われる。

(4) 需要家施設の点検修理

供給再開に先立ち、需要家内の内管の検査修理を実施する。内管検査時に不在の需要家は、ガスメータコックの封印を行い、検査が終了していないことを提示する。また、倒壊・焼失家屋は修復まで供給管を切断する。

(5) 供給の再開

点検修理完了ブロック単位に本支管内の混入空気をガスに置換する。その後、個々の需要家の点火試験を行い、ガスの燃焼状況が正常であることを確認し、供給を再開する。

(6) 広報活動

需要家に対し、次の事項について、報道機関、自治体等に協力を要請し、ガス供給再開時の事故を防止する。また、必要に応じ東京ガスの広報車による広報活動を行う。

ア 内管検査及び点火試験の当日は在宅をお願いすること。

イ 点火試験に合格するまではガスを使用しないこと。

ウ 内管試験・点火試験時に不在のため、ガスメータコックを封印するなど使用禁止措置がとられているものは、使用再開時には東京ガスに連絡すること。

エ ガス使用再開後に異常を発見した場合は、使用を停止し、直ちに東京ガスに連絡すること。

第5節 通信施設（NTT東日本—東京西）

震災時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因となるとともに、社会的混乱のおそれを生ずるなどその影響は大きい。

このため、震災時における通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等についての応急対策を確立することが必要である。

第1項 震災時の活動態勢

1 災害対策本部の設置

地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認められるときは、別に定めるところにより本部又はこれに準ずる機関を設置する。

本部は被害状況、通信の疎通状況等及び重要通信並びに該当公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行う。

2 社員の動員計画

地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営あるいは応急対策及び応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、下記事項について定める。

- (1) 社員の非常配置
- (2) 社員の非常招集方法
- (3) 初動時の駆けつけ要員の確保
- (4) 事業部門相互の応援要請方法

3 情報連絡

地震等の災害の発生又は発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

なお、気象業務法に基づき、気象庁から伝達される津波警報等の各種警報については、速やかに関係防災機関に通報する。

第2項 応急対策

1 災害対策機器の配備

(1) 非常用移動交換所装置類

災害によりNTTビルの交換機等ビル内設備が被災したときの代替交換機及び電源装置として、非常用可搬型デジタル交換機、大容量可搬形交換所装置、非常用電子交換機及び大容量可搬形電源装置を主要地域に配備している。

(2) 無線装置

行政機関、警察、消防等防災対策上重要な機関及び広域避難場所における通信の確保を図るため、災害応急復旧用ポータブル衛星車及び可搬型無線機（TZ-403）を配備している。

(3) 移動電源車

災害時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車を都内の主要地域に配備している。

(4) 応急復旧ケーブル

災害により、ケーブルが被災したときの応急復旧用として各種の応急復旧用ケーブルを主要NTTビルに配備している。

2 災害時に利用できる臨時電話、災害用伝言ダイヤル

(1) 特設公衆電話の設置

災害時は、硬貨を使用せずに通話が可能な特設公衆電話をNTTビル、避難所等に設置する。

(2) 災害用非常伝言ダイヤル「171」の開設

震度6弱以上の地震及び自然災害が発生し、相当電話回線が混み合っているときに利用可能とする。開設時にはテレビ、ラジオ等の報道機関及び市の防災無線等で周知する。

3 電気通信設備の点検

地震による災害等が発生するおそれがある場合及び発生とともに、次の設備、資機材の点検等を行う。

(1) 電気通信設備の巡回・点検並びに防護

(2) 災害対策用機器及び車両の点検、整備

(3) 応急対策及び応急復旧に必要な資材及び物資の点検、確認並びに輸送手段の確認と手配

(4) 災害時措置計画並びに施設記録等の点検と確認

4 応急措置

地震により、通信施設が被災したとき、又は異常ふくそう発生により、通信の疎通が困難又は途絶するような場合においても最低限の通信を確保するため、次のとおり応急措置を実施する。

(1) 臨時回線の作成

(2) 中継順路の変更

(3) 規制等疎通確保

(4) 災害応急復旧用無線電話機等の運用

(5) 特設公衆電話の設置

(6) その他必要な措置

第3項 復旧対策

地震災害により被災した電気通信設備の復旧については、次により実施する。

1 災害復旧工事の計画、実施

(1) 応急復旧工事

ア 設備等を応急的に復旧する工事

- イ 原状復旧までの間は、維持に必要な補強、整備工事
- (2) 原状復旧工事
電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事
- (3) 本復旧工事
ア 被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
イ 電気通信設備が全く消滅した場合に、復旧する工事
- 2 復旧の順位

地震災害等により被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ定められた次表の順位に従って実施する。

<電気通信設備の復旧順位>

順位	復旧する電気通信設備
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象機関に設置されるもの ・ 水防機関に設置されるもの ・ 消防機関に設置されるもの ・ 災害救助機関に設置されるもの ・ 警察機関に設置されるもの ・ 防衛機関に設置されるもの ・ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 選挙管理機関に設置されるもの ・ 新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの ・ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ・ 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除く。）
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1順位及び第2順位に該当しないもの

第15章 公共施設等の応急・復旧対策

第1節 公共土木施設等（都市整備部・北多摩南部建設事務所）

第1項 道路・橋梁

地震による被害が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、必要に応じて、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置あるいは、う回道路の選定など、通行者の安全策を講じる。また、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急措置及び応急復旧対策を実施し、緊急物資等の輸送路を確保した上で、その後本格的な復旧作業に着手する。

1 災害時の応急措置

<各機関の応急措置>

機 関 名	応 急 措 置
市	(1) 市域内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無などについて、都市整備部の道路パトロール、都建設局・府中警察署等への照会、参集職員からの情報収集その他により被害情報を収集する。 この場合、収集した情報を市本部長及び都に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置を実施し、交通の確保に努める。 (2) 上下水道、電気、ガス電話等の道路専用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨を通報する。 緊急のため、その時間がない場合は、現場付近の立ち入り禁止、避難誘導、周知措置等市民の安全確保のための措置をとり、事後に連絡する。
都	所管する道路、橋梁に関する被害状況を把握し、第一に緊急道路障害物除去(啓開)路線について必要な措置を講ずる。 次に、二次災害の生ずるおそれのある箇所に応急措置及び所管するほかの道路の障害物除去(啓開)や障害物等の搬出等、必要な措置を行う。
関東地方整備局	被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、工事事務所、出張所においては、パトロールカー等による巡視を実施する。また、ヘリコプター及び道路モニター等からの道路情報の収集に努める。巡視の結果及びモニター等からの情報をもとに、応急復旧並びに必要なに応じて「う回道路」の選定等の処置を行い緊急輸送路の確保に努める。

2 応急復旧対策

<各機関の応急復旧対策>

機 関 名	応 急 復 旧 対 策
市	<p>地震により被害を受けた市道については、原則として、緊急障害物除去(啓開)路線指定の道路を優先し、次のような実施手順に従って、応急復旧を行う。</p> <p>(1) 応急復旧目標 応急復旧は、原則として上下各1路線の通行が確保できるように行う。</p> <p>(2) 応急復旧方法 ア 路面の亀裂、地割れについては、土砂、碎石等を充填する。なお、状況によっては仮舗装を行う。 イ 路面の大きな陥没については、土砂、碎石等により盛土する。 ウ 路面やのり面の崩壊については、土俵羽口工、杭打積土俵工等の水防工法により行う。 エ がけ崩れによって通行が不能となった道路については、重機械(ブルドーザー、ショベル等)により崩壊土の排土作業を行う。 オ 倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、道路端にたい積する。 カ 落下した橋梁、若しくはその危険があると認められた橋梁又は被害状況により応急復旧ができない場合は、府中警察署等関係機関との連絡の上、通行止め若しくは交通規制の標示等必要な措置を講じる。 なお、応急復旧は、落橋部分に、木角材、H形鋼をかけ渡し、敷板を敷き並べ、土砂をかぶせて行う。また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。 キ 上記作業について、市独自で処理できない場合は、速やかに都総務局又は自衛隊に応援要請の手続きをとる。</p>
都	<p>応急復旧作業は、主に委託して行い、緊急道路障害物除去(啓開)を最優先に行う。その後、逐次道路の障害物除去(啓開)及び障害物の搬出並びに道路の埋没・決壊等で、これを放置することにより二次災害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧を行っていく。また、平素から資器材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。</p>
関東地方整備局	<p>パトロールによる巡視結果等から被害を受けた道路について、関東地方整備局地震対策計画に基づき、速やかに応急復旧工事を行い緊急輸送路としての機能確保に努める。</p>

第2項 河川及び内水排除施設

地震による被害が発生した場合、各施設管理者は、被害状況を速やかに把握し、応急・復旧を行い、併せて排水を行う。

1 災害時の応急措置

機 関 名	応急措置及び応急復旧対策
市	(1) 水防活動と並行して市内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに必要な措置を実施する。
都 建 設 局	(1) 災害が発生した場合、直ちに、堤防、護岸等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。 (2) 破損等の被害を受けた場合には、特に氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努め、市町村等の行う応急措置に関し、必要に応じて技術的指導を行う。 (3) 区市町村の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断のもとに実施する。
都下水道局	(1) 水再生センター等の排水施設に被害を受けた場合は、特に氾濫水による被害拡大防止に重点を置き、市等との連絡体制を密にし、相互の協力及び応援態勢の確立を図り、速やかに施設の復旧に努める。 (2) 被害が大規模で、復旧活動が都下水道局だけでは実施困難であり、かつ緊急を要する場合には、水再生センター等の応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体に協力を得て対処する。
関 東 地 方 整 備 局	(1) 直ちに、堤防、護岸等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。 (2) 破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。 (3) 都及び市等の行う応急復旧に関し、要請があれば技術的指導を行う。

2 緊急に復旧すべき施設

- (1) 堤防の破堤、護岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- (2) 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれのあるもの
- (3) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- (4) 河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するもの
- (5) 護岸、床止、水門、樋門、樋管の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

第2節 鉄道施設（JR東日本・京王電鉄・西武鉄道）

地震等の発生時に被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図ることは交通機関の責務である。特に、多数の人員を輸送している鉄道は、直接人命に関わる被害が発生するおそれがあるため、各交通機関において、機敏かつ適切な応急措置を実施する。

第1項 災害時の活動態勢

1 災害対策本部等の設置

震災が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、本部を設置する。

2 通信連絡態勢

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて、無線車、移動用無線機を利用する。

3 応急震災対策について

<各鉄道機関の応急震災対策>

鉄道機関名	応 急 震 災 対 策
J R 東 日 本	<p>1 災害時の活動態勢</p> <p>(1) 災害が発生した場合、各交通機関は、全機能をあげて、乗客及び鉄道施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部を設置する。</p> <p>(2) 通信連絡 災害時の情報収集と伝達、応急措置の指示等の通信連絡は列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線等を利用する。</p> <p>(3) 非常参集方法 震度6以上の地震が発生した場合、全職員は、勤務箇所又は最寄りの駅区所へ非常参集する。</p> <p>2 災害時の初動措置</p> <p>(1) 運転規制</p> <p>ア 地震発生時 運転司令は、列車の運転が危険と判断したときは、直ちに列車無線等により停止手配の指令を行う。</p> <p>イ 震度5以上の場合 各現業長（各技術職場含む。）に対して、直ちに所属職員を派遣し、全線にわたり要注意箇所の点検を指示する。</p> <p>(2) 乗務員の対応</p> <p>ア 運転中に地震を感知し、運転が危険と認めたときは、直ちに</p>

<p>J R 東 日 本</p>	<p>列車を停止させ、停止位置が橋梁上、築堤、ずい道などを避け、安全な場所に列車を移動させる。</p> <p>イ 地震を感知した場合は、直ちに安全な場所に停止し、車掌と打ち合わせて被害状況、乗客の負傷状況等を調査し、列車無線、沿線電話等で輸送司令へ報告する。通信不通時は、徒歩等で最寄りの駅へ報告する。</p> <p>ウ 列車脱線時は、列車防護手配を行う</p> <p>3 乗客の避難誘導 各駅で乗客を避難する必要があるときは、各駅指定の公共避難場所に誘導し避難させる</p> <p>4 事故発生時の救護活動 災害により旅客等に事故が発生した場合は、次の救護措置を行う。</p> <p>(1) 放送により情報を伝達する。</p> <p>(2) 負傷者があったときは、救出救護を行うとともに、必要な場合は、臨時救護所等を開設する。</p> <p>(3) 震度6以上の地震が発生したときは、発生と同時に八王子支社管内に情報連絡拠点を各地区センターに設置するほか、一部地区センターに救助中継基地を設置し、72時間を目処に負傷者の救出活動を行う。</p> <p>(4) 続発事故の防止に万全を期するとともに、必要により警察署及び消防署に通報し出動、救護要請を行う。</p>
<p>京 王 電 鉄</p>	<p>1 災害時の活動態勢</p> <p>(1) 災害発生時 災害が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、乗客及び鉄道施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部を設置する。</p> <p>(2) 通信連絡 災害時の情報収集と伝達、応急措置の指示等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線等を利用する。</p> <p>2 災害時の初動措置</p> <p>(1) 運転規制</p> <p>ア 緊急地震速報を受報時 運転指令長は6カイン以上（震度4相当以上）の緊急地震速報を受けた場合は運転中の全列車に対し、直ちに停車するよう指令する。</p>

京 王 電 鉄	<p>イ 地震発生時</p> <p>運転指令長は、当社の地震計により6カイン以上（震度4相当以上）の地震を感知したときは、運転中の全列車に対し、直ちに停車するよう指令し、次の取扱いをする。</p> <p>(ア) 6カイン以上～12カイン未満（震度4相当）と判明したエリア（全線を6分割）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乗務員に対し、速度 25km・h 以下の注意運転を指令する。 ・ 各現業長に対し、直ちに駅構内および要注意箇所の点検を指令する。 ・ 各現業長から「点検異常なし」の報告を受けた後、状況により運転速度規制の緩和を指令する。 <p>(イ) 12カイン以上（震度5相当以上）と判明したエリア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現業長に対し、直ちに所属員を配置してエリア内全線にわたり点検を指令する。 ・ 現業長から「点検異常なし」の報告を受けた後、列車の運転再開を指令し、状況により運転速度規制の緩和を指令する。 <p>(2) 乗務員の対応</p> <p>ア 運転中に地震を感知し、運転が危険と認めたときは、橋梁上、築堤、ずい道などを避け、直ちに列車を停止させる。</p> <p>イ 列車を停止させた場合は、最寄駅の駅長に連絡をとり、指示を受ける。</p> <p>3 乗客の避難誘導</p> <p>各駅では、乗客を避難する必要があるときは、各駅指定の公共避難場所に誘導し避難させる。</p> <p>4 事故発生時の救護活動</p> <p>災害により旅客等に事故が発生した場合は、次の救護措置を行う。</p> <p>(1) 放送により情報を伝達する。</p> <p>(2) 負傷者があったときは、救出救護を最優先で行うとともに、必要な場合は、臨時救護所等を開設する。</p> <p>(3) 併発事故の防止に万全を期するとともに、必要により警察署及び消防署に通報し、出動・救護の要請を行う。</p>
---------	--

西 武 鉄 道	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の活動態勢 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害発生時 <p>災害が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、乗客及び鉄道施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部を設置する。</p> (2) 通信連絡 <p>災害時の情報収集と伝達、応急措置の指示等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線等を利用する。</p> 2 災害時の初動措置 <ol style="list-style-type: none"> (1) 運転規制 <ol style="list-style-type: none"> ア 地震発生時 <p>運転司令は、列車の運転が危険と判断したときは、直ちに列車無線等により停止手配の指令を行う。</p> イ 震度5以上の場合 <p>各現業長に対して、直ちに所属員を派遣し、全線にわたり要注意箇所の点検を指示する。</p> (2) 乗務員の対応 <ol style="list-style-type: none"> ア 運転中に地震を感知し、運転が危険と認めたときは、橋梁上、築堤、ずい道などを避け、直ちに列車を停止させる。 イ 列車を停止させた場合は、最寄駅の駅長に連絡をとり、指示を受ける。 3 乗客の避難誘導 <p>各駅では、乗客を避難する必要があるときは、各駅指定の公共避難場所に誘導し避難させる。</p> 4 事故発生時の救護活動 <p>災害により旅客等に事故が発生した場合は、次の救護措置を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 放送により情報を伝達する。 (2) 負傷者があったときは、救出救護を最優先で行うとともに、必要な場合は、臨時救護所等を開設する。 (3) 併発事故の防止に万全を期するとともに、必要により警察署及び消防署に通報し、出動・救護の要請を行う。
---------	--

第2項 復旧計画

鉄道施設は、震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策の遂行上、重要な役割を果たすことから、速やかに応急復旧を行い、輸送の確保に努める。

また、各鉄道機関は応急対策の終了後、速やかに被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けぬよう本復旧計画をたてる。

第3節 社会公共施設等

(政策総務部・市民生活部・税務管財部・福祉保健部・環境安全部・文化スポーツ部・都市整備部・教育委員会)

地震等災害の発生時において、病院、社会福祉施設、学校等社会公共施設における的確な応急、復旧措置は、被害の軽減につながる。

第1項 病院等（福祉保健部・医療機関）

- 1 停電時の措置として非常用電源の確保
- 2 給水不能時の措置として用水の確保
- 3 ボイラー使用不能時の措置としての代替燃料等の確保
- 4 患者の避難措置として避難計画の確立
- 5 重要機材の保管措置及び持ち出しの体制

第2項 社会福祉施設等（福祉保健部所管施設）

高齢者、障害者（児）、児童等は、災害時に独力でその身の安全を確保することが極めて困難であると予想されることから、これらの人達が利用する社会福祉施設等においては、安全の確保を図るため平常時から関係機関と連絡を密にするとともに、災害時には自主的な災害活動を実施し、応急措置を行う。

- 1 各施設の責任者は、施設利用者の安全を図るため、綿密な救助計画を樹立する。
- 2 責任者は、自衛防災組織を編成し、災害時には役割分担に基づき行動する。
- 3 緊急時には、関係機関へ通報するとともに、状況に応じた臨機な措置を講ずる。
- 4 自主的な災害活動に支障が生じた場合は、関係機関に応援を要請する。
- 5 責任者は、施設の応急修理を迅速に実施する。

第3項 市営住宅（市民生活部）

市営住宅に居住する者は、できるだけ自衛措置を講ずるとともに、緊急時には市民生活部又は関係機関へ通報する。

第4項 学校施設（教育委員会所管施設）

1 応急対策

- (1) 各施設の責任者は、避難について特に綿密な計画を樹立しておき、それに基づいて行動することとし、特に児童生徒等の安全確保に万全を期する。
- (2) 責任者は、自衛防災組織を編成して、分担に基づいて行動する。
- (3) 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- (4) 避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、火災予防について十分な措置をとる。
- (5) 学校の応急修理は、迅速に実施する。

2 復旧計画

公立学校の施設が地震、大火等の災害で被害を受けた場合には、市教育委員会は、被害状況を調査する。その結果、甚大な被害を受け、教育活動ができない状態にあると判断した場合には、緊急に学校長及び都教育委員会と連絡を密にして、授業再開計画などを作成する。また、児童、生徒の実態を十分把握するとともに、生活環境の急激な変化による心理的な不安や動揺を早急に解消するために、教育活動の中断がないように努める。被害を受けた施設のうち緊急に復旧を必要とするものについては、計画をたてて速やかに復旧を行う。

なお、甚大な被害が発生した場合は、都教育委員会と連絡を密にして、被害額等を調査し、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」(昭和28年法律第247号)による事務手続を行い、国庫補助金の交付を受ける。

第5項 文化財施設（文化スポーツ部）

文化財は、貴重な国民的財産であることにかんがみ、設備備品等の転倒・落下防止措置、薬品等危険物資による危害の予防に努めるとともに、災害が発生した場合は、次の災害応急措置を講ずる。

- 1 文化財に災害が発生した場合は、その所有者又は管理者は直ちに府中消防署、消防団等へ通報し、災害拡大防止に努める。
- 2 文化財に災害が発生した場合は、その所有者又は管理者は速やかに被害状況を調査し、その結果を文化スポーツ部に報告するとともに、都指定の文化財にあっては都教育委員会に、国指定の文化財にあっては、文化庁に報告する。
- 3 関係防災機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため協力して応急措置を講ずる。
- 4 被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、文化スポーツ部、都教育委員会及び文化財管理者において修復等について協議を行う。

第6項 社会教育・文化施設及び保養所等（市民生活部・事業部・文化スポーツ部所管施設）

社会教育・文化施設及び保養所等の管理者は、利用者が不特定多数であることから、様々な状況を想定した災害時の行動計画の確立を図る。

- 1 施設管理責任者は自主的な自衛防災班を編成し、災害時には、施設等職員は役割分担に基づいて行動する。
- 2 避難について特に綿密な計画を樹立し、それに基づいて行動する。特に災害時要援護者の安全確保に万全を期する。
- 3 避難所となった場合、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、火災の予防について十分な措置をとる。
- 4 震災後、直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立て、早急に開館又は開場する。
- 5 当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

第7項 社会公共施設の応急危険度判定

地震発生時において、応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

市は、市内の応急危険度判定員との連絡体制を整備し、被災時の応急危険度判定作業が円滑に実施できるよう協力する。

第8項 コンピューターへの被害の防止（税務管財部）

災害が発生した場合、コンピューターへの被害が最小限にとどめられるよう措置を講ずる。また、被害にあった場合でも機能回復を一刻もはやくできるような応急復旧計画を樹立する。

- 1 予防
 - (1) ホストコンピュータ及び周辺機器等のハードウェアの耐震強化を図る。
 - (2) 自家発電機、無停電装置、配線等の電源設備や空調設備等が災害時でも稼働できるよう必要な措置を講ずる。
 - (3) ソフトウェア、各種データは最新の状態で保管、復旧できるよう必要な措置を講ずる。
 - (4) 災害時におけるデータ復旧処理、操作方法、手順の文書整備を行う。
- 2 応急対策
 - (1) ホストコンピュータが稼働できない状態であっても、住民記録等の基幹情報は、即日、ネットワークを介して利用できるよう措置する。
 - (2) インターネット等により、被災者の安否情報の提供、その他の情報等が受発信できるよう措置を講ずる。

3 災害復旧

- (1) 基幹システムは他のホストコンピュータに業務プログラム、基本データ等を持ち込み、処理できるよう検討する。
- (2) ハードウェア、ソフトウェア復旧に当たり、復旧器材の優先入手及びシステムエンジニアの人材の確保について、コンピュータメーカーと災害時における復旧協定を確立する。

第9項 その他

住家・事業所等の建造物の災害応急対策は、関係機関が所定の計画により対処するほか、建造物管理者、市民等もそれぞれ次に掲げるような自衛措置を講ずる。

1 地震に対して

- (1) 地震はいつ起こるか予想が困難なので、平常時においても高い所から物が落ちないように、家具類の転倒・落下防止をすること。
- (2) 大地震の主震動が継続する時間は大体1分間前後と言われているので、1分過ぎたら地震による直接の危険は去ったと考え、落ち着いて行動すること。
- (3) 屋外に直接出やすい位置にいる場合は、屋外の安全な場所に待機すること。
- (4) 屋外に退避できないような場合は、堅固な家具等に身を寄せること。
- (5) 地震が起きたら、まず第1に身の安全を図り、その後、消火すること。
- (6) がけ崩れに充分注意すること。
- (7) がけが崩れそうになったら、市役所・府中消防署・府中警察署等へ通報すること。
- (8) このほか必要と思われる措置を講ずること。

2 火災に対して

- (1) 火災を出さないため、火気使用設備器具使用に際して、火災発生のおそれのある設備器具は常に安全な状態で使用すること。
- (2) 初期消火に十分な消火設備を設けておくこと。
- (3) 防火設備、避難設備、消火設備、避雷設備等は、常に点検し機能保持に努めること。
- (4) 避難する場合は、風上の安全な場所に避難すること。

3 災害全般に対して

- (1) 火災に対応するため、初期消火に十分な消火設備を設けておくこと。
- (2) 鋸、槌子、棒、バール、斧等を準備すること。
- (3) 非常持出し物は、一箇所にまとめておくこと。
- (4) 可燃性のガス等を使用する施設のある場合は、元栓の位置、閉め方を家族全員に知らせておくこと。
- (5) 携帯ラジオ・家庭医薬品を備えておくこと。
- (6) 災害によって電線が切断されることがあるから、十分注意すること。
- (7) 隣保共助の方法を講じておくこと
- (8) 避難する場合は関係機関の指示、誘導に従うこと

- (9) 公共機関からの情報を信じ、デマにまどわされないようにすること

第10項 借地借家法の特別の適用に関する計画（環境安全部・税務管財部）

災害により被害を受けた地域において、借地、借家の権利関係につき種々の問題が起こるおそれのある場合は、市本部長は被災都市借地、借家臨時処理法（昭和21年法律第13号）の適用を図る。

1 申請手続

罹災都市借地借家臨時処理法の適用を申請しようとする場合、あらかじめ電話又は口頭により都知事（都市整備局）を經由し、主管課である国土交通省住宅局住宅総務課に連絡した後、速やかに資料編〇ページ、資料〇の様式に基づき申請書を作成し、国土交通大臣あて申請する。

第16章 応急生活対策

震災時には、多くの住宅が倒壊、焼失又は破損することが予想される。また、余震等による建築物の倒壊や部材の落下などの二次災害の発生も考えられる。そこで、建築物の危険性を迅速に調査し、住民の安全を確保するため、被災建築物応急危険度判定を実施するとともに、自己の資力で再建又は応急修理ができない被災者を対象に、応急仮設住宅の設営及び居住に供するための最小限の応急修理を実施し、被災者の住居を確保し、生活の安定を図る。

第1節 被災住宅の応急危険度判定(都市整備部)

第1項目 目的

地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物・転倒物による二次災害を防止するため、迅速かつ円滑に建築物の被災状況を調査し、当該建築物の当面の使用の可否を判定することにより被災住民の安全を確保することを目的とする。

第2項 対象建築物

応急危険度判定の対象とする建築物は、民間住宅を中心とする。
なお、市営住宅、都営住宅、東京都住宅供給公社（以下「都住宅供給公社」という。）が管理する住宅及び都市再生機構が管理する住宅及びその他の公共建築物については、それぞれの建築物の管理者が行う。

第3項 判定制度の仕組み

市が設置する被災建築物応急危険度判定実施本部からの要請に応じて参集した応急危険度判定員（東京都防災ボランティアとして登録された者をいう。）又は被災建築物応急危険度判定実施本部からの要請に基づき、都が設置する被災建築物応急危険度判定支援本部から派遣された応急危険度判定員により、被災建築物の当面の使用可否について、「危険」、「要注意」又は「調査済」の判定ステッカーを貼付することにより行う。

第4項 応急危険度判定の実施

建築物における二次災害を防止するため、応急危険度判定実施本部を設置し、地震発生後7日以内に応急危険度判定を実施する。また、実施本部は、係の長及びコーディネーター等による会議を開催しながら応急危険度を判定する。係編成は判定庶務係、判定情報係及び判定実施係とする。

なお、本計画の想定地震である多摩直下地震（M7.3）が発生した際に必要となる応急危険度判定士数は約32人である（実施期間は都の完了目標の地震発生後7日以内）。

第2節 家屋・住家被害状況調査等（税務管財部・府中消防署）

第1項 調査の目的

被災世帯の生活再建支援の基礎資料とするため、被災後において、家屋・住家の被害状況を把握する。

第2項 調査の実施

調査にあたっては、関係する防災機関と必要な情報について、連携を図るものとする。

税務管財部は、国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法などを定めるものとする。これに基づき、住家及び非住家の被害状況調査を行い、調査結果を都本部に報告するとともに、り災台帳を作成する。

なお、火災における被害状況調査（原因・損害等）は、府中消防署長が行うこととする。

第3項 り災証明書の発行

1 手続

税務管財部は、家屋・住家被害状況調査の結果に基づき、速やかにり災証明書を発行する。府中消防署長は、焼損状況の調査等に基づき、火災によるり災証明書を発行する。

なお、受付窓口は、税務管財部と府中消防署で協議し、申請する市民の便を考慮した場所以で行うものとする。

2 り災証明の対象となる範囲

災害対策基本法第2条第1項に規定する災害において、次の事項について証明する。

市で証明する事項	府中消防署で証明する事項
ア 全壊	ア 全焼
イ 大規模半壊	イ 半焼
ウ 半壊	ウ 部分焼
エ 一部損壊	エ ぼや
オ 床上浸水	
カ 床下浸水	
キ 流失	
ク その他	

3 り災証明書の発行は、り災世帯の世帯主又は家族が申請し、その手数料は無料とする。

4 証明書の様式

証明書の様式は、資料編〇ページ資料〇のとおりとする。

ただし、府中消防署長が発行する火災によるり災証明書の様式は、東京消防庁が別に定めるものとする。

第3節 被災住宅の応急修理（市民生活部・都市整備部）

第1項 実施主体

災害救助法適用後の被災住宅の応急修理は、都が市の要請に基づき、応急修理実施の決定をし、市が応急修理を行う。都はこの協力をする。ただし、災害救助法の適用外において、市本部長が必要と認めた場合は、市において行なう。

第2項 修理の対象

修理の対象は、震災により住家が半焼又は半壊し、自らの資力では応急修理ができない者とする。

第3項 修理の基準及び対象戸数

1 修理戸数

災害救助法適用後の修理対象戸数は、都が厚生労働大臣に協議し、同意を得た上で知事が決定する。

災害救助法が適用されない場合等については、市本部長が災害の状況に応じて、その都度定める。

2 修理の内容及び経費

修理は、居室、炊事場、トイレ等日常生活に欠くことのできない部分に対して、居住に必要な最小限度の応急修理を行なうこととし、災害救助法適用後の修理は、災害救助法の基準に基づき都が定める応急修理基準により行う。

また、1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

3 修理の期間

原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。

4 修理工事

災害救助法適用後の修理は、都が提示する社団法人東京都建設業協会の協力業者名簿から市が指定する業者により行う。

災害救助法が適用されない場合等については、市民生活部長の依頼に基づき、都市整備部長が府中市建設業協会の協力を得て実施する。

5 帳票の整備

住宅の応急修理を実施した場合、市は必要な帳票を整備する。

第4項 修理住宅の選定

1 災害救助法適用後の修理は、都が定める応急修理実施要綱に基づき、市が募集及び選定を行う。

2 修理住宅の選定は、市民生活部（住宅勤労課）が都市整備部（建築課）の協力を得て調査班を編成し、被害の程度、深刻さ、被災者の資力、住宅事情、その他生活条件を十分に

調査し実施する。

第5項 市営住宅の応急修理

既設の市営住宅又は付帯施設が災害により著しく損傷を受けた場合については、市民生活部（住宅勤労課）が都市整備部（建築課）の協力を得て、市民が当面の日常生活を営むことができるよう、応急修理を次のとおり実施する。

なお、都営住宅、その他の公営住宅については、それぞれ所管する都都市整備局、都住宅供給公社、都市再生機構等が被害状況を緊急調査し、修理の必要な個所については、迅速に応急修理に当たることとなっている。

- 1 市営住宅又は付帯施設の被害状況について、早急に調査を行う。
- 2 市営住宅又は付帯施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに、危害防止のため市民に周知を図る。
- 3 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、台所、トイレ等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

第4節 応急仮設住宅の供給（市民生活部・都市整備部・水と緑事業本部）

第1項 設営地の選定

1 設置主体

災害救助法適用後の応急仮設住宅の設置は、都が行い、市はこれに協力する。ただし、災害救助法の適用外においても、市本部長が特に必要と認めた場合は、市において行う。

2 建設地の選定

応急仮設住宅の建設予定地は、都市公園、仲よし広場及び調布基地跡暫定少年野球場と・サッカー場等の一部で、次の条件を考慮し、市民生活部長が関係各部長の協力を得て決定する。

ただし、被害状況によりやむを得ない場合には、市内小・中学校体育館等に間仕切りを設けて応急住宅の一部として利用する。

(1) 建設地の条件

- ア 浸水、がけ崩れ等の危険がないこと
- イ 飲料水、電気、ガス等が得やすく、保健衛生上も良好なこと
- ウ 児童生徒の通学やその他の生活建直し上の便宜を考慮し可能な限り、被災者の生活圏内にあること
- エ 交通の便がよいこと
- オ 公有地であること
- カ 敷地が広いこと

(2) 応急仮設住宅は、被害想定から、約1,200戸相当分を確保する必要がある。これは、面積にして概3.6万㎡に及ぶが2階建など応急仮設住宅の建設仕様の多様化が見込まれる。

建設予定地の詳細については、資料編〇〇ページ、資料〇〇を参照。また、詳細については、年1回都都市整備局に報告するものとする。

なお、都市公園等で応急仮設住宅の必要面積を確保できない場合は、調布基地跡地暫定少年野球場・サッカー場等を充てるものとする。

第2項 応急仮設住宅の建設及び管理

1 応急仮設住宅の建設

(1) 建設戸数

ア 災害救助法適用後は、市本部長が必要があると認めた場合、直ちに都知事（都災害対策本部）に要請する。なお、都の基準建設戸数は、厚生労働大臣と協議し同意を得た上で知事が決定する。（具体的な建設基準は、資料編〇ページ資料〇のとおり。）

イ 災害救助法適用前等に市が実施する場合は、市本部長が災害の状況に応じてその都度定める。

(2) 住宅の構造

平屋建て又は2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ、高齢者や障害者世帯向け住宅などを設置する。

(3) 規模及び費用

1戸当たりの床面積は29.7㎡（9坪）を標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。1戸当たりの設置費用については、国の定めによる。

(4) 着工

災害発生の日から20日以内に着工する。供与期間は、工事完了の日から2年以内とする。

(5) 建設工事

災害救助法適用後の応急仮設住宅の工事は、都の監督のもとに、(社)東京建設業協会及び(社)プレハブ建築協会があっ旋する業者が行う。

災害救助法適用前等に市が実施する場合は、市民生活部長の依頼に基づき、都市整備部長が府中市建設業協会及びプレハブ会社の協力を得て実施する。

2 入居者の選定

(1) 災害救助法適用後、都からの依頼を受け、市が入居者の選定を行う。

ア 入居者の募集計画は被災状況に応じて都が策定し、市に住宅を割当てするものとする。割当てに際しては、原則として市の行政区域内の住宅の割当てが、所要戸数の確保が困難な場合には、区市町村間で融通しあうものとする。

住宅の割当てを受けた市は、市内の被災者に対し募集を行う。

イ 入居者の選定は、高齢者、障害者、ひとり親世帯等の優先を原則とし、生活条件等を考慮して市が行う。

(2) 市が行う入居者の選定は、次のとおりである。

ア 資格基準

入居の対象となる者は、災害により住家が全焼、全壊又は流失し、現に居住する住家がない者であり、かつ、自らの資力では住家を確保できない者とする。

イ 入居者の選考

入居者の選考は、災害の状況に応じて選考基準を定め、被災者の程度、住宅困窮の状況、資力、その他を審査の上、市民生活部長が税務管財部長、福祉保健部長、都市整備部長と協議して定める。

3 応急仮設住宅の管理

- (1) 災害救助法適用後、都が管理するものについては、市は、これに協力する。
- (2) 市が管理する場合には、入居の期間、使用条件、その他必要な事項を定め、市民生活部（住宅勤労課）が行う。
- (3) 応急仮設住宅を建設した場合、都都市整備局と市は協力して別途定める帳票を整備、保存する。

第3項 一時提供住宅の供給

都営住宅、市営住宅等公的住宅等に空き家があった場合、応急仮設住宅の入居資格・募集・選考方法に準じ、都と市民生活部は協力して、応急的な住宅を供給するよう努める。

第5節 教育・福祉・労務計画（政策総務部・福祉保健部・教育委員会）

第1項 応急教育

震災時における幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、災害予防、応急対策等について計画を定める。

1 応急教育計画の策定

(1) 事前の準備

ア 学校長又は園長（以下、本節において「学校長等」という。）は、学校等の立地条件などを考慮し、災害時の「応急教育計画」を策定し、指導の方法などについてあらかじめ適正な計画を立てる。

イ 学校長等は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じなければならない。

- (ア) 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導、事後措置及び保護者との連絡方法等を検討してその周知を図る。
- (イ) 市が行う防災訓練に教職員、児童生徒等が参加、協力する。
- (ウ) 市教育委員会、府中警察署、府中消防署、消防団及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。
- (エ) 勤務時間外における所属職員への連絡や、非常召集の方法を定め、職員に周知させておく。
- (オ) 児童生徒等の安全確保を図るため、保健室の資器材を整備充実し、また、学校

医や地域医療機関等との連携を図る。

ウ 在校中や休日等の部活動など、児童生徒等が学校(園)の管理下にある場合やその他教育活動の多様な場面において災害が発生した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置づける。

エ 登下校時に災害が発生した場合に備え、通学路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を立案し、周知徹底を図る。

(2) 災害時の対応

ア 学校長等は、児童生徒等が在校中や休日の部活動など、学校(園)の管理下にあるときに災害が発生した場合、安全確認ができるまでの間、児童生徒等を校内に保護し、安全確認ができる場合又は確実に保護者等への引渡しができる場合には、児童・生徒等を帰宅させる。

イ 学校長は、保護者に対しては、避難計画に基づいて、児童生徒等の安全な引渡しを図る。

ウ 学校長等は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会に報告し、災害対策に協力する。

エ 学校長等は状況に応じ、市教育委員会と連絡の上臨時休校等適切な措置をとる。

オ 学校長等は、避難所の開設等災害対策に協力するとともに、教育活動再開のための場所の確保するほか、避難所部分について住民の協力が得られるよう努める。

カ 学校長等は準備した「応急教育計画」に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。

キ 「応急教育計画」については、市教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

(3) 災害復旧時の態勢

ア 学校長等は、教職員を掌握するとともに、校舎の整備を行い、児童生徒等の安否や被災状況を調査し、市教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する態勢の確保に努める。

イ 市教育委員会は、学校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。

ウ 市教育委員会は、被災学校等ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。また、指導主事は、被災学校等の運営について助言と指導に当たる。

エ 市教育委員会及び学校長等は、連絡網の確立を図り指示事項伝達の徹底を期する。

オ 「応急教育計画」に基づき、学校等へ収容可能な児童生徒等を保護し、指導する。教育活動の再開に際しては、指導に当たっては健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにする。また、心のケア対策も十分留意する。

カ 学校長等は、教育活動の再開にあたっては、児童生徒等の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。

キ 他の地区に避難した児童生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実状の把握に努め、避難先訪問などにより、前記エに準じた指導を行うように努める。

ク 避難所等に学校を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、市教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。

ケ 学校長等は、災害の推移を把握し、市教育委員会と緊密に連絡の上、平常授業（保育）にもどすように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

2 学用品の調達及び給与（支給）計画

(1) 給与（支給）の対象

災害により住家に被害を受け、学用品を損失又は損し、就学上支障がある小中学校の児童生徒に対し、被害の実情に応じて教科書、教材、文房具及び通学用品を給与（支給）する。

災害救助法の適用を受けない被害の場合においては、市が実施するものとし、災害救助法適用後は、都が実施し、市はこれに協力する。

(2) 給与（支給）の時期

災害発生の日から、教科書、教材については、1か月以内、文房具及び通学用品については、115日以内とする。ただし、交通や通信等の途絶により、学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合は、都知事が厚生労働大臣の承認を受け必要な期間を延長することができる。

(3) 給与の方法

教科書及び学用品は、都知事が一括購入し、被災児童及び生徒に対する配分は、市本部長が実施する。

(4) 費用の限度

ア 教科書

児童及び生徒に対し支給した教科書又は教材の実費

イ 文房具及び通学用品

災害救助法施行細則の直近の改正で定める額

3 学校納付金等の減免

市教育委員会は、被災した児童生徒等に関する学校納付金等の減免について、必要な計画を策定する。

第2項 応急福祉

被災者のうち、恒常的に福祉サービスや援護を必要とする災害時要援護者に対して、サービスの継続、援助を迅速に行い、保護を図る。

1 要援護者に対する援助

(1) 市その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。

(2) 市は、必要に応じ、民間団体に可能な分野における協力を依頼する。

- (3) 各実施機関の体制をもってしては援護措置の実施が困難な場合、市本部長は都知事に応援協力を要請する。
- (4) 市は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設する。必要に応じ都に協力要請する。
- (5) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次実効のある当面の措置を講ずる。
- (6) 市は災害時要援護者に対し優先的に飲料水等、日常生活に必要な品目の補給支援に努める。また、ボランティア等確保の情報提供を行い、マンパワー確保に助力する。
- (7) 実施項目
 - ア 被災した援護が必要な高齢者の社会福祉施設等への一時的収容保護のあっ旋
 - イ 被災者に対する生活相談
 - ウ 被災世帯の幼児に対する臨時保育の実施
 - エ 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け
 - オ 生活困窮者に対する生活保護の緊急適用
 - カ 被災母子世帯に対する母子福祉資金の貸付け
 - キ 被災身体障害者に対する援護
 - ク 被災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け

3 要援護者の把握

市は、災害時要援護者については、安否確認等、福祉活動に必要な事項をまとめたリスト等を作成し、災害時でもできる限り通常の福祉活動が実施できるような体制を確立する。

第3項 労働力の確保

災害時には、応急対策等の各作業を行うにあたって、市の職員のみでは十分な対応ができないことが想定されるので、労力の不足を補うため、供給可能な作業員等労働力の確保に努める。

1 雇用対策

(1) 雇用対象者

災害時において必要とする作業員等は、雑役土工等の労働に耐え得る能力のある者で、雇上対象者は、東京労働局の日雇求職者とする。

(2) 賃金

公共事業設計労務単価表の定めるものとする。

2 労働供給手続き

(1) 労働供給の要請

市は、作業員等の雇用を必要とするときは、所要人員を東京労働局に要請する。

(2) 作業員等の引渡し

ア 市は、都から作業員等を確保した旨連絡を受けた場合、速やかに輸送用車両の配置措置を講じ、作業員等の待機する場所において東京労働局又は公共職業安定所職員立

会いの上、作業員等の引渡しを受ける。

イ 市は、作業終了後においても、先の待機場所又は適宜の交通機関までの作業員等の輸送を行う。

(3) 賃金の支払い

賃金は、政策総務部（職員課）においてあらかじめ予算措置し、就労現場において作業終了後直ちに支払う。

第17章 災害救助法の適用（環境安全部）

第1節 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定めるところによるが、市に対する具体的適用基準は、次のとおりである。

- 1 市の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が100世帯以上であること。
- 2 都の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が、2,500世帯以上であって、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が50世帯以上であること。
- 3 都の区域内で住家の滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

第2節 被災世帯の算定基準

第1項 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等、著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

第2項 住家の滅失等の認定

- 1 住家が滅失したもの
 - (1) 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの
 - (2) 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、(1)には達しないが、その住家が改築しなければ居住できない状態になったもの
- 2 住家が半壊又は半焼する等著しく損傷したもの
住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満の場合であって、その部分の修理を行うことによって住家として使用できる程度のもの
- 3 住家が床上浸水、土砂のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの
 - (1) 1の(1)及び(2)に該当しない場合であって浸水がその住家の床上に達した程度のもの
 - (2) 土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないもの

第3項 世帯及び住家の単位

1 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

2 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が、遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

第3節 災害救助法の適用手続と救助事務

第1項 救助適用申請

- 1 災害に際し、市における災害が前記第1節の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込があるときは、市本部長は、直ちにその旨を都知事に報告し、災害救助法の適用を都知事に要請する。
- 2 災害の事態が急迫して、都知事による救助の実施を持つことができないときは、市本部長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処置に関して都知事の指揮を受ける。

第2項 要請手続

市本部長が災害救助法の適用を都知事に要請する場合は、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について一時的に口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。

- 1 災害発生の日時及び場所
- 2 災害の原因及び被害状況
- 3 適用を要請する理由
- 4 必要な救助の種類
- 5 適用を必要とする期間
- 6 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- 7 その他の必要な事項

第3項 救助事務の実施

- 1 市の地域に災害救助法が適用されたときは、市本部長は、都知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。
- 2 災害の事態が緊迫して、都知事の指揮を受けるいとまがないときは、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後処理に関し都知事の指揮を受ける。

第4項 報告

- 1 災害救助法の規定に基づく救助措置等の都知事に対する報告は、第2項の要請手続に応じて行う。
- 2 各部長は、その所掌する救助事務について、あらかじめ定められた様式及び帳簿を整理し、救助事務の実施の都度または完了後速やかに市本部長に提出する。
- 3 災害の事態が急迫して都知事による救助の実施を待つことができないときは、市本部長は災害救助法の規定による救助に関して都知事を補助するため救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処置に関して都知事の指揮を受けなければならない。

第5項 救助の種類

- 1 災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるもので、次のような種類の救助がある。
 - (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
 - (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
 - (4) 医療及び助産
 - (5) 災害にかかった者の救出
 - (6) 災害にかかった住宅の応急修理
 - (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - (8) 学用品の給与
 - (9) 埋葬
 - (10) 遺体の捜索及び処理
 - (11) 災害によって住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
 - (12) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費
- 2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等は資料編〇ページ資料〇のとおりである。

第4節 災害救助基金の積立（環境安全部）

第1項 計画目標

災害救助法等に基づく、応急仮設住宅の供与、避難所の設置及び食料や生活必需品の給与などの応急救助、その他災害対策に要する費用については、緊急時に相当の額を必要とするので、市はその財源に充てるため災害救助基金を積立している。

第2項 現況・事業計画

平成19年3月31日現在の積立額は812,193千円である。

今後も積立目的・積立額、あるいは運用目的・運用額等を検討する。

(参考) 府中市基金条例(昭和40年条例第5号)

第1条第4号 市民が災害の発生により受けた被害に対して、市が災害救助に要する経費の財源に充てることを目的とする。